

を帯びて國守上毛野朝臣氏永を圍んで、印匙驛鈴等を奪ひ、以つて傍吏に授けた事件がある。氏永は逃げて國介忍海山下氏則の館に隠れたが、夜になるに附近が騒がしく、さうも數十人の賊があたりを圍んで居るらしい。そこで介の氏則も賊に共謀して居る事がわかり、劍を揮ひ氏則の妻下毛野屎子及び侍女大田部西子を傷け、やつし山中に逃げ去る事が出来た。しかし掾の大野安雄が郡司百姓三十七人を率ゐて氏永を捉へ、縛して倉の中にこぢ籠めた。此の外詳細な記録がないので、その真相がうまくわからぬが、國守氏永が不人望の爲に介掾が郡司百姓と心を合せ、斯様な暴動を起したのもらしい。

以上は國守が餘りに暴政を施いたり、又は隣國との長い争ひが勃發して兵亂を見るに至つたのであつて、悪い處がないではないが、其の動機は同情してやらねばならぬ。しかし此の時代には次のやうな困つたのもあつた。それは貞觀八年七月の事で肥前基肆郡擬大領山春永、藤津郡領葛津貞津、高來郡擬大領大刀主、彼杵郡人永岡藤津等が新羅人珍賓長なる者と共謀して、新羅國に渡り、兵器器械を造り、對馬島を撃取らんとした事件である。吾が國にこんな恐ろしい奴が居たかと思ふに驚くの外はあるまい。幸ひに川邊豐穗の密告で、その陰謀が發覺した。これと同様の事件は同十二年十一月にも起つて居る。それは太宰少貳藤原元利萬侶王家人清原崇繼、中臣年麻呂、興世有年等と共謀し、新羅國王と謀を通じて國家を傾けんとした事である。しかし筑後權史生佐伯真繼が計らずも新羅國牒を得

たので、事を未發に防ぐ事が出来た。猶同八年に隱岐國前守越智貞厚が新羅人と共謀して反逆を企てた密告する者があつたが、それは誣告であつた。

以上で地方の人間もなか／＼油斷がならなかつた事がわからう。そして此等でわかるやうに、その多くは郡領である。これによつて、郡領がその郡に於いて如何に人望と勢力を持つて居たか、わかるでないか。地方に争鬭がある時には、いつでも其の首領となつて居るのである。かくて民政亂れて中央政府の政權が地方に及ばなくなり、盜賊横行するやうになるに、地方は地方自身の力に據つて獨立せなければならぬ、その場合その主領となつたのがこの郡司、後の大名がそれである。

第十三節 社會政策

以上の如く貴族、官吏、僧侶等が、それ／＼私欲を逞しうし、不良の民や盜賊が横行して居ては、良民の苦しみが堪え間ないと思ふであらうが、それは百餘年の間の暗黒方面を縮寫したから、上述の如くなつたのであつて、實際は夫程苦しい世の中ではなかつたらしい。事實は今の世よりは氣樂であつたかも知れぬ。けれど一朝飢饉にでもなるに、悲惨な光景を呈するのであつた。否もつと恐るべきものは疫病の流行であつた。今こ違つて衛生上の設備はない、醫藥の道が開けてない、自然に終焉す

る迄、手のつけやうがなかつた。従つて其の間に病死する数は實に夥かつたらしい。貞觀十二年紀に貞觀七八兩年の間に隱岐國で疫死した百姓三千一百八十九人あるので、其一般がわからう。一家全滅するやうな悲惨な出來事は屢起つたのである。殊に當時既に病氣の傳染する事を知つて居た（第八章第一節参照）から、病家には近づかない。従て富豪でも穀を積み、猶餓えた、まして貧乏の家では家を擧げて死去し、葬斂する事が出來ぬ。或は頭を駢べて病苦しても看病する人がない。（天長七年官符）路傍で死亡しても屍骸を斂める者がない。（大同三年二月紀）云ふやうに此世ながらの地獄を現出したのである。

斯様な百姓の苦痛を救ふ爲に當時の政府は種々の施設をして居た。先づ普通の場合には蠲免、賑給、賑貸などの制度があるし、非常の場合には釀造嚴禁、米穀廉賣、時には強制的に富豪の倉庫を開かせて居る。其他社會事業社會奉仕を獎勵して居る。

蠲免には租を免ずるのも、調を免ずるのも、庸、雜徭など、又それ等凡べてを免ずる場合も、二つ若しくは三つの場合など、いろいろの種類があり、又量にも全部の場合も、半の時も、若しくは三分の一位の事もあつた。それから範圍も一身に止まる場合も、一戸若しくは一房に及ぶ事もあつたが、何れも要するに、その人の苦を救はん爲である。勿論三位已上はその父祖、兄弟、子弟まで、四位五

位の人は、其の父子まで、その他在官の者、在役の者が總べて蠲免せられる如きは一の待遇と見るべきもので、此處に限りあけて云ふ必要がない。又祥瑞、豊年によりて、若しくは即位、天皇元服、立太子、太子元服などの蠲免は慶賀祝福の意に外ならないが、かの國家の大凶事に對しての蠲免は此の時代には殆ど見えぬ。次に行幸、造宮、遷都、悠紀主基國、征役、邊塞、京畿の百姓等の其れは勞役を、耆幼、老丁、少丁、篤疾、癡疾、殘疾、女子、家人、奴婢等の其れは弱者を憐れんだものを見る事が出来る。それ等の多くは法律に規定されてあつた。次に水旱、風損、蝗災、地震、疫病等災害の場合や、承和六年三月、陸奥國百姓三萬八百五十八人が、仁壽二年七月、肥前豊後兩國の貧民一萬六千餘口が、齊衡元年四月、肥前豊後兩國百姓窮困者九千餘人が、同二年十月出羽國百姓困窮者一萬九千餘口が、貞觀九年七月美作國大庭眞島兩郡百姓等が、同十五年十二月、備後國百姓貧窮尤も甚しき者十四郡、七千四百十三人が、一年若しくは三年の復（調庸雜徭を免ずる事）を給はつたのは、一時的の危急を救はん爲であつた。その他蠲免には道德をすゝめんが爲に、孝子、順孫、義夫、節婦などの志行國郡に聞ゆる者に及んで居る。此等德行ある者は、其の德を門閭に表し、獨その人のみならず、同籍者悉く課役を免ぜられた。又勸業の爲に力田者に蠲免を賜はつて居る。これ等は總べて社會の道德を勸むる上に、多大の効果があつたであらう。それ等は儒教精神の表れと見る事が出来る。

蠲免と共に社會政策の一として見るべきものは賑給である。水旱、災蝗に遭ひて米穀熟せなれば土地に賑給し、又鰥寡、孤獨、貧窮、老疾にて自存し能はざる者は近親に收養せしめ、近親なければ坊里に付し、行路病者は村里をして安養せしめ、醫藥を與へるなき何れも令に定められて居たし、實際にも行はれて居た。又飢饉、疫病流行の際、多數の人民に賑給し、醫藥を給したことも尠くない。又邊要の民、また俘囚に對しての賑給がある。これは、その困難をあはれんである。その他即位、立太子、太子元服、豊稔、祥瑞等の賑給は祝賀の爲で、高貴の方の病氣、又は崩御の折、若しくは災異のある場合の賑給は冥福を求むるので祈禱の一種と見てよい。この賑給を行ふには賑給帳があり、又時に賑給使を遣はし、疫病の時には醫師を出して病民を療治させた。而して平時には諸國に救急料稻とて上々戸は二石、上中戸は一石六斗、上下戸は一石二斗、中上戸は一石、中々戸は八斗を田租と共に收めさせ、義倉に藏し、それを出舉して、その利息で貧困者を矜み、又それを無利息にて貸したのである。猶此時代には多産の女に稻三百束、時には四百束、その上乳母を賜はつて居る。これも賑給の一種で、社會政策の一端と見たらよい。

賑貸とは窮民に穀物を貸し與へる事で、これは出舉と違ひ、利息をこらさない。例へば延暦廿三年攝津國に於いて正税二萬束を貧民に假貸せしが如き、大同元年五月頻年登らず、民食乏し、公稻を出舉しても猶飢人多い。さりて民間に託して置いたなら、富強の輩好機逸すべからずとなし、高利を以て米穀を貸すから、報償の時は息利數倍となり、貧弊の家糟糠をも厭はなくなる云ふので、正税を出して貸し、絶乏を救つた如き、それである。これは其の後も度々行はれて居る。著しい例を云へば承和二年七月に筑前國の貧民に正税一萬束を貸し、五年を限つたが、窮乏の輩餘弊未だ回復せないこと、三年を延ばせた事なきある。又時には出舉の利息を免除した事もあつた。

以上の事は普通の場合だが、あまり飢饉の非道い時には非常手段を採つて居る。穀價騰躍した事は度々あるが、殊に大同四年閏二月には前年の倍になつて居る。又貞觀九年四月には一斛の直一千四百文、この時官米を廉賣したが、その直一斛八百文であつた。此等から考へると、いくら騰貴しても二倍以上には上らなかつたらしい。今日に較べるに大した事はない。若し明治末年、大正の初めの米價騰貴が昔にあつたなら、國史は何と書いたであらう。斯様な米價騰貴に對して、時の政府は思ひきつた手段を執つて居る。即大同元年九月には使を左右京から山崎津(河陽)難波津等の酒家にやつて酒の醸造を禁じて居る。又弘仁十一年の時には天皇御親ら御膳を減じ給ひ、五倍以上官吏の俸給四分の一を減らされた。又承和七年六月の時も、三位以上の大官の減俸を行つて居る。勿論これは臣下から五位以上の封祿を減じてもらひたいと願つたので、此の際三位以上とさつたのは、四位五位の俸

給は餘り多くない爲に、お許しにならなかつたのである。斯様に一方酒造の禁止や官吏の減俸を實行するに共に米穀の廉賣を行ひ、更に進んでは富豪に命じて、其の倉庫を開かしめ、無利息で以て米穀を貧民に貸與させて居る。

米穀の廉賣は此の時代では、延暦八年四月に美濃、尾張、參河等の國が前年五穀稔らなかつた爲に饑餓の者衆く、到底賑給位では救ひきれないので、使を遣はし、倉庫を開き、米の安い時の直段で、百姓に賣つたのに始つて居る。その後十六年五月には大和、山城、攝津、河内に於いて屯田稻を廉賣し、武藏、下總では國稻を糶與し、翌十七年には畿内で官稻を廉賣した。次いで弘仁三年には京中の米價が騰貴したので、官倉米を廉賣し、同十四年には穀倉院の穀一千斛を出し、價を減じて百姓に賣り、天長五年には越後國穀一萬斛を窮民に班沽し、同十年越後又飢え、賑給しても足らぬので廉賣を許して居る。そして、その十二月年限を立てず行はせる事となつた。其の後貞觀九年四月には東西京に常平所を置き、官米を廉賣した。時に穀値騰躍して米一斛の直、新錢一千四百文なのを、此處では一升新錢八文で賣つたから京邑の人雲のやうに聚り、やつこ百姓の急を救ふ事が出來た。その後元慶元年にも東西京中、常平所を置き官米を賣つた。此の常平所には毎日五位ぐらゐるの人が掛員となつてつめかけて居た。

富豪をして賑貸せしめた事は、延暦廿二年六月の勅に「去年米が稔らなかつた爲に百姓が困つて居る。しかし富豪は米を澤山蓄へて居て、百姓が買はうとするに高價を貪り、借らうとするれば高い利息を責める。そこで富豪は益々富み、貧民彌々貧しい、均濟の道はかくあつてはならぬ」として、使を大和に遣はされ、富豪の藏を開かせ、貧民に無利息で貸し與へさせ、秋收穫の時に返納させるが、若し萬一今歳も不作であつたなら租税で補つてやらうと云ふ事にしたのが始まりで、次いで弘仁十年二月にも使を畿内諸國に遣はし、富豪の貯の實際を調査し、困窮者に貸與させ、又天長十年五月又も大和不作であつたので、國中富人の稻三萬八千束を借り、飢民を賑はした。その時の勅に「夫れ富豪の貯ふる所、是貧窶の資なり」とし。その後承和五年四月にも大和富豪に同様な事を行はせ、同七年二月にも太政官符にて王臣、富豪、百姓の稻穀を實録して貧民に貸與し、又貞觀十二年五月には河内富豪の貯稻一萬三千束を貧民に貸與した。斯様に富豪を責めて貧民を救つたが、最も豊富であつた寺院には何の沙汰もなかつた。又僧侶の方でも知らぬ顔をして居たらしい。

斯様に一方富豪を強制して米穀を貧民に貸與させたと同時に、私物を以て賑給する慈善家や病患の者を救つた特志家を賞して、出身を賜ひ位階を授けて居る。即ち弘仁十三年の太政官符によれば「白丁にして稻一千束を出した者は内考に入り、入色より初位までは一階毎に二百束、初位より八位以上

に登るには一階毎に四百束、また外位より内位に入るには、其の半を減らし、若し費養此の法を越ゆる者は名を録して言上させ、その形迹を量つて五位に叙する」云なつて居る。その年、太宰府管内、疫病流行し、一家病臥して看病するものないのや、門を閉ぢたまゝ死に絶え、葬斂者のないのがあつた。これは前述した如く疫病の傳染を知つて居たからで、閭閻の間、疾病起れば誰も往來せない。近親の間でも往々さう云ふ事があつた。そこで水を飲む事が出来ぬ、飯を食ふ事が出来ぬ、少しの病氣でも治る氣づかひがない、云ふので、活病者を養ふ卅人以上ならば無位の者は位を賜はる、そして十人毎に一階づつ上る。八位以上は廿人毎に一階づつ加へる、外位から内位に入る者は、其の半、若し養ふ人数が非常に多い場合には、その形迹を量り五位に叙せられる事になつて居た。其後天長七年陸奥出羽に疫病流行した際も感染する云つて近づかない爲に、富豪の家で穀が山の如く積んであつても餓えた。まして貧乏の家では、一家全滅する云ふ有様なので、活病者を養ふ者や飢病者に私物を施した者に位を授けた。是等は随分効果があつたものらしい。延暦廿四年常陸國人生部連廣成が私物を出し、屢々貧民を救ひしにより従八位下を賜ひしが如き、承和十四年若狭國百姓膳臣立岡が窮民に代つて鹽五斛、庸米百五十二斛、准稻四千六百八束を輸したるが故に正七位上を授けられしが如き、嘉祥三年、伊豫國の力田物部連道吉、鴨部首福主等が私産を傾盡し、窮民を賑贍したので、位一階を

叙せられた如き、天長十年、肥後葦北郡少領他田繼道、白丁眞髮部福益が私物を以つて飢民を濟ひたる爲、繼道は三階、福益は出身を賜ひしが如き、その例極めて多い。

第十四節 社會的事業

上述の如く政府が種々の社會政策によつて、善政を施すに汲々として居るが、それと相俟つて此時代には下、人民の方にも貧病者を救ふ慈善家、特志家がかなり多くあらはれて居る。それは前に屢々述べたから此處に改めて云ふ必要がなからうが猶延暦三年八月紀に越後蒲原郡人三宅連笠雄麻呂が稻十萬束を蓄へ、寒者に衣を與へ、飢者に食を與へるなご云ふやうなものもある。又斯様な消極的な事ばかりでなく、道を造り、橋を架け、難險を通する云ふやうな社會的事業をした人も尠くない。彼の承和七年紀に見ゆる磐城臣雄公が大橋廿四處、溝地堰廿六處を修めたるが如き、物部已波美が私池を造りて公田八十餘町を漑したるが如き、皆それである。斯様な人は此時代に多く表はれて居るが、猶もつゝ有效な、こんな一時的のものでなく、永久的な施設をして慈善や、教育なごの爲に盡した人が澤山ある。

先づ當時の圖書館云ふべき芸亭院は、此時代の初め天應元年に薨去した石上宅嗣が創置したもの

で、その舊宅阿闍寺の一隅に置かれてあつた。其處では主として漢籍を蓄へ、好學の徒をして自由に閲讀するを許した。續紀に此院今現存すこある處を見るに、永く存在して居た事がわからう。かの有名な賀陽豊年は此處で勉強した人である。

學校は此時代に澤山出來たが、その多くは自己氏族の繁榮をはかるものであつたに過ぎないが、獨空海の綜藝種智院のみは民衆教育を目的としたのである。それ等の事は教育の章で説く事しよう。

次に救貧の設備としては賑給田、惇獨田、救急院等がある。賑給田は和氣清麿が身厚祿を食みて公に益する處がなく、兼ねて國造となつて居るが、人民に何の恩惠も與へて居ない云ふので、故郷の窮民を憐れむ爲に、私墾田一百町を以つて和氣、磐梨、赤坂、邑久、上道、三野、津高、兒島の八郡三十餘郷の賑給料としたのが始まりで、その子廣世は一處に置いては不便だ云つて官に願ひ、郷毎に置き、賑給田を名付け、その地子を以つて飢人に賑給する事とした。次に惇獨田云ふのは行基が孤獨の者を矜んで置いたもので、攝津國に一百五十町あつた。國司に命じ耕種せしめ、穫る所の苗子を毎年官に申して處分する。（弘仁三年八月紀）次に救急院は相摸介橘永範が承和十一年俸給の稻一萬束を以つて造つたもので、空閑地を開發し、その地子稻を納れ、調庸を運進し、百姓の尤も窮し、併せて貧乏で自存し能はざる者に班給した。その院の爲、承和十一年から十四年までの間に、總べて一

千一百五十八人を救つて居る。其處で八郡の郡司百姓等が民の悅狀を書き誌し、以つて公帳に載せ、永久後世に傳へられん事を願つた。其れが許されて承和十五年三月廿五日の太政官符に

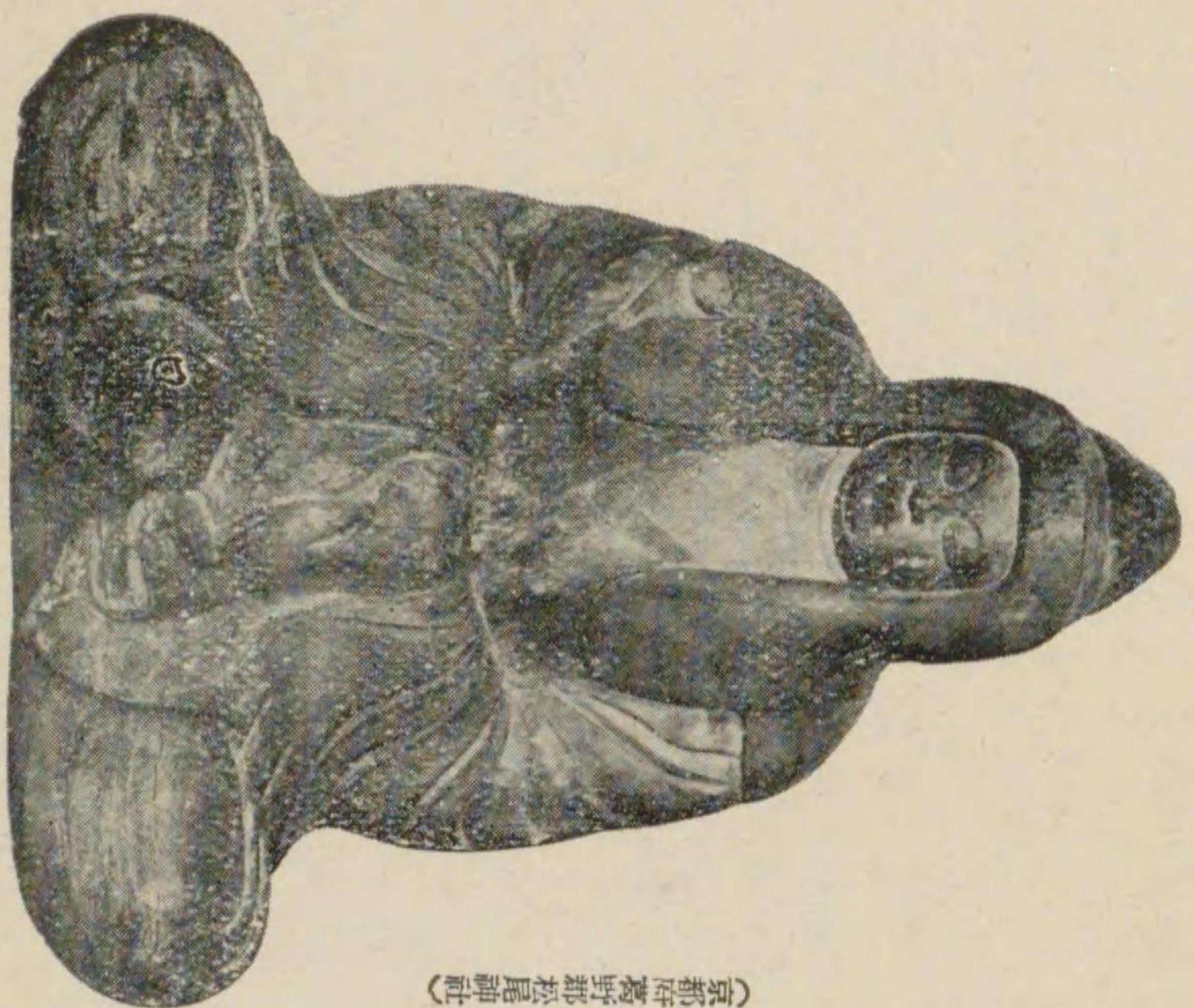
救急院一區 地三段 屋三字 三間板葺屋一字 草葺屋一字 五間布施屋一字 四面築垣 開田五十町（見開廿町未開卅町）

と載せて居る。愛甲、高屋二郡の地にあつたのである。

病院としては施藥院がある。これは光明皇后の建てたもので、諸國の藥種を納めて窮乏の病人を養治させたのである。その後中絶したのであらうか、淳和朝、天長二年十一月に施藥院使司、使、判官主典、醫師各一員を置くこある。その後承和元年主典一員を増し、十四年には史生四人を増して居る漸次榮えた事がわからう。又貞觀二年には土佐幡多郡の地十町を寄せ、元慶五年には遠江磐田郡山裏帳外浪人一百人を寄せて紙を製し、院に送らせた。かの藤原冬嗣が食封千戸を割き施藥、勸學兩院に貯收し、藤原氏の諸親絶乏者や同氏の子弟の勸學の輩にこれを班つたこあるのも、この施藥院であらうか、又は別に造つたものであらうか、詳かでない。延命院云ふのもあつた。これは藤原良相の建てたもので、勸學院に隸屬し、藤原氏中病患ある者を置いて養つた。

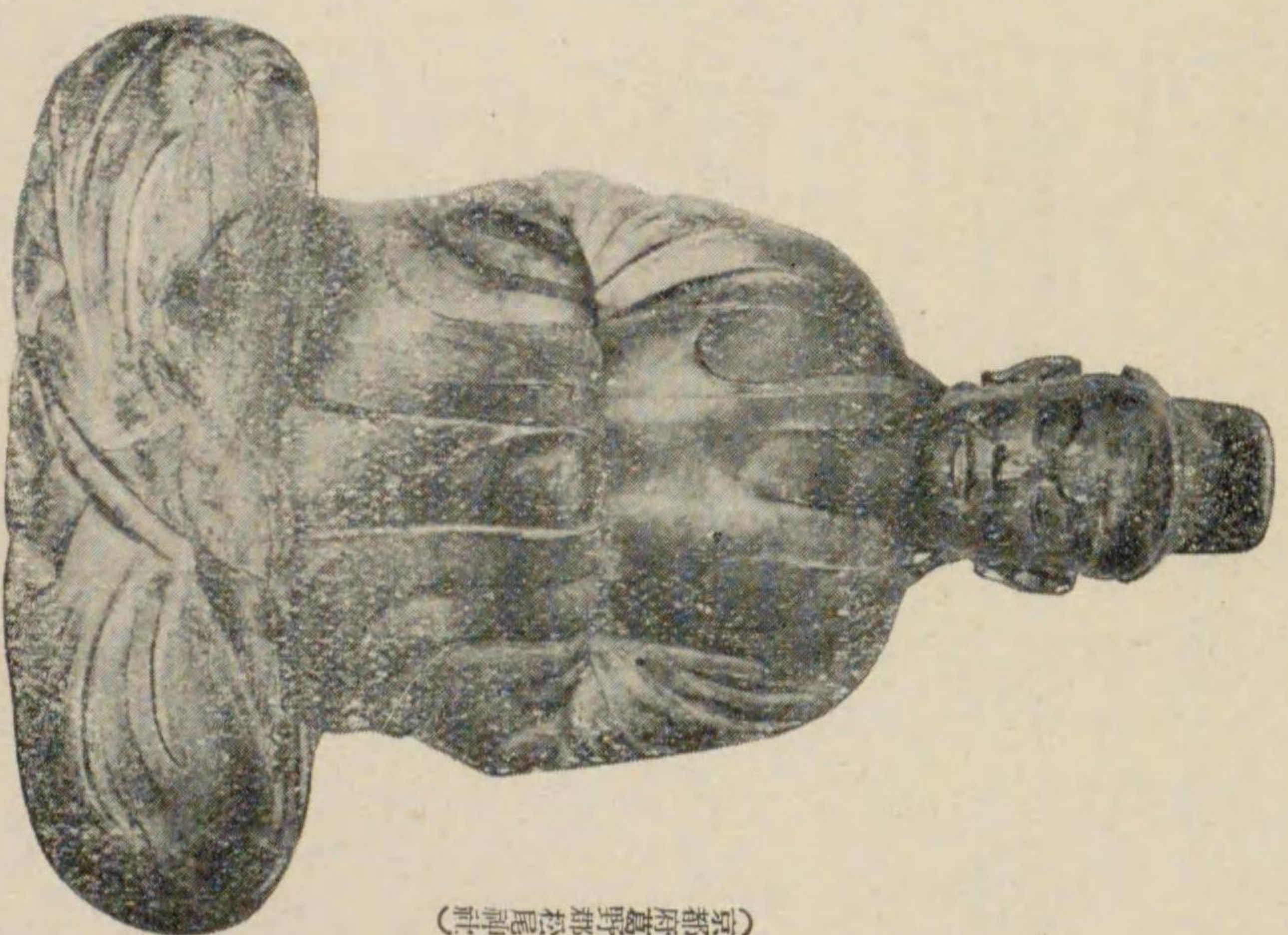
續命院、これは病氣の者や旅行者の宿泊する處で、小野岑守が太宰大貳たる時建てたものである。

それは當時公私の旅行者の往來相續き、輕き者は數日、數月、重き者は歳を越えて還る。その間時として府倉の下に宿り、又時としては閭閻の間に賃寄する。健康なればよいが苦疾病患に罹れば、手足が思ふやうにならぬ。だこ云ふて病氣を養ふ所がない。一體當時は病を恐れ、死を惡む風が盛んであつたから、誰れも泊めて呉れなかつた。やむなく道路に露臥して風霜に暴されて死ぬ。たこへ時として病が治つても、飢と寒さで死ぬ者が十中八九である。それは可愛相な事で、要するに宿泊する處がないから起るのだこて、この續命院一處を建て、檜皮の茸屋七軒を造り、墾田百十四町を寄せ、以つて飢病者を救つたのである。次に悲田院、これは孤兒院と行路病者收養所を兼ねた様なもので、前時代に光明皇后が左右兩京に置き、孤兒病者を養ふ所としたのである。此時代にも續いて存して居た。承和十年三月紀に「義倉物を東西悲田の病者、及貧窮者に賑給す」こ見え、又延喜式に京中路邊の病者、孤兒、見る處、遇ふ所、便に隨つて必ず施藥院及東西悲田院に送らしむ」こある。武藏悲田處は續命院に似て居る。これは武藏介常宗家主以下少目大岳秋主等六人が各公廩を割て建てたもので、その目的は此の國管内曠遠で、行路多難だから、公私行旅の者や飢病者が糊口の資に窮する事が多い。それを濟はん爲に建てたので多摩、入間兩郡の界に五軒あつた。やはり出舉したその利息で費用を得たのであつた。



(京都府葛野郡松尾神社)

第九圖 日本最古の女神像



(京都府葛野郡松尾神社)

第八圖 日本最古の男神像

崇親院、これは貞觀元年二月藤原良相が私第の一區を以つて建てたもので、藤原氏中居宅なきものを置く所であつた。施藥院に隸し、施藥院司が掌つて居た。

この外濟苦院といふのがある。小野宗成が朝廷に願つて建てたもので、出羽國最上郡にあつた。これは其の目的が明白でない。

又京都八條二坊には乞食を宿泊させる家があつた。それは七間板屋一棟で、天長年中官營で建てたが、後には乞食が殆んどこゝに泊らない、他の處へ行く、そして此處には駈役囚人が折々こまる外誰も住まぬから風雨の爲に漸次荒れ果てたので遂に廢止さるゝに至つた。

以上の事業は多く俗人がやつた。僧侶には見るべきものが極めて尠い。前時代に於いて道昭や行基が、或は殖産、交通に、或は醫藥、衛生に、弘法以外いろ／＼な社會的事業をやつた。傳説するが、斯様な事は其自身大なる價值があるばかりでなく、佛教宣傳の上についても大きな効果を齎すに違ひない。かの最澄や空海が、これを等閑に附する筈がないから、きつゝ濟世利民の事業に努力した。誰でも思ふであらう、私も思つて居た。が事實に於いては、やつて居ないらしい。一體に當時の名僧、知識に云はれる人は一方深く佛教の理論を研究して、その蘊奥を研めるか、又は朝廷、貴族に接近して自己の勢力の擴張に努力するか、それでなければ迷信的部分のみを傳播したのではないかと思はれて

ならぬ。そんな努力をも少しひかへて、斯様な濟世事業に佛陀の慈悲を發揮してもらひたかつた。若しそしたなら漸次近づきつゝあつた地方の疲弊、それは此世ながらの地獄であつた云はれる平安中期以後の社會を救ふ事が出来たであらう。しかし最澄には彼が東方旅行の途すがら、信州にて嶮絶の長坂數十里に互り、一日行程纔に半山に過ぎないのに宿るべき旅館なきを見て、縁を募つて廣濟、廣極二院を置いた云ふ話が残つて居る事に向つて充分感謝せねばならない。

第四章 學問

第一節 外國關係と外國文物の輸入

緒論その他に述べたやうに、上古から奈良朝あたりの文化は外國に負う處が極めて大きい、否その大部分は外國文化の模倣云つてもよいであらう。勿論此時代に於いては、それが殆んど消化されて我のものとして發達させて居たが、猶外國との交通が續いて居るから絶えず彼の地の文物は輸入されて居たのである。しかし我の態度は前時代より著しく變つて來て居る。昔は何でもかでも、むやみに採用する無思慮に模倣するの傾向があつたが、此頃に於いては、も早や充分に了解して選擇しながら採入れて居る。宗教に於いても、學問に於いても、其他何にでも其の傾向が見られる。しかし、やはり先進國の文化を輸入する事だから、彼の地の大勢が我が國に大影響を及ぼす事は免れなかつた。

廣く外國云つても、屢述べたやうに、我國文化に影響を與へたのは主として唐である。その他渤海もある、新羅もある、けれど其の影響は少い。唐に對しては従前通り遣唐使を派遣して居る。即延暦廿三年には藤原葛野麻呂が大使となり、石川道益が副使となり、その他判官として菅原清公や、甘

南備信影なきが行つて居る。橘逸勢、僧空海、それから僧最澄なきの入唐したのも此の時である。次には承和五年で藤原常嗣が大使となり、小野篁が副使となり、篁のみは行かなかつた。その他判官長岑高名を始め、丹墀文雄、僧圓仁等が行つて居る。その後寛平六年菅原道真を大使とし、紀長谷雄を副使として遣はす筈であつたが、道真の獻言によつてやめる事とした。このやめるに至つた理由は、在唐の僧中瑾の奏言で、唐が凋弊して使を遣つても無益である云ふ事がわかつたの、渡海が始終困難で難船する事が屢々であつたのに據るのである。此の遣唐使の廢止云ふ事が我が文化に大なる影響を與へた。勿論此の後も唐商船の往復があつたが、先づ大體唐との交通が絶えたので自然日本文化は獨立せなければならなくなつた。つまり之から日本文物は唐の文化に關係なく、今迄受けたものを我國人の能力によつて發達させて行く事になつたのである。かくて日本風の文化が此時代の終りから燦然たる光輝を發する事となつた。

上述の如く此の時代の内には僅か二回の遣唐使があるばかりだが、それ以外唐人の來航や唐商船の往復があり、又その便をかりて我國人殊に僧侶の彼國に遊ぶ者は極めて多かつた。先づ弘仁十年には唐越湘人周光、朝言、升則等が新羅船に乗つて來朝し、次いで承和十四年には唐人張友信等四十七人が同乗して、又その年十月には卅二人、寛平六年五月に、又も、唐使が入朝したが、猶下に云ふのな

きを併せるに其數は、かなり頻繁であつた云はねばならぬ。その内歸化した者には延暦十七年唐人十口が、貞觀十八年には楊清等三十一人が荒津に來た、皆歸化の例に準じ、厚く賑給して居る。唐商船の來航については記録に載つて居る内見當つたのを云ふに、嘉祥二年には唐の商人五十三人が多くの貨物を賣して來り、次いで仁壽三年、天安二年には商人李延孝、貞觀八年には唐商張言等四十一人同十六年には唐商崔岌等三十六人、元慶元年には唐商崔鐸等六十三人なき其他猶多からう。遣唐使廢止後も延喜三年唐人景球が羊及び白鵝を獻じた云ふやうに彼地の人の來航があつた。こちらから行つた人には前述した僧空海、最澄その弟子義真、それから圓仁等を初めとして慧運、圓行、道昌、圓載、その僱從仁好、惠萼、また圓珍、貞觀には高岳親王、僧宗叡これに従つた。其の他齊誼、安然、玄昭、觀溪、智聰等尠くない。僧侶以外では橘逸勢、菅原清公、同善主、丹墀文雄、大春日淨足、多治比安江等がある。遣唐使の人々や、これ等の人や、我國に來た唐人なき、それからその賣した書籍物品によつて我文化が影響された事は實に大きい。それは彼の地のはやり、すたりが我が國に及んで居る事や、此時代に於いて大學者と呼ばれ、高僧云はれた人の多くは彼の地に行くか、留學した人である事なきでも容易に知る事が出來よう。實際かう云ふ社會では唐に行つたさか、唐人にほめられたさか云ふ事が一番はゞがきいたのである。それは後に云はう。

唐に次いで、否それ以上盛んに往復したのは渤海國である。この國は前時代に於いて滿洲靺鞨族の大祚榮の建てた國で、その子武藝の時我が國に通じた。（神龜四年）それから引き續き、此時代に及んで居る。此時代になつて彼の地から來た使を云ふと、延曆五年李元泰等六十五人、同十四年呂定琳等六十八人、同十七等大昌泰等、その十八年渤海聘期は六歳を一期と定めた。その後同廿三年に國使が來て居る。次いで大同四年高南容等、弘仁五年王孝廉等、弘仁十年李承英等、弘仁十二年王文矩等、弘仁十四年貞泰璋等一百一人、天長二年高承祖等百三人、承和八年賀福延、嘉祥元年王文矩等百人、貞觀元年烏孝慎等、同二年李居正等、同十三年楊成規等、同十八年楊中遠等、元慶六年裴顯、延喜八年裴璆等である。此等渤海使が本國に歸る時には、我國から送らせた事もある。即呂定琳の時には御長廣岳が、高南容の時には林東人が送つて居る。又延曆十七年に内藏賀茂麻呂、同十八年に滋野船白と云ふやうに、こちらから使をやつた事もある。

渤海は其の地理的位置から支那の影響を受けた事は我國より程度が深い、従つて此の交通で間接に支那文化が我が國に輸入される事ともなつて居る。又渤海樂が渡來したやうに渤海で特種に發達した文化、それが輸入もされて居る。そして此等渤海の大使となつて我國に來朝した人の多くは學藝に秀でて居たから、我國で持はやされた人も尠くない。文華秀麗集に見える王孝廉の如きそれである。

猶都氏文集に贈渤海客扇銘や、謝渤海楊大夫贈貂裘麝香暗摸靴狀なご見え、又菅家文章にも渤海客と贈答したものがあつて、島田忠臣も渤海副使周元伯と唱和して居るやうに、我國の文士と學藝上の應答も盛んにしたらしい。

次に新羅とは前時代入寇の噂があつて、淳仁朝これを討伐せられんごした程で、兎角なか悪かつた。従つて交際がない。弘仁五年五月には渤海の例に准ひ隣好を修めたいと願つて來たが許さなかつた。けれど一番接近した國であるから、何やかやと種々の交渉が絶え間ない。即弘仁九年正月には新羅人張春等十四人、驢馬四疋を獻じ、同十一年五月には新羅人李長行等が殺癩羊二、白羊四、山羊一、鷺二を進めて居る。次いで承和三年閏五月には遺唐使の船が風濤の加減で、新羅に漂著せんも計りたたいと云ふので紀三津をやつたが目的を達せない。其七年十二月には新羅の張寶高が使をよこして方物を獻じたが境外の交がないから受取らない。けれど明年人民に物品の交關を許可して居る。その翌九年正月には新羅人李少貞等三十人が筑紫大津に來た。又同十二年には新羅人漂蕩人五十餘人をつれて來た。その他弘仁五年新羅商人卅一人が長門豊浦郡に、辛波古知等二十六人が博多に、齊衡三年流民三十人が太宰府に、貞觀五年新羅流民五十七人、細羅國人五十四人等が丹波因幡博多等に漂著したり、又弘仁七年清石珍等一百八十人、同八年二月金男昌等三十三人、その四月遠山和等一百四

十四人、天長十年金禮智等男女十人が歸化したやうな事がある。しかし弘仁三年正月、船廿餘艘を以つて對島に來寇し、又四年二月には一百十人五艘の船に乗り肥前小近島に寇し、土民と戦ひ（九人を射殺し百一人を虜にす）又承和元年太宰府に來て、緣海の民に射られたり、同二年三月にも新羅商人來り窺ふやうな事があつたので、同九年八月太宰大貳藤原衛は新羅國人は一切入境を禁ずる必要があるを獻言した程で、修好を修むる事が出来なんだ。

その後も承和十年には對馬に來寇して來る噂がたち、又貞觀八年には肥前の郡領數名が共謀して新羅に通じて對馬島を攻めこらんとする様な事件があり、同十一年六月には新羅海賊が二艘の船に乗り、博多に來り、豊前國の年貢絹綿を掠奪したり、又翌年二月には對馬に來寇の噂が立つた事なきがあつたので、屢令を西海に下して防備を嚴にし、及社寺に祈禱して居る。その後仁和元年四月、新羅國使判官徐善行、錄事高興善等四十八人船一艘に乗り天草に來た。しかし禍心を包藏して居るらしいので、逐ひ歸へす。次いで寛平六年には新羅賊船四十五艘對馬に來寇したが、守文室善友撃つて之を破り、賊三百餘人を射殺し、船十一艘と甲冑、大弓、刀矢、梓楯等の物を得た。つまり此時代を通じて喧嘩ばかりして居たのである。従つて文化に及ぼす影響は尠い。

以上の外、天竺の人の漂流して來た事があつた。それは延曆十八年七月の事で、「小船に乗つて參河國に著いた。身長五尺五寸、耳の長さ三寸餘、布を以つて背を覆ひ、犢鼻あつて袴を著けない。左肩に紺布を著けて居るが、その形は袈裟に似て居た。年は廿ばかり、大唐人之を見て崑崙人云つた。後に日本語を習ひ、自ら天竺人云ひ、常に一絃琴を弾じたが、歌聲哀楚であつた。願ひにより川原寺に住んで隨身の物を賣つたが、後近江國分寺に遷住した。」と續後紀に見える。その他外來のものは總べて唐を経て來たものである。

第二節 明經道と迷信との關係、並三傳と三禮

明經道とは支那の經學を明かにする、つまり修身治國の道を講ずる學問だから、今の倫理學、政治學に當つて居る。しかし此の學問は始皇帝焚書の暴政以來大いに衰へた。漢興り武帝が學問を隆にせんとしたが、たゞ殘經斷簡を訪求するを、それを解釋することに止まつて、一步をも進める事が出来なんだ、その後、唐に至る迄の儒學は皆此の風を承繼ぎ、唯訓詁を事とするに過ぎない。従つて理論上の研究は少しも進まなかつた。しかし政治上や、一般社會に及ぼす影響は尠くない。つまり其の應用に力を注いで居たのである。我が國に於いても同様で、前時代から此の時代にかけて、政治の準據する處は儒學精神にあつたと思ふ、つまり當時の政治上の理想は儒學的黄金時代の現出にあつたのであ

る。けれど其の儒學は純粹のものではなく、漢時代から流行した五行災異の説が含まれて居て、動もするこ、迷信に陥りさうになつた事は惜みても餘りある。

唐に於いても儒學は大いに尊ばれたが、太宗が五經正義を作らしめて以來は、學者唯これを墨守循奉するのみで、支那でも學問的研究が起らなかつた位だから、萬事について範を彼の國に採る我が國に、その研究が起るやうな筈がない。準據する註釋書が極まつて居たので、唯先人の蹤を履むばかりであつた。我が大學寮に於ける明經道は、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋、左氏傳及び孝經、論語等を明かにするにあつたが、その學習法は自由の研究法に據らないのみならず、その註釋書は法律によつて極められて居た。即大寶學令に據るこ周易は鄭玄と王弼の註、尙書は弘安國と鄭玄の註、三禮（周禮、儀禮、禮記）を云ふ）と毛詩は鄭玄の註、左傳は服虔と杜預の註、孝經は孔安國と鄭玄の註、論語は鄭玄と何晏の註と云ふ風に準據する書がきまつて居た。此等の註釋書を見るに主として漢時代の學者のもので、唐時代の註疏を用ひないこ云ふ事實は、我が國の大學制度が唐以前の制度に據つた事がわからう。つまり彼の國よりも少しく遅れて居るこ云ふ事を表はして居る。唐では太宗が當時の鴻儒に命じて作らせた註釋書が一般に循奉されて居た。即周易は魏王弼及び晋韓康伯註、唐孔穎達疏、毛詩は西漢毛萇及び東漢鄭玄註、唐孔穎達疏、尙書は西漢孔安國註唐孔穎達疏、周

禮は漢鄭玄註、唐賈公彥疏、禮記は漢鄭玄註、唐孔穎達疏、儀禮は鄭玄註、唐賈公彥疏、左氏傳は晋杜預註、唐孔穎達疏、公羊傳は漢何休註、唐徐彥疏、穀梁傳は晋范甯註、唐楊士勛疏等である。

斯様な有様で、その研究は進まなかつたが、その悪い方面の五行災異の説が流行して、佛教や方術なごの思想と投合せる平安陰陽道が出来、反つて世を災する事となつた。殊に政府のやり方が明經道を餘り重要視せなだから、その研究が衰へて迷信が榮えるばかりであつた。

それにしても前時代よりは進んだ形迹がある。前には唯經書なら何でもかちるこ云ふ風で、學者も云つても博く淺くそれに通ずるこ云ふに過ぎなかつた。然るに此時代に入りては、やゝ専門的になつて居る。これ確にその進歩を語るものと思ふ。例へば御船氏主、滋善宗人が三禮を以つて家を立て、山口西成が春秋を以て名あるが如き其れである。それによつて別れる様に、此の學問に二つの分派が見られる。一つは三傳派で、一つは三禮派である。仁明帝は經學を崇んだ方だから、屢儒士を召して御前に於いて論難させた。當時御船氏主は大學博士で三禮に深く、苅田種繼は助教で三傳に精しかつたので、御前經學論義の際氏主は禮を執り、種繼は傳を挙げ、進撃往復、火花を散らせて争ふ其の有様は無雙の勇士が雌雄を決するのに似て居るので、天皇が戯れに當時相撲界に有名な伴氏長と根繼とに比較せられた程である。以つてその盛んな有様を窺ふ事が出来よう。種繼の子安雄また三傳に深か

つた。その他伊與部家守は公羊穀梁二傳に通じ、その子善道眞貞は三傳三禮に通じて居たが、殊に公羊傳に精しかつた。當時公羊傳を讀む者眞貞のみであつたので、その死で斯の學の衰微するを憂へて大學に於いて講義させた事がある。又葛井宗之の左傳、菅野佐世の禮經、卜部月雄の禮記、山邊善直の左傳、何れもその時代に名をなして居る。

三傳三禮に次いで盛んに讀まれたのは孝經であらう。それは主として此の時代の後期に流行つた。天長十年には皇太子が孝經を讀まれて居るが、殊に孝經を好まれたのは清和帝で、その貞觀二年女宗帝撰註の孝經、所謂御註孝經を用ふる事となり、その十二月、大春日雄繼は此書を天皇に授け奉つて居る。その後四年には刈田安雄、元慶八年には直道守永等、何れも御註孝經を講じて居る。その他孝經學者としては善淵永貞、清内雄行等がある。孝經に次いで毛詩と周易であらう。その道の學者には山口西成、大春日雄繼、刈田安雄、菅野佐世等があつた。書經では承和五年八月大學博士學生十一人をして其義を論議せしめ、又仁和元年山邊善直が古文尙書を講じた事なき見える。斯様に諸經が盛んに研究されて居るのに論語は殆んど顧みられて居ない。近世儒學が主として四書を中心として居るのに對して、非常な相違のある事がわかるであらう。これ當時の儒學は倫理學的ではなく、政治學的であつたからである。そこで明經道から出でて政治の顧問となつて居る人が甚だ多い。滋野貞直は其

の最たるもので、仁明朝參議に登つて居る。その太宰府吏の不良を論じたるが如き、言詞切直を極め、又便宜十四事の如き、其諤々の議論を窺ふ事が出来る。貞主博學多才、天長年間勅を奉じて諸儒と共に祕府略を著した、この書は古今文書を探り、類を以て集めたもので、冊數一千卷に及ぶ大著述である。彼は又人格者で、その德行高く、その薨するや知己に不知を問はず、流涕感惜せざるものなかつたと云ふ。その他長尾金村、興世書主、名草豊成、善淵永貞、同愛成、大春日雄繼、善道眞貞等の名儒尠くない。

第三節 紀傳道と國史編纂の事業

紀傳道は歴史の學問である。延暦廿四年六月に始まり、大同三年二月には紀傳博士を置かるゝに至つたけれど、その後承和元年三月に至り之を廢して文章博士を二人にし、此道をも兼ねしめた。そこで此の後文章道、文章博士を又紀傳道、紀傳博士とも云ふに至つた。此の承和の帝仁明天皇は痛く此の道を好ませられて、講誦倦み給はず、能く漢音を練りその清濁を辨じ、柱下漆園の説、群書治要の流、凡そ百家の説通覽せざるなしと稱されて居る。されば相模、武藏、常陸、上野、下野、陸奥等の國に命じ、三史を寫し進ませた事なきある。三史とは史記、漢書、後漢書の三つで、此學問の中心

學科である。その他此道では文選、爾雅、及び本邦歴史を研究した。そこで當時の紀傳學者の仕事として日本紀の講書、漢書の講讀、修史等が主なるものであつた。

日本紀讀講の此時代に於ける始まりは、弘仁三年六月で、參議紀廣濱、陰陽頭阿倍眞勝等十餘人これを讀み、多人長これを講じて居る。次いで承和十年六月には菅野高年これを讀み、元慶二年二月には善淵愛成讀みて、島田良臣講じ、延喜四年八月には藤原春海が講じて居る。此等の講義は弘仁四年私記（人長撰）、承和六年私記（菅野高平撰）、元慶二年私記（善淵愛成撰）、みなつて後世に傳はつたが今は残つてない。

漢書の講讀としては弘仁七年嵯峨帝史記を勇山文繼に受け給ひ、承和十四年春澄善繩を引き、仁明帝漢書を讀み給ふ。その他承和二年には菅原清公が、元慶の初めには菅原道眞が共に後漢書を、昌泰二年には藤原菅根が史記を、延長三年橘公統同じく史記を、延喜三年藤原諸蔭漢書を講じて居る。猶三史以外齊衡三年には春澄善繩晋書を講じ、延喜十一年にも晋書の講義があつた。又弘仁十年には菅原清公文選を侍讀し、元慶八年には天皇親ら文選を讀んで居られる。其他群書治要も流行して直道廣公をして讀ませた事や、貞觀十四年天皇親らこの書及び史記を讀まれた事なごある。

修史としては前時代の日本書紀を承けて、續日本紀以下五國史の編纂がある。續日本紀は始め石川

名足、淡海三船、常麻永嗣が文武元年より寶字元年まで卅卷をつくり、その後を石川名足、上毛野大川等が廿卷選んだのを、延暦十三年八月、藤原繼繩が菅野眞道、秋篠安人等とはかり十四卷とし、更に十六年前半卅卷を眞道、安人、中科巨都雄等が補輯し、前後併せて四十卷としたのである。安都笠主、賀茂立長、勝繼成、別清成、雀部豊公等また此編纂に與つて居た、此の書文武天皇元年に始まり桓武天皇の延暦十年に終つて居る。日本書紀と同じく漢文の歴史だが、宣命の如き根本史料を原文のまま掲載してあるなき、後世を益する事が多い。延暦十六年二月出來上つた。

續日本紀に續いで日本後紀が編纂された。この書は弘仁十年藤原冬嗣、同緒嗣、同貞嗣、良岑安世等に命じ選ばせたが、間もなくその内三人まで死んで、緒嗣だけ残つたに過ぎないので、事業はそのまま次の淳和帝に残された。天皇は清原夏野、直世王、藤原吉野、小野岑守、坂上今繼、島田清田に命じ輯めさせたが出來あがらない内に讓位の事があつて仁明朝となり、藤原緒嗣、源常、藤原吉野、藤原良房、朝野鹿取、及布瑠高庭、山田古嗣等がやつて完成した。其は承和七年十二月九日の事で、全卷四十卷、延暦十一年正月より天長十年二月までの事が載つて居る。しかし今日では殆んど缺けて僅に十卷を残すのみである。

その次に出來たのが續日本後紀である。これは文徳朝藤原良房、同良相、伴善男、春澄善繩、縣大

養貞守等がやり出したが、出来上らない内に代が變り、又編輯人も大方死んで、清和朝良房と善繩とが造りあげた。天長十年二月より嘉祥三年三月迄の歴史で全卷二十卷、貞觀十一年八月十四日に完成した。

日本文徳天皇實錄、續後紀につぐ國史で、貞觀十三年藤原基經、南淵年名、大江音人、善淵愛成、都言道（良香）、島田良臣等が勅を奉じて作り出し、陽成帝元慶三年十一月十三日に出来上つた。其時編纂員の多くは死に、唯藤原基經、菅原是善、島田良臣を残すのみであつた。全卷十、嘉祥三年三月より天安二年八月迄の記事がある。

文徳實錄に次いで日本三代實錄の編纂があつた。これは宇多天皇の御心から出たもので、その朝源能有、藤原時平、菅原道真、大藏善行、三統理平をして撰ばしめたが出来上つたのは、次の醍醐朝廷喜元年八月二日である。それまでに死んだり左遷された人があつて最後迄關係したのは時平と大藏善行の二人である。けれど道真は大方その終り迄携はつて居たので、その人の筆と思はれる者が多い。天安二年八月から仁和三年八月までの記事が載せてあつて、五十卷に及んで居る。

以上で五國史共に當時の大官と第一流の學者が關係して居るので、當時に於いて國史編纂の事業は國家にとつて重大なる事業であつて、治國濟民には必要缺くべからざるものと思はれて居た事がわか

らう。そんな關係や後に云うやうな事から特に此道の學者は他の學者より重んぜられたもので、かの明經博士さへ僅に正六位下相當官なのに、文章博士は弘仁十二年二月以來從五位下相當の官となつて居る。これ一は唐朝が特に此の學に重きを置いた影響であらう、こんな事から此時代の大學者云はれる人の殆んどは此道の學者で、官位の進む事も早かつた。

先づ三公に登つた人では前に清原夏野、後に菅原道真がある。大納言には良岑安世、中納言には紀長谷雄、參議又は從三位以上に上つた人では菅原清公、菅原是善、大江音人、小野岑守、小野篁、春澄善繩、橘良相、三善清行等がある。その他賀陽豐年、島田忠臣、都良香、大藏善行、藤原佐世、豊階安人、三統理平、安野文繼等何れも一世の雄であつた。此等の學者中公の國史編纂に努力した以外、猶國史に貢獻ある人には道真がある、彼の著類聚國史二百卷は六國史の文を類聚したもので極めて便利だが今は僅に六十二卷しか残つてない。（文章道は第五章を見よ）

第四節 明法道と法典編纂事業

和漢の律令を講究する學問、つまり今の法學に外ならぬ。大學寮には明法博士が二人あつて、明法生廿人を教えて居た。教科書は別に定めてない、主として律令を學び、兼ねて唐の律令を學んだので

ある。試験をして八已上に通ずる者は官吏になれ、それ以下は落第云ふ事だったが、弘仁四年三月から六七條に通ずるものは國博士とされるやうになつた。當代の明法道は支那古代の學者が試みたやうに、法の原理を究めやうとした形迹がない、けれど支那の法律を模倣してつくつた律令を、國情の變つた我國に行ふのであるから、その運用に於いても、その修正に於いても、かなり努力を要したのである。先づ其の運用方面では、此道の人はい裁判官として大判事位まで進む事が出来た。而して有名な人が相次いで出て居るが、猶わからぬ難問題が起つたを見て、大判事興原敏久、明法博士額田今人等が刑法難義數十事を抄出して大唐に問はんとした事さへある。幸ひに有名な讚岐永直が、これを聞いて自ら請うて、詳にその義を解いたので累年の凝滞一時に氷釋した云ふ。それは解釋上の事だが、これを巧みに運用して正しい裁判をするのもむづかしい事に違ひない、ここに當時の司法官の位置はごく低くかつたから、行政上の大官に壓せられて充分に、その手腕を發揮する事が出来なかつたらしい。つまり法が獨立して居なかつた缺陷がある。かの有名な大判事讚岐永直でさへ、貞觀四年八月紀に「承和十三年法隆寺僧善愷官に向つて檀越少納言登美直名、犯あるの状を告ぐ、時に右少辨伴善男、參議正躬王等と執論差踏して居たが、善男辨口便佞なれど帝の寵遇あつきにより、遂に正躬王等を誣ひ、善愷違法の訴へを許容し、先づその官爵を免せんとして、明法博士等をして正躬王等の罪

を斷ぜしめた。この時永直權勢に畏憚して正言せなかつたが、さりこて邪にも荷擔せず、律私曲相須の義を執つたが爲に、大いに善男の旨に忤ふとある。永直にして此の苦を嘗めて居る、其他推して知る事が出来よう。

立法方面を云ふと延暦十年三月吉備眞備、大和長岡等が刪定した律令廿四條を發布し、次いで十六年六月神王等の刪定した令格四十五條を有司に下して遵用させた。その編纂には勿論法律家が與つた事であらう。けれど此等は文章や條項を少しく變更した位で、その大體は舊律令に變らなかつたらしい。この後律令の改修はない。一體當時の法律は律令を一定不變のものとし、格式を以て之を補ふ事になつて居た。

格とは時を量り、その宜しきを裁するもので、式は律令の闕遺を補ふものであつた。そして共に前時代から必要な場合には、いつも發布されて居たのであるが、これを集めて一の法典とした最初は、弘仁の格式である。これは初め平城朝藤原内麻呂、菅野眞道等に命じ撰定せしめたものだが、出来あがらない内に、御世が變つて嵯峨朝となり完成した。大寶元年から弘仁十年まで、總べて式四十卷、格十卷、その十一年四月から施行された。この修撰には藤原冬嗣、同葛野麻呂、秋篠安人、藤原三守、橘常主、物部中原敏久等が與つて居る。敏久は大判事を務めた有名な法學者であるから、この編纂に

も最も力があつたのであらう。後興原敏久ミ云ひ、天長七年この功で、正五位上を賜はつて居る。猶山下國守、豊井安智、粟田豊長、錦部勝麻呂等も、この編纂に與つたらしい。

次いで貞觀十年閏十二月、内外交替式二卷を定められた。これより先、延曆中勘解由使撰奏聞の交替式がある。これは和銅元年から延曆廿二年までの格廿八條を集めてある。次いで十一年四月には貞觀格が出来た。これは弘仁十一年から貞觀十年までの格を集めたもので十卷、それに臨時格二卷を併せて一帙十二卷である。此の編纂には藤原氏宗、南淵年名、大江音人、菅原是善、上毛野永世、紀安雄、南淵興世、大春日安永、布瑠道永、山田弘宗等が關係して居る。次いで十三年八月に貞觀式が出来た。これは藤原氏宗、南淵年名、大江音人、菅原是善、紀安雄、大春日安永、布瑠道永、山田弘宗等が勅を奉じて蒐めたもので廿卷ある。此貞觀にも勘解由使の新定奏聞した新定内外官交替式ミ云ふのがあつた。

最後に出来た格式が延喜格式で、延喜格は藤原時平、同定國、同有穂、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、同興範、三善清行、大藏善行、藤原道明、三統理平、惟宗善經、善道有行、弘世諸統等に撰ばせたもので、貞觀十一年から延喜七年までの格が集つて居る。それが十卷ミ臨事格二卷ミを合せ十二卷になる。延喜式は藤原時平、同定國、同有穂、平惟範、紀長谷雄、藤原菅根、三善清行、大藏善行、

藤原道明、大中臣安則、三統理平、惟宗善經、なほ藤原忠平、橘澄清、藤原清貫、伴久永等も與つて居る。前後廿三年かゝつて出来たもので、延長五年十二月完成した。五十卷だが、今に現存して學者を利する事が多い。延喜交替式は延喜廿一年正月に出来た、百九十二條からなつて居る。橘澄清、藤原久貞、藤原諸蔭、同清貫等が撰んだ。此の延喜にも、廿一年正月廿五日勘解由使奏進の内外官交替式がある。以上の外特種の物では藤原冬嗣等が勅を奉じて撰んだ内裏式三卷、橘廣相の藏人式、貞觀十七年四月廿七日の南淵年名撰進の左右檢非違使式一卷、菅原清公の新定酒式、和氣清麿の撰んだ民郎省例廿卷等がある。

法令の解釋に關する書籍では令義解ミ令集解ミが名高い。前者は天長三年より十年十二月に至つてなつたもので、十卷になつて居る。清原夏野、南淵弘貞、藤原常嗣、菅原清公、藤原雄敏、藤原衛、興原敏久、善道眞貞、小野篁、讚岐永直、川枯勝成、漢部松長等が編纂した。後者は古來令について註釋したる古記類を集めたもので、三十卷、惟宗直本の著である。古記、令釋、古私記、新令私記、朱書、跡記、讚記、伴記、物記、穴記等二十餘種の説が蒐つて居る。猶此の直本の著に律集解三十卷があつた。しかし今傳はらないので、内容を知るによしな。其他儀式帳には皇太神官儀式帳ミ止由氣宮儀式帳ミある。共に延曆廿三年、前者は八月、後者は三月宮司禰宜内人から進めたものである。

又弘仁儀式十卷、貞觀儀式十卷、延喜儀式十卷等があつた。其他官曹事類日録（延曆廿二年二月十三日）三十卷、外記事類目錄（大寶元年より延曆廿二年に盡く）十一卷、事抄（延曆廿二年より弘仁二年に盡く）九卷、次事抄（弘仁三年より天長元年に盡く）五卷、新抄（天長二年より承和十五年六月十二日に盡く）五卷、續新抄（嘉祥元年より貞觀三年に盡く）五卷、律疏三十卷、類聚律令刑名問私記（惟宗允亮撰）一卷、弘帝範（大江音人撰）三卷、別式（石川年足撰）二十卷、侍中群要（橘廣相撰、朝官常唐名略鈔の原稿）百官唐名抄（島田忠臣著）等、制度、法律、朝儀に關する書籍が随分發表された。（内裏式は藤原冬嗣の外良岑安世、藤原三守、朝野鹿取、小野峰守、桑原腹赤、滋野貞主が關係し、更に天長十二年に至り清原夏野、藤原吉野、紀長江、春澄善繩等が勅により斟酌添削したものである。）

第五節 算道と曆道、宣明曆の使用

數學は當時算道と云つた。大學に算博士二人があつて算生二十人に、その道を教授して居た。其教科書は算經と云つて孫子一卷、五曹一卷、九章九卷、海島一卷、六章六卷、綴術五卷、三開重差三卷、周髀一卷、九司一卷の九種類あつた。そして算木を用ひて計算したのである。序に云ふが珠盤の渡來

は遙か後世の事で、近古の終りらしい。此の道の人は多く主計寮、主稅寮の役人になる。猶地方でも主政、主帳は多少此の道に通じて居たのであらう。此時代に於ける有名な算學者には氷繼麻呂（齊衡頃の人）、家原氏主、同繩雄、同氏雄（貞觀頃の人）等がある。後世は小槻、三善二家の人専ら此の道を司つて居た。

次に曆道の事を少し云はう。此の時代曆道は天文漏刻なごの學問と共に、總べて陰陽道に屬して居たけれど、陰陽道なるものは宗教的信念から出發したもので、その研究は唯迷信を助長させたに過ぎぬ。つまり學問としての價値がない。その教科書は周易、新撰陰陽書、黃帝金匱、五行大義等だが、それから種々の理屈を附け加へて迷信的な事を述べたに過ぎぬ。よつて此は信仰の章で述べよう。次に天文道は天文の氣色を候ひ、日月星辰の運行を計り、變異を察し、氣節を知るのが目的だが、今日の星學的若しくは氣象學的研究をやらないうで、主として天象の變化を以つて吉凶を判斷するのであつたから、やはり迷信を助長させるに過ぎなかつた。その教科書としては天官書、漢晋天文志、三色薄讚、韓楊要集等がある。斯様に此の二つは迷信を目的として居るのだから、その發達は何等世の中を益しない、寧ろ害があつた。これに反して曆道は日月行度の盈縮を推考し、時序節候の進退を計り、曆をつくり、時日を知らしめるのだから、假令少しは迷信的の處があつたとしても、大體から云へば

學問として、その應用としてでも大なる價值があつた云はねばならぬ。漏刻は時間をはかる術を研究する一科で、又必要なものではあるが、當時の其れは唯支那から傳はつた漏刻の機械を使用する道を考究するに過ぎなかつたから、學問云ふ程の價值がない。それ故當時の陰陽方面の學問では單に曆學丈が學問としての價值を持つて居た云はねばならぬ。

此時代の初めの曆は、前時代から引續いて用ひられた大衍曆（僧一行の作る所）であつたが、その後齊衡三年五紀曆が傳はり、一時兩曆を併せ用ふる事としたが、まもなく貞觀に至つて長慶宣明曆を用ふる事となつた。此等の改革は主として大春日眞野曆によつてなされた。即彼は天安元年正月上請して開元大衍曆は造曆の年が久しい以前であるから、今これを大唐開成四年と大中三年との兩年曆に比べて見るに、月の大小を注する點なき頗る謬つて居る、それ故五紀曆によつて曆を造ればよい云つたが、朝廷では大衍曆を永らく用ひて來たので急にやめるのは良くないとして、大衍五紀を併せ用ふる事にした。

しかるに其の後程なく貞觀元年渤海大使馬孝愼新たに長慶宣明曆經を貢して、これは大唐で近頃新たに用ひ出したものだと云つた。これを眞野麻呂が研究して見るに、大衍五紀兩曆よりは遙かに優つて居る。そして大唐開成四年や大中十二年等の曆に照し合せても、少しも相違して居ない、そこで彼は貞觀三年六月官に願つて宣明曆で曆をつくる事とした。この曆は唐の徐昂の造つたもので此の後徳川時代の眞享年間まで用ひられて居る。この眞野麻呂は當時に於いては獨歩と云はれたさうだが今から考へるに幼稚なものらしい。

此の大春日家は代々祖業を襲いで此の道を傳へて居た。即天長、承和の頃には大春日良棟がある、曆博士刀伎淨濱の卒後曆學者に後繼者が無い時に、良棟がその道に堪能ださわかり、遠江介から召されてこの學を繼いだのである。眞野麻呂は其の子であらう。天安元年紀に大春日家は此道を傳ふる五世とある處を見るに、猶良棟以前から此學をやつて居たらしい。後世眞野麻呂を本朝曆法の鼻祖と云つて居る。その他春苑玉成、藤原並藤等陰陽推歩の學に精しく、天文風星に明るかつた。又藤原繼彦も此の學に通じて居た。次の時代に至つては加茂、安倍の二氏が興つて陰陽諸道を掌る事となる、加茂家は大納言小黒麻呂の後で諸雄、人麻呂、江人、忠行等父子相嗣ぎ、忠行に至り陰陽師として名を擧げた。その子保憲、陰陽天文兩博士を兼ねたが、後曆道を其の子光榮に傳へ、天文道を弟子安倍晴明に傳へた。これ陰陽道二家の起源である。

此時代に陰陽書では滋岳川人の撰んだものが最も多い。即世要動靜經三卷、六甲六帖、指掌宿曜經一卷、新術遁甲書二卷、金匱新註三卷、宅肝經一卷等がそれである。その他では志悲猪養の樞機經三

卷等が高名高い。

第六節 醫道 (和方と漢方)

醫道は今の醫學で、當時の制度では醫、針、案摩、呪禁、藥園の五科に分れ、前の四科には博士一人づつあつて學生を教授し、藥園生のみは藥園師が教へた。此道の極官は典藥頭、其の次には内藥正、内藥侍醫、典藥助なき、以下醫師、針師、案摩師、咒禁師、藥園師、女醫 (産婆)、太宰醫師、國醫師等であるが、總べて官吏として取扱はれて居た。そして典藥寮、内藥司、施藥院、太宰府、國衛等に屬して居たが、猶此時代には六衛府醫師、木工醫師、左近衛醫師なきの名の見える處から考へるに諸官衛にも置いてあつたものらしい。猶諸國には國醫師の外、此時代には權醫師と云ふものがあつた。

上述の如く醫道には五科あつたが、醫が最も盛んで、針がこれに次いだ。醫生は甲乙經十卷、脈經二卷、新修本草廿卷、及び小品十二卷、集驗十二卷を學び、針生は素問三卷、黃帝針經三卷、明堂三卷、脈決二卷、及び流注經一卷、偃側圖一卷、赤烏神經一卷等が教科書となつて居た。醫生は、これ等を、學習してから専門に分れる。當時内科を體療、外科を創腫、小兒科を少小、眼科、耳鼻咽喉科齒科の三つを合せて耳目口齒と云つた。體療科は七年、創腫科は少小科は五年、耳目口齒科は四年

で卒業する。此等總べての醫學は勿論支那から傳來したものが、その外に和方と云ふものがあつたらしい。それは漢法のやうに統一あるものでないが、各地に此の藥は何病にきくこと云ふ風な家傳的のものがあつたものであらう。これを類聚したのが安部眞道、出雲廣貞等が勅を奉じて撰んだ大同類聚方一百卷である。これは大同三年五月出來たもので、出づる所の藥に依り、その藥方を述べたものである。現今流布の類聚方は偽書たる事今更云ふ必要がなからう。斯様に和方なるものが地方に存して居たが勢力なく、唯民間に行はれて居たに過ぎぬ。それで當時の醫學は大體漢方と云つてよい。そして未だ彼國で研究された迹を漸くたざるに過ぎない程度であつた。それは承和年間當時醫學の大家であつた菅原梶成を遣唐使に附けて彼國にやり、醫道疑義を問はしめた事なきで察しられよう。つまりまだ我國の醫學は獨立の域に達せなかつたのである。しかし仁明天皇意を醫術に留め給ひ、親ら研究せられてから此學大いに起り、學者頻出し、其の研究も發表されたものが多い。即出雲廣貞の子菅原峰嗣は、勅を奉じ諸名醫と共に金蘭方五十卷を撰び、大村福吉は勅を奉じて治瘡記を撰び、又物部廣泉は攝養要決廿卷、難經開委一卷を著はしたる如きがそれである。其他名醫尠くない。素人醫者では紀夏井なき有名である。後和氣時盛侍醫となり、弟時雨針博士、典藥頭となりて以來、子孫醫を世襲し、又丹波氏は康頼針博士となり、その子重明典藥頭となりて以來、又世々醫を業とし、和氣氏と共に

に代々典藥頭に任ぜらるゝ事となつた。

第七節 俱舎と成實

奈良の六宗と云へば三論、成實、法相、俱舎、華嚴及び律の六つであるが、其内俱舎は學問として傳はつた丈で宗として立たず、成實も三論の附屬となり、一宗として獨立せなかつた。殊に此時代の初め延暦十三年には官符を下して、明かに成實を三論に附し、俱舎を法相に屬せしめたので、その實四宗に過ぎない。斯様に小乗教なる俱舎、成實の二つが行はれないで、權大乘や大乘の教が榮えたのは一見當時の人智が進んで居たからのやうだが、その實支那に於ける佛教の進歩を其のまゝに受けたに過ぎぬ。つまり俱舎、成實二宗は當時支那に於いて勢力がなくなつて居たから、我國でも盛えなかつたのである。

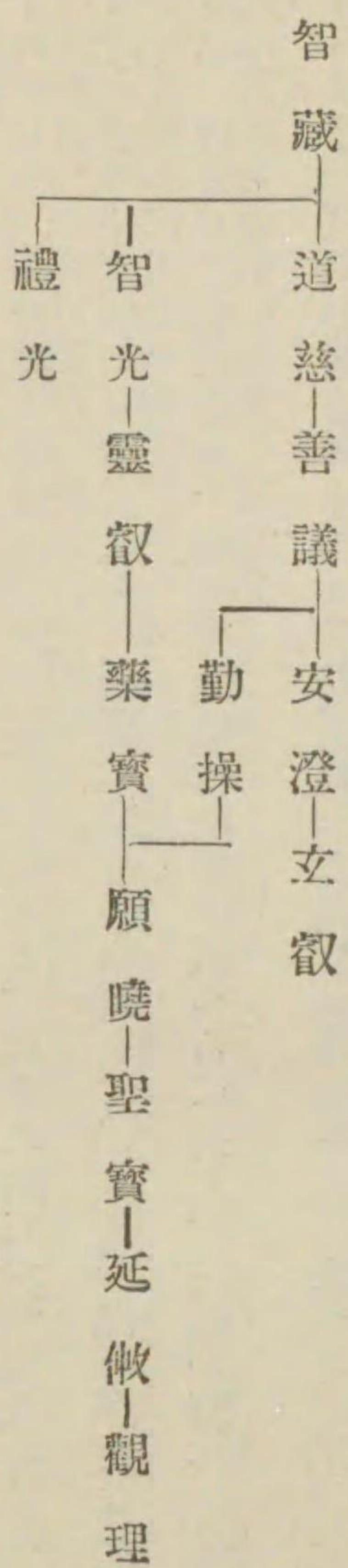
此の様に此の二宗は宗派として立てられなかつたが、共に佛教學の入門と云ふ譯から、俱舎は東大寺を中心として、成實は西大寺を中心として南都七大寺等に於いて盛に研究され、此の學に秀でた人も多く著はれて居る。殊に俱舎の研究は此時代を通じ、次の時代に及んで居る事は、枕草子六あはれなる物と云ふに「はつせなきにまうでて、つほねなきするほきは、くれはしのもこに車引よせてたて

るに、おびばかりしたるわかき法師ばらの、あしだこいふ物をはきて、いさゝかつゝみもなく降り昇るにて何ともなき經のはし打ち読み、俱舎のじゆを少し云ひ續け歩くこそ所につけてをかしけれ」こ見え、又七十一番歌合の六十九番に華嚴宗と俱舎宗との歌合せがある（我法のむしろいかにこ人こはば、清瀧の川にすめる月かけ。われにこへ易く答ん、月暫し北をめぐるか土を巡るか。思ふ人あはれ茶すきに成たらば、摘しらすべき時あらまし。待人のくるや、くるやこ思ふまに、北斗の星をまほりあかしつ。）ので廣く行はれて居た事がわからう。此學に精しかつた人を云へば守印（承和十年卒）善謝（延暦廿三年卒）等がある。斯様に俱舎のみ榮えて、成實が餘り榮えなかつたのは俱舎が法相に屬し、成實が三論に付き、而して此時代法相の振へるに對し、三論が衰へて居たからであらう。

第八節 法相三論兩宗の争

古京の六宗の内奈良朝以前に於いて獨擅的隆盛を極めて居た三論宗（文珠を始祖とす）は、奈良朝に入り法相宗に壓せられて漸次衰微して行き、此の時代の初め頃では佛門に入る者多く法相を崇び、三論を學ばない。これが爲に三論の學殆んど絶えんとする有様（延暦廿二年官符）で、諸寺の學生多くは三論に就かずして、法相に赴く者が多いと云ふ状態であつたが、善議（河内錦部郡人、本姓惠賀連、入

唐して學ぶ、弘仁三年滅。)の門から安澄(密教を兼學弘仁五年滅)勤操(大和高市郡人、本姓秦、天平寶字二年生、天長四年滅、空海の師、第三圖參照)等の名僧出たから稍衰勢を挽回する事が出来た。當時三論宗に二派あつた。善議等は大安寺流で、法隆寺智藏の上足道慈から傳はり、他は元興寺派に云ひ、同じく智藏の門弟智光、禮光の流で、阿彌陀佛を尊ぶのであつた。智光の後靈叡、藥寶、願曉等師弟相紹ぎ、聖寶に至つて南都に東南院を建て、三論宗専門の道場とした。



三論と同様、權大乘教なる法相宗は興福寺の義淵門下に行基、宣教、良敏等の如き名僧、玄昉、道鏡の如き妖僧を出し、奈良朝に於いて最も盛大を極め、以つて此の時代に及んで居る。此の宗には三派の傳承がある。第一は興福寺の法相宗で、玄昉の高弟善珠(延曆十六年滅)より、昌海、基繼を経て、空晴私記三卷を著はす、其門守朝、仲算、眞喜、平忍等何れも有名である。此の興福寺の別當は主として法相宗で、玄昉の門慈訓の後、永嚴を経て延曆には行賀、弘仁には修圓、之れより隆惠、壽朗、

興昭、孝忠、房忠、仙忠等相繼いで眞覺に至る。この人は延喜の人である。その他此の派には善球の門に常樓(山城葛野郡人、本姓秦公忌寸、弘仁五年滅)等がある。第二は藥師寺の法相宗で、行基を祖とし、勝虞、その門に護命(美濃各務郡人、本姓秦、承和元年滅)守印(承和十年滅)護命の門仲繼、延祥(天長頃の人)等有名である。第三は法隆寺の法相宗で、道賀より出で、行信、行賀、孝仁、永業等相承け相繼いで居る。その他東大寺法相宗には明秀、明一、玄愷、濟棟、法藏、湛昭等を出して居る。猶義淵の門、宣教の流には賢憬、修圓(弘仁時代)、明福(賢憬の弟子、嘉祥元年、興福寺にて終る)延賓等があつた。その他善謝(延曆廿二年滅)元興寺慈寶(大和平群郡人、本姓朝戸氏、弘仁十年滅)慈勝の門道雄(又華嚴、眞言等を學ぶ)元興寺明詮(貞觀十年卒)等あつて六宗中最も人物に富み、南都の勢力を代表するの觀がある。

此の宗三論との争ひは随分激しいもので、法相は有を立て空を破り、三論は空を假し有を非とし、兩方共相下らなかつたが、前述の如く奈良朝に於ける法相全勢の後をうけて、此時代の初めでは大勢法相に傾いて居た。それ故佛門に入る者多くは法相に走り、三論を廢するものが多かつた。かくては世親の説傳はつても、龍樹の論地に墜ちるに云ふので、延曆十七年兩宗並び行ふ様に勅せられ、次いで廿一年には「三論、法相二宗相争うて各一門に傾いて居る。しかし彼も此も共に長短がある。

若一方を抑へたなら、恐らく、それは衰微するであらう。そこで今後正月の最勝王經、十月の維摩經の二つの會には、六宗の僧侶を請じて學業を廣めよ」この勅を下し、その翌年には「緇徒三論を學ばないで専ら法相に傾いて居るので、三論の學殆んぎ將に絶んとして居る。近年勅を發して二宗並び行へし云つたが、得度の點には未だ法制がない、そこで、これから後は三論も法相も各々五人づつ度する事にせよ」を命令されたが、容易にやむ氣色がない。阿黨凌奪して其争ひ益々はけしくなつた。しかし法相相變らず旗色がよく、その方に赴くもの多かつたので、延暦二十三年には「前に二宗共に得度五人しましたが、たこへ志望者がないから云つて、一方の宗から他の方を補ふ事が出來ない」事とした。これは法相宗の方が景氣よく、三論の志望者五人なければ法相から補ふ云ふやうな事があつたからに違ひない。此の争ひは此の後永く繼續した、弘仁中三論の名僧勤操（第三圖参照）が大極殿に於いて最勝王經を講じた後、諸宗の碩徳の集つた席上で、三論を尊び法相を斥くるの大議論をやつたが詞義贍博であつたので、法相側の宿將も如何にもなし難く、陣亂れ旗靡くのやむなきに至つた。

當時新興の天台宗や真言宗は比叡山や東寺を根據として、漸次勢力を張つて行つたが、法相三論も南都を中心として侮ざる事の出來ぬ力のあつた事を忘れてはならぬ。殊に地方に於ける法相の勢力は大きなものであつた。その後天台の安慧が承和十一年羽州の講師となつて、任地に行つたが、管内皆



第十圖

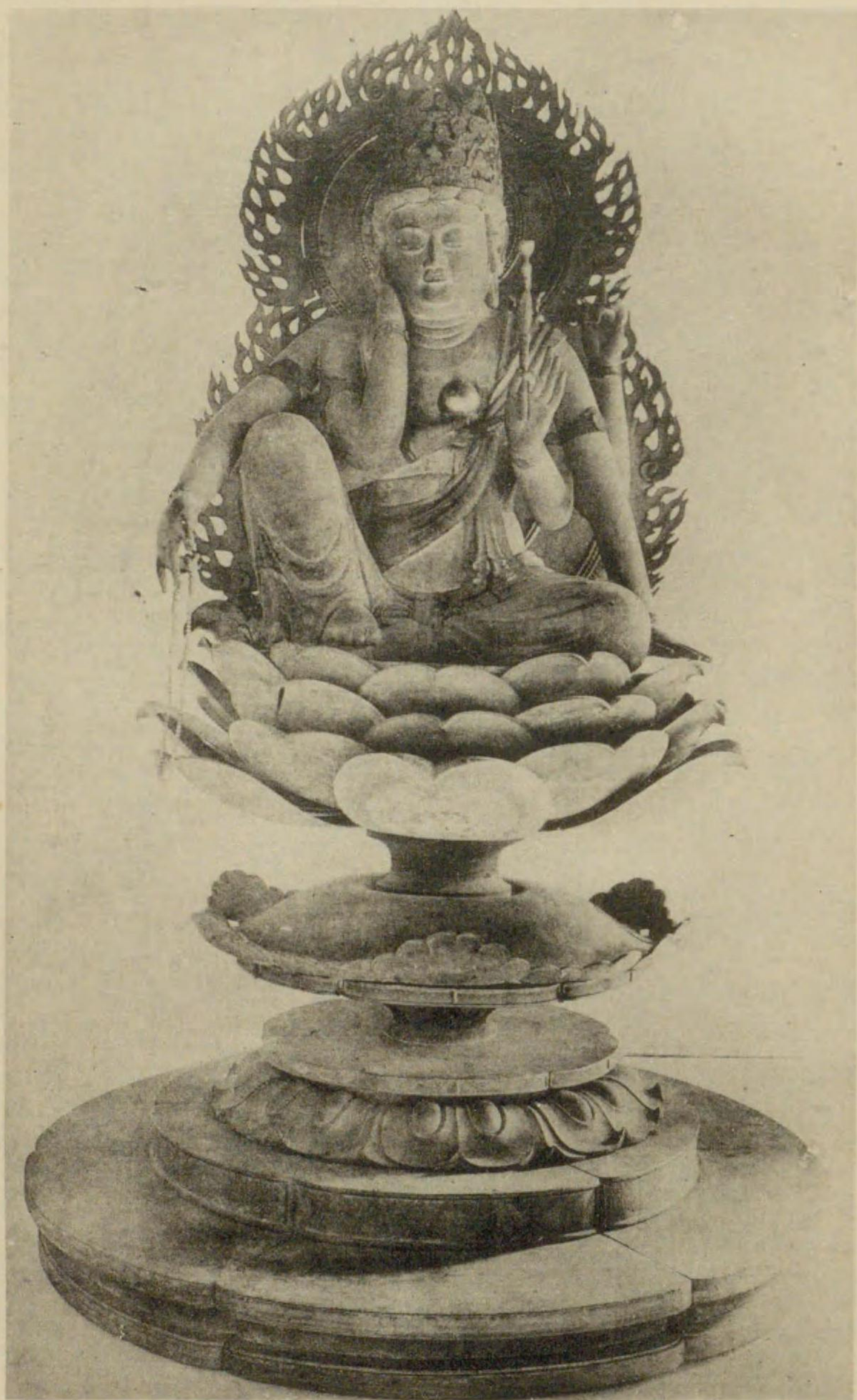
如意輪觀自在菩薩像

（大阪府南河内郡川上村觀心寺）

第十圖

若一方を抑へたなら、恐らく、それは衰微するであらう。そこで今後正月の最勝王經、十月の維摩經の二つの會には、六宗の僧侶を請じて學業を廣めよ」この勅を下し、その翌年には「攝徒三論を學ばないで専ら法相に傾いて居るので、三論の學殆んど將に絶んとして居る。近年勅を發して二宗並び行へよ云つたが、得度の點には未だ法制がない。そこで、これから後は三論も法相も各々五人づつ度する事にせよ」を命令されたが、容易にやむ氣色がない。阿闍婆等して其争ひ益々はげしくなつた。しかし法相相變らず旗色がよく、その方（法相）の勢力（勢力）の強（強）なつたので、延暦二十三年には「一論に二宗共に得度五人としたが、**敗た意へ命を盡す者が自ら争ひ**（**争ひ**）云々（**綱**）、**東方**の家から他の方を補ふ事が出来ない」事とした。これは法相宗の方が景氣よく、三論の志望者五人なければ法相から補ふよと云ふやうな事があつたからに違ひない。此の争ひは此の後永く繼續した、弘仁中三論の名僧勤操（第三回參照）が大極殿に於いて最勝王經を講じた後、諸宗の碩徳の集つた席上で、三論を尊び法相を斥くるの大議論をやつたが詞義峻博であつたので、法相側の宿將も如何にもなし難く、陣亂れ旗靡くのやむなきに至つた。

當時新興の天台宗や眞言宗は比叡山や東寺を根據地として、漸次勢力を張つて行つたが、法相三論も南都を中心として侮る事の出来ぬ力のあつた事を忘れてはならぬ。殊に地方に於ける法相の勢力は大きなものであつた。その後天台の安慧が承和十一年羽州の講師となつて、任地に行つたが、管内皆



第十圖

唯識を學ひ、台教を知らず云つて居る。以つて法相勢力の大を知る事が出来よう。

第九節 律と華嚴、六宗と七大寺

律宗は天平勝寶年間唐僧鑑真が齋らして朝野の尊信を得、天皇、皇后以下四百餘人に戒を授け奉つてから、始めて盛になつた。そして當時最も勢力のあつた法相宗と提携して、南都では東大寺、西國では筑前の觀音寺、東國では下野の藥師寺に戒壇を開き、又別に天平寶字三年唐招提寺を建て、戒律を授けた。つまり一時天下に四戒壇があつた譯である。その後天台宗起るに及んで、最澄は延曆寺に律宗と離れて戒壇を設けられん事を願つた。南都諸宗の反對を受けて許可を得る事が出来なかつたが、その死後許されたので、又も一つ戒壇を増す事になつた。しかし藥師寺先づ衰へ、次いで觀音寺振はなくなつたので、後世天下の戒壇は南都東大寺と北嶺延曆寺との二になつた。前者は律宗、後者は天台宗、これを掌つたのである。此の天台律の事は後に云ふ。

鑑真の門下には十一人の高弟があつた。就中如寶(大唐人、弘仁六年卒)最も有名である、その門豊安より道淨、仁階等その法統を傳へた。

第十節 日本天台宗の發生と比枝山寺

奈良の六宗が依然として古京に勢力を奮つて居る際、突如平安新京に二大新宗派が勃興した。一は天台宗、他は眞言宗である。前者は最澄により、後者は空海により、支那から輸入された。以下二僧を中心として二宗の勃興を説かう。

最澄は近江滋賀郡の人で、氏は三津首、倭の漢氏の族類、つまり諸蕃の士族から身を起したのである。諸門跡譜なごに此の三津氏を朝臣とあるのは最澄を貴族出とし、以つて其の家系を飾らん爲で探るに足らぬ。父は百枝と云ふ。彼は神護景雲元年八月十八日の生れである。十二歳に至り大安寺に行き、行表について出家した。十五歳の時國分寺の僧が闕けたので、それに入り、十八歳で具足戒を受けた。その頃は法相宗で唯識を習つて居たが、それと同時に博く經論を探つて華嚴五經章、起信論疏等を得、又天平勝寶六年には唐僧鑑眞が將來した天台玄義、同止觀四教義、維摩經疏等を南都に得てこれを寫した。これ彼が心を天台に寄するに至つた初めである。一體日本の天台宗は最澄が開祖となつて居るが、それ以前から法華經は盛んに讀まれて居た。かの聖德太子が其經疏をつくつたこと云ふ程早くから法華經思想が僧侶間にあつたのである。それは信仰の章で説かう。しかし特に注意を之に向

けたのが彼で、彼はこれによつて世に立たんとて故郷の附近なる日枝山に登り、草舎を營み、世塵をはなれ、心靜かに法華經、金光明經を讀んだ。これ延暦四年七月彼が十九の時である。その七年山頂に一字を創設し、一乗止觀院と名付け、自ら等身の藥師佛を作つて安置した。これが後の根本中堂である。そして一山の寺號を比枝山寺と名付けた。かの

阿耨多羅三藐三菩提の佛達

我たつ杣に冥加あらせ給へ

こは、彼がこの寺を造る時に詠んだものだこと云はれて居る。かくて、その十三年九月三日供養會を執行して天皇が行幸せられたこと云ふが、これは信じ難い。當時そんな大きな勢力が如何してあらう、猶他に有力な記録がないから嘘とせねばならぬ。

かくて彼は、ほど法華宗の大意に通じたが、その奥旨に於いて不明な點がされない。それで師授相承の必要があるとて、入唐して、その素志を貫かんとした。幸ひに許されて延暦廿三年、支那で云へば德宗の貞元二十年、遣唐使藤原葛野麻呂に従ひ、弟子義眞を伴つて入唐した、時に彼三十八歳、余と齡を同じうす、噫。九月台州に赴き、天台山國清寺に登り、天台第三祖智者（天台大師）七世の法孫道邃に謁して、一心三觀の旨を得、菩薩三聚大戒を附せられた。彼就いて天台教門疏記を寫す。次に

佛隴寺に行き、行滿座主に謁した。その時滿曰ふ「昔智者門人に告ぐるに、我が滅後二百餘歳にして我法東國に傳はらん」と、君は實にその人であるにて荆溪以上の諸典籍秘願を傾け悉くそれを授けて呉れた。そして「此の法文を持して海東傳燈の始祖となれ」と云つた」さか。翌年越州龍興寺に行き、順曉阿闍梨に遇ひ、三部灌頂密教を受け、又陀羅尼經書、印契圖樣、灌頂器物なきを得、次に唐興縣に行き、沙門脩然に達磨一派牛頂山法を得た。つまり彼は天台法華宗の外に密教、それから禪宗、及戒律をも得たのである。これを四種の相承と云ふのだが、此の相承と云ふのは彼が、此の四つを得て、そして歸國したと云ふ丈ではなからうか。恐らく此時も、此後も、更に進んで此の四つを練り合せて一種獨特なる日本天台宗を創造したのではないらしい。即日本天台宗とは此等四教が寄合つて居ると云ふ丈であらう。

一體前述した古京の六宗は支那傳來そのまゝ、あちらで發達したものを日本で受け賣りしたに過ぎない、場所が變つたと云ふ丈で一の發達も見られぬ。即他の文化と同様、模倣なる風潮に支配せられて居る。しかるに最澄は天台宗に密、禪、戒の三宗を加へ、日本天台を唱へたので、日本佛教として初めて一道の光明を放つた觀があるが、やはり支那そのまゝの受賣に過ぎないやうな氣がする。それは斯様に彼が四教を以つて天台宗としたに關はらず、後には其の何れを主とすべきかに付いて争ひが

起り、殊に圓仁の如きは甚だしく密教に傾き、東寺の密教に對して台密と云はれるに至つた事なきでわからう、若し日本天台宗が四教を練り合せたもので、一の系統あるものであつたなら、此様な現象が起らぬ筈である。丁度此の天台宗が四教を併せ探つたのは前節で云つた奈良の七大寺が六宗のそれをも採つたのに似て居る。猶他の僧侶の内にも諸宗を兼學した人がある、それと同一で、つまり時代の風を觀察すべきものであらう。これを一の組織だつたものとしたなと云ふのは後世の考へからの推測に過ぎまい。

かくて彼は延暦廿四年夏大使に従つて歸國した。支那にある事僅に一年に過ぎぬ。秋入京して彼の地で得た經論疏記二百三十餘部併せて五百卷、及び金安法華、金剛、般若等經、智者大師禪鎮白角如意等を奉つた。天皇大いに悦ばれ、彼が傳來した天台諸典籍を天下に流布する必要があるとて、七大寺の爲に七通を書寫せしめ、爲に禁中より上紙を與へ、和氣弘世をして寫經を監督させた。そして道證、守遵、修圓、勤操、慈蘊、慈寬等の碩師を召して、天台院に於いて新寫天台教文を學ばせ、次いで九月一日には清瀧峰高雄道場にて都會大壇を起し、諸寺知行兼備の者を撰び、灌頂三摩耶を受けしめた。道證、修圓、勤操、正能、延秀、廣圓等同じく預る者八人で、小野岑守が法事を檢校した。これが本朝秘密灌頂の始めである。當時彼は洋行歸りとも云ふやうな譯で、朝野に持てはやされたのがわ

からう。此頃南都諸大寺の僧侶との間はさうであつたらうか、それは詳かでないが恐らく未だ別段圓滑を缺く様な事がなかつたらしい。その九月朝廷命じて殿上で毘盧舍那法を行はしめた。かくて最澄の名聲舉り、翌二十五年奏して天台法華宗なる一宗を立つるを得た。そして「佛教を興隆し、群生を利益するには諸業一を廢するも不可」この勅があつて、毎年の度者十二人中、華嚴業二人、天台業二人、律業二人、三論業三人、法相業三人と定められて居る。三論法相の二宗のみ三人とせられたのは三論には成實、法相には俱舍をやる者が各一人含まれて居るからである。

その後天台宗は次第に蔓り、爲に比叡山寺は漸次榮えるに至つたが、殊に嵯峨朝、弘仁の世になつて多大の發達を見るに至るのである。その繁昌は勿論最澄その人の才と學に因るのであるが、猶時もよかつた、寺の位置もよかつた。時は奈良朝佛教の墮落、法權失墜の後で、正に健全なる新宗教の發生を促す際であつた。而して彼の寺は新京平安に近く、其鬼門に位置して居たので、奈良諸宗よりは朝廷並びに貴族に接近し易かつた。是彼が大なる成功を得た所以であらう。一體彼が比叡山を選んだのは、初め難解の法華經理を會得する爲に俗塵を離れる事が沈思に都合がよいからであつたのであらう。つまり古今東西の宗教家が山に籠るの規を同じうして居る。當時は、まだ極めて微々たるもの

であつたが、思ひもかけず都が平安に遷り、彼の寺は丁度その鬼門に當つて居る。これが彼の開運の最も大きい芽になつたのであつた。彼も又一面から云ふと、好運兒と云はねばならぬ。その後弘仁五年近江國稻四百束を賜はつて居るので、朝廷の御信仰が窺はれるが、その高の少ない處を見れば當時まだ大した寺格でなかつたこと云へよう。實に延曆寺の隆盛は彼の死後に於いて、その延曆寺號を賜はつたのも、彼の死後弘仁十四年二月である。

第十一節 天台宗と奈良六宗との衝突

力量と好運とで頻りに成功するや、彼の志は漸次大きくなつた。霸氣満々たる彼は、弘仁十年遂に圓宗大乘戒壇を叡山に造立せんことをに至り、獅子奮迅の勢を以て奈良法師と争ふに至つた。（これは又十三年の事だとも云ふ。）即ち彼は天台法華宗年分度者二人を毎年三月先帝國忌の日、法華經制に依り、得度受戒させ、更に十二年間籠山修業を積ませて四種の三昧を練修させたいと上表し、又戒壇を設けたいと願つた。此の受戒の事は前述したやう天下に東大、觀音、藥師の三戒壇あるが、中央では東大寺でやる事にきまつて居るから、叡山でいくら威張つても南都へ行つて受戒を受けなければ、一人前の僧侶になれぬ。これが天台宗にとつて、され位の苦痛であつたか知れぬ。それで叡山にも戒

壇を立て、南都僧侶に頭を下けなくてもよいやうにしたいのであつた。しかし事情が、そんなのだから南都が聞く筈がない。朝廷でも従來のきまりになつて居る事だから、先づ南都七大寺に示して咨詢した。果して南都は反對した。當時南都では法相宗に護命が居つて大僧正であつたが、少僧都長慧以下六人と共に、大いに彼を攻撃して先づ道照、道慈の入唐を、天竺僧菩提、唐僧鑒眞の歸化により、佛教の眞髓の我國に傳はり、南都はそれによるを述べ、次に最澄が唐都を見ずして、僅に唐の片田舎に遊べるのみにて歸國し、恣に法式を作り天皇に獻じたるを非難し、その文淺漏、事理詳かでないこれ唯に法門を紊亂するのみならず、又令條に違ふ者であるを上表し、又東大寺の景深は迷方示正論を著し、天台宗義二十八失を指摘し、囂々これに反對の矢を放つた。

しかし、それしきの事に恐れる最澄でない。彼は直ちに顯戒縁起を作つて二十八失を反詰し、又護命等の抗議に對しては、道照の入唐は麟德以前で、道慈の唐に向つたのは開元年中であるから、此の兩學僧がさうして其の後の制度を知らうか。印度菩提や、支那鑒眞は天寶の載大唐を辭し、勝寶の年日本に來たのであるから、上座の制が未だ唐國に興らない時である。此等の人がさうして私の行動に對し反對しようやと述べ、又私、並に義眞等は延暦末年大唐に使し、台州に到る。其地の刺史陸淳求法の誠を感じて、天台の道邃和上に遇はせて呉れたが、和上は慈悲な人でよく一心三觀の旨を傳へ、

菩薩圓戒を授けて呉れた。次に秦嶽靈巖寺順曉和上に遇ひ、兩部灌頂と種々の道具を授けてもらつた。かく法を受けて歸國し、勅命によつて八大徳を屈して灌頂の水を飲ませ、更に佛頂壇を建て、十律師に灌頂した。これは皆新に習つて來た兩業を傳へる爲である。それから毎年二人を度して居る。かやうに今私の造つた式は先帝の時の制を述べたものである、何が故に勝手に造らうか。その因つて來る所を知らないで、私造なきと云ふのは間違つて居ると云ひ、又上式の文淺漏なきと云ふが、そんな馬鹿な事はないなきと述べて見たが、遂に南都の反對によつて許可を得なかつた。そして程なく彼は死んだ。年五十四（或は五十六と云ふ）貞觀八年七月傳教大師と諡せられた。元亨釋書に夏六月四日中道院右脇に於いて寂す、年五十六、同月十一日藤原冬嗣、圓教戒壇允許の詔を捧じ、叡山に來た。これは彼の初七を慰める爲であらうと載せて居るが、眞に勅許を蒙つて戒壇を造るを得たのはもつこ後である。菅家文章には承和皇帝に至り、特に詔勅を下して初めて戒壇を築くが見える。又光定の傳によると初め叡山に大乘戒壇を造らんとしたが、南都が之に反對したので出來なかつた。やうやく傳教の卒後建て得た、これは光定の力與つて力あると述べて居る。

第十二節 眞言宗の傳來

最澄も同時に入唐し、又別に一新宗派を開いたのは空海である。彼は寶龜五年六月十五日讃岐多度郡屏風浦で生る、氏は佐伯直、讃岐國造の族、つまり皇別の士族である。父は田公、母は阿刀宿禰云つて田舎の貴族であつた。父母共に名族なのは當時の僧侶に珍らしい。年十二にして外舅阿刀大足に就いて、論語孝經を學び、十五京に上つて大學に入り、直講味酒淨成から毛詩、左傳、尙書等を學び、又博く經史を修めた。その後、更に岡田博士について左傳、春秋を學ぶ。斯様に彼は深く儒學を修めて見たが、猶心を満すに足りない。遂に佛教に志し、そして三論宗の碩徳勤操に謁し、藏求聞持法を受けた。この法は道慈、唐に得て善議に傳へ、議より勤操を經空海に傳はつた云はれて居る。後落髮し沙彌十戒を受けて三論宗に這入つた。初め名を教海と云つたが後如空と改め、延暦十四年東大寺にて具足戒を受けて又も空海と改めた。後夢告により大毘盧遮那神變加持を大和高市郡久米道場東塔下で得、卷を披いて見たがわからぬ處が多い、これから入唐の志を抱いたが、幸ひ師匠の勤操が奔走して呉れたので、容易く勅許を得、延暦廿三年海を渡つた、時に彼三十一である。（徳宗の貞元二十年）十二月長安に到り、明年東龍寺の慧果阿闍梨に謁した。慧果は不空大廣智三藏の高弟である。空海を見て喜んで「我先きに汝の來るを知る。相待つ久し」と云ひ、又「此人は第三地菩薩である」と、當時の僧侶は斯様な嘘を眞面目で云ひ合つたものに見える。六月になり大悲胎藏大曼荼羅に入り、

五部灌頂の誓水を沐し、秋七月金剛界大曼荼羅に入り、傳法阿闍梨位灌頂を授かり、金剛頂等の諸密經、並に圖畫、曼荼羅、及諸道具及び胎金諸曼荼羅一十鋪、道具十五事、金剛頂等諸秘經等をもらつた。次いで闍賓船若三藏に逢ひ、彼が譯した華嚴六波羅密經及び梵夾を授かつて、元和元年即大同元年八月歸國し、梵により傳來した密乘を流傳するを許された。

弘仁朝になり、宮中に諸宗碩師を會し、習ふ所を唱へしめた。時に彼即身成佛の義を立てたが、諸家攻撃してやまない。しかし辯論精審なので三論の俊道昌（貞觀十七年卒）も、法相の毫源仁（仁和三年滅）も、華嚴の英道雄（仁壽元年滅）も、天台の傑圓澄（承和四年卒）等凡べて座にあつた者皆破れて降旗をたてざるを得なかつた。かくて空海の名は天下に高く、同十三年には平城上皇が入壇して彼より祕密灌頂を受けられた、これ天皇密灌の始めである。時に天皇諸宗に勅して、その宗の奥旨を述べしめた。時に彼は毘盧遮那經及び菩提心論に則つて十住心論を著して居る。十住心とは

異生羶羊心……三惡道　　愚童持齋心……人道
 嬰童無畏心……天道　　唯蘊無我心……聲聞
 拔業因種心……緣覺　　他緣大乘心……法相宗
 覺心不生心……三論宗　　一道无爲心……天台宗

極無自性心……華嚴宗

祕密莊嚴心……真言宗

で、他の宗を罵つて真言宗を最もよいと云つたものである。此の時護命は研心章を作りて法相宗を褒め、天台宗の義眞は天台義集を造つて居る。

明十四年正月、東寺を賜ひ、灌頂院を建て、青龍寺の法式に准じて、毎年二度灌頂を行ふ事として慧果から貰つた健陀國袈裟及び念珠を置き寺鎮とした。この後東寺は真言宗の本據として、朝廷貴族に接近し、教界に威を振ふに至るのである。殊に嵯峨天皇の寵遇は一通りでない。これは彼が宗教上の知識深かつたにも因るが、一には彼が諸道、殊に詩文書道に秀で、天皇の御趣味に共鳴する點があつたからであらう。

次いで淳和朝の初め、皇后院の爲に三日三夜息災の法を行ひ、又清涼殿にて大通方廣の法を行ひ、天長二年宮中にて仁王般若經を講じ、同年高尾神願寺を改め、神護國祚真言寺と名づけて空海に賜はり、長日修法所と名さしめた。次いで仁明朝、承和元年唐國內道場に准じて宮中に真言院を置く事を願つて許可され、勘解由司廳を以つて曼荼羅道場となし、毎年正月後七日息災増益修法を行ふ事となつた。宮中の信任諸宗中最も篤かつたのがわからう。承和二年高野山金剛峯寺に居り三月二十一日滅した。その後延喜廿一年弘法大師と諡を賜はつて居る。

以上の如く空海は非常に偉い人物だが、そのやり方は貴族的で、朝廷の寵愛を得る事と貴族に接近して、その教を廣めたに過ぎぬ。若し此の努力をして民衆教化に割いたなら時艱を救ふにどれ位大きな力があつたか知れぬ。彼の民間に於ける勢力は弘仁十二年五月の紀略に讃岐國で、去年から萬農池を築いて居るが、なかく出来上らない。空海は此の國の人で、道俗が欽慕する事が非常なものだから、若し歸國して呉れたら生徒市をなし、追従雲のやうに聚り工事は立所に濟し遂げる事が出来よう。さあるのでわからう。しかし斯様に勢力があつたが實際彼は民衆教化には殆んど勤めた形迹がない。これは彼の爲、社會の爲惜しみても餘りある。しかし貴族的な彼には無理な注文かも知れぬ。

第十三節 天台宗の隆盛と、その密教化

最澄の後を承けて天台宗を率ゐたのは義眞（相模人本姓丸部連天長十年滅）である。彼は譯語沙彌として最澄に従ひ、入唐した人で、天台創立に極めて大功がある、これ最澄の死後天台宗を率ゐた所以であらう。彼はよく最澄の遺志を紹ぎ、その勢力を失墜させなんだ所でない、寧ろ最澄時代よりも盛んにした。延暦寺號を賜はつたのも此人の時である。天長元年に至り延暦寺座主に任じられた。これが天台座主の始めである。けれど天台宗が真言宗と共に法界に於ける最大權威となつたのは第二代の

座主圓澄（武藏埼玉郡人、本姓壬生吉士初め法鏡、承和四年滅）を経て第三代圓仁（下野都賀郡人、本姓壬生公、貞觀六年滅、慈覺大師）に至つてゝあらう。彼は承和五年六月、遣唐使に従ひて入唐し、悉曇を學び、天台宗義を學んだが、その最も力を注いだのは密教であるらしい。前述したやうに、初め最澄は天台、眞言、禪、律の四宗を混じて日本天台宗を創立したのであるが、其名の示す如く法華がその中心であつたに違ひない、しかし當時の世風は漸次迷信的に傾いて居たので、加持祈禱なきが時流に適して居た。そこで、さう云ふ風を帯びた密教の方が、流行し易かつた。これ空海が一世を風靡した所以である。

慧眼なる圓仁は、何でこれを見免がさう。彼の在唐十年の苦心は主として密教にあつた。果して承和十四年歸國するや、忽ちにして朝廷貴族の信仰を聚めるを得た。即ち文徳天皇は齊衡三年兩部灌頂を、清和天皇は貞觀元年菩薩戒を受け給ひ、淳和太后は同二年に菩薩戒を、藤太皇太后明子は同三年三菩薩大戒、三昧耶戒及び壇灌頂を受け給ふに至つた。此處に於いて天台密教即台密は東寺密教を凌がんとするに至つたのである。彼また弘法未知の新密を傳へたを稱して、盛んに密教を弘めた爲、天台宗中密教々典は法華經と相並ぶこととなり、第五代座主圓珍は却りて密部の方勝れり云ふに至つた。かくて座主の如きも貞觀八年六月の太政官牒を以て、止觀（天台）眞言兼備の者を以て補せらるゝ、

に至つたのである。その文に此の兩者を以つて人の兩目、鳥の雙翼の如しと云つて居る。以つて如何に世が迷信に向つて居るか知らう。

最澄の法統は以上の如く、その直弟義眞、圓澄、圓仁、相次いで座主となり、第四代は圓仁の門下安慧（河内大縣郡人、本姓大貊氏、貞觀十年滅）嗣き、第五代は義眞の門下圓珍（讃岐那珂郡金倉郷人、本姓和氣公、空海の姪、元慶三年滅、智證大師）座主となつた。圓珍は又なか／＼の人物で、その學内外典に通じて居た。仁壽三年唐商船に乗りて入唐し、梵字悉曇、密教律法、華嚴、涅槃、俱舍等を學んだが、やはり密教を深く研究したらしい。天安二年歸國し、朝廷の寵遇を受け、貞觀六年仁壽殿に於いて大悲胎藏灌頂壇を結んだ際には、天皇親しく入壇せられた程である。彼は貞觀中、園城寺（三井寺）を中興した。此寺はもと大友村主族の氏寺で、天武朝の創設と傳説されて居るが、永らく衰微して居た。それを彼が復興したのである。貞觀十年に至り、傳法灌頂道場となつた。此の圓珍と、さきの圓仁とは共に入唐し、天台宗弘布について非常な功績がある。叡山が法界第一の勢力を振ふに至つたのは、主として二人の力である云つてもよい。そこで此の二人の法系を受けたものが、一山中二派に分れ、相争ふに至るのは無理もない。圓仁は後に慈覺大師と諡せられたので、その法系ものを慈覺門下と云ひ、圓珍は智證大師と諡せられたので、その流を酌んだものを智證門下と云ふのであ

第十四節 眞言宗の隆盛と迷信の助長

空海の門下には俊才林の如く出たが、就中殊に有名なのは實慧（讃岐人、本姓佐伯氏、天長四年河内觀心寺を建つ、第一代東寺長者、承和十四年滅。）眞濟（左京人、紀御國の子、第二代東寺長者、貞觀二年滅。）智泉（弘法の姪）道雄（佐伯氏、法相、華嚴、眞言を學ぶ。後海印寺を建て、華嚴宗を傳ふ。仁壽元年滅。）眞雅（讃岐多度郡人、空海の弟、元慶三年滅。）眞如親王（平城第三の皇子高岳親王、三論、密教を學び、貞觀四年入唐。印度に行く途、薨去。）道昌（讃岐香河人、本姓秦氏、貞觀十七年滅。）常曉（棄子、承和元年入唐、貞觀七年滅。）圓行（入唐僧。承和六年歸國。）その他圓明、泰範、杲隣、忠延、堅慧、眞紹（貞觀十五年滅。）等で、實慧、眞濟、眞雅、相繼いで東寺長者に補せられた。當時東寺が此宗の中心勢力となつて居たのである。其は京都貴族が政治文化の中心をなして居たから、常にそれと接觸する必要があつたと思はれる。眞雅の後は實慧の門の宗叡（平安人、本姓池氏貞觀三年入唐、眞言、天台を研究し、同九年歸國。）眞雅の門眞然（讃岐佐伯氏、空海の姪、寛平三年滅。）宗叡の門益信（備後品治氏、行教の弟、延喜六年滅。）源仁の門聖實（讃岐人、延喜九年滅。）等東寺の長者となつて居る。聖實は眞言宗の外、元興寺願曉に就きて三論宗を學び、東大寺平仁に就きて法相を得、東大寺玄榮につ

きて華嚴を受け、又眞言は眞雅、眞然、源仁等より授けられた。斯様に博學であつたから、彼又醍醐寺を開き、顯密二教を演し、奈良に東南院を建て、三論宗を講じ、又東西二寺、醍醐、東大、興福寺等を管攝し、南北二京の間を往來して非常な勢力を振つたのである。

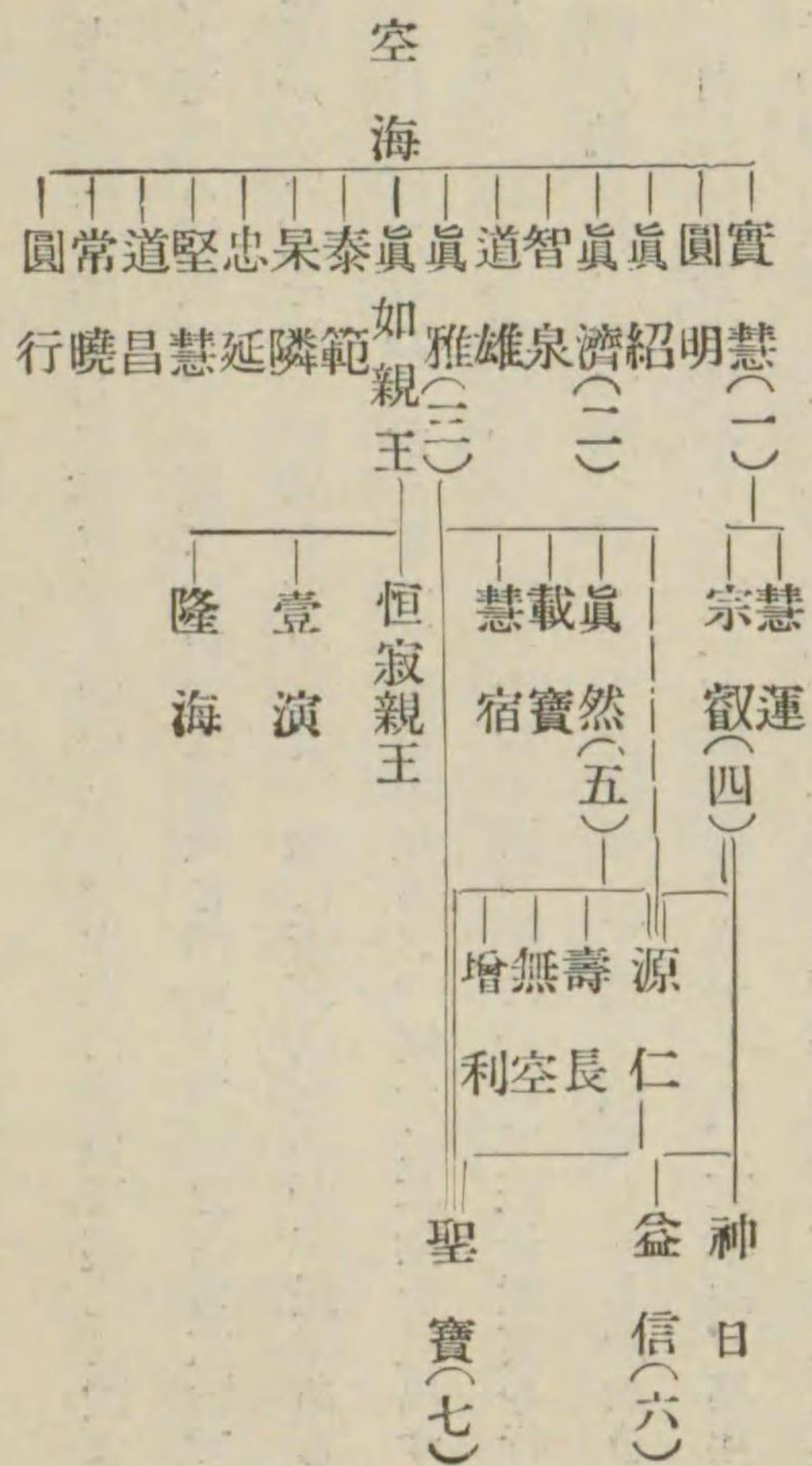
高野山金剛峰寺は空海の死後、眞然（讃岐國人、本姓佐伯氏、空海の甥、寛平二年滅。）その遺志により拮据經營、後世盛大の基を造つた。その高弟壽長、これを嗣ぎ、初めて座主となつた。その後三世の座主無空、東寺の長者觀賢と争ひ、延喜十六年離山し、その後は東寺長者の兼攝となつた。斯様に當時にあつてはその位置遙に東寺に及ばなかつたのである。以上の外此宗、當時代の名僧には實慧の門に慧運（洛城人、圓仁と同時に入唐、歸國安祥寺一世となる。貞觀十三年滅。）眞雅の門には載實、慧宿、源仁（初め護命に従ひ、法相を學び、後實慧、眞雅、宗叡等につく、仁和三年滅。）眞如の門には恒寂（淳和第二皇子、仁明皇太子、後廢さる、仁和元年滅。）壹演（右京人、本姓大中臣、貞觀五年滅）隆海（攝津人、清海氏、仁和二年滅。）等がある。

最澄は自ら信するの念強く、獨立の精神に富んで居た。従つて他を排する念も強かつた。これ彼が南都諸大寺と争つた所以だが、空海は圓轉滑脱、巧みに人を操縦するの才に富んで居た。これ彼が眞言宗を以つて東大寺別當となつた所以である。斯様な事情から、その後も眞言宗は南都の六宗と調和

を保つて、争ふ様な事は尠かつた爲に六宗も眞言を兼學する者は極めて多い。前述した實慧は、初め法相で後眞言に、道雄は初め法相、次に華嚴、更に空海に學んだが、結局海印寺にて華嚴を傳へ、眞如親王は東大寺にて三論を學び、後空海に學び、道昌は初め三論、後眞言、宗叡は法相、天台、密を學び、源仁初め法相、後眞言、益信始め法相、後眞言、殊に聖寶は三論、法相、華嚴、眞言に通じ隆海は初め三論、次に法相、後眞言に入つたやうに、その關係は圓滑であつた。この點眞言は奈良六字に甚だ似て居る。

次に天台に於いても義眞、圓仁、圓珍の如く入唐僧が勢力を得た如く、此宗でも道昌、圓行、慧運、宗叡等入唐したものは何れも重んぜられて居る。これ今日も洋行歸りが持映されるも同様、支那崇拜が盛んであつたが爲に外ならぬ。次に勢力を得るに必要であつたのは兩宗とも祈禱して效驗のあつた場合である。例へば天台の相應は染殿の皇后、藤原良相息女の病氣、宇多帝の齒痛の際、祈禱して效驗があつたので、勢力を得、相應寺の壹演が藤原良房の病を治したるによつて、僧正となりたるが如き、その例極めて多い。これ迷信が盛んなる結果であるし、又これが迷信を助長するものでもあつた。それで當時代の名僧知識云はれる人は、之に據つて名を求め、これあるによつて名を得たるのである。此事は奈良の六宗も、天台も、眞言も總べて同様であつた。殊に仁明以後が特に甚しい。或

は文珠の影像を造り、宮中に安置して、文珠會を行ひ（東大寺奏善奏、天長十年）或は大元帥の像を安置して、鎮護國家の法を修し（承和七年常曉奏請）珍らしきものを得れば祥瑞云ひ、事變あれば靈驗云ふ。凡べて聖明を覆ひ、貴族を欺くに忙しかつたのである。此の間に立つて一人として之に抗する僧侶のなかつた事、これが平安朝世を擧げて墮落するに至つた所以であらう。



第十五節 老莊の學

老莊の學は獨立して存在せなかつたが、支那に於いて盛んに讀まれたし、又その學問を基礎したと稱して居る道教は、支那に於いては佛教と相並んで有力なる宗教であつたから、日本にそれが傳はらぬ筈がない。（それは信仰の章を見よ）殊に唐朝は天子が李氏であるので、一層流行を見た。その影響がなければならぬ。かう考へて國史を見るに、明かに其陰を見出す事が出来る。かの仁明天皇が春澄善繩から莊子を學び給ひ、承和十四年清涼殿に於いて莊子竟宴を行ひて善繩に酒を賜ひ、畏くも弟子の禮を執られ、かつ莊子篇を分ち近臣をして詩を賦せしめしが如き、その顯れを見てよい。又天安二年三月には滋野安成をして老莊を侍從所で講ぜしめ、文章生、學生等五人をして預り聽かせて居る。

その他名草豊成若くして老莊を學ぶと云ひ、和氣貞臣、弱冠にして安倍吉人に從ひ老莊を受くと載せ、又滋野安城尤も老莊を好む、諸道人等、ついて其訓説をうけたなき、國史に多く散見する。きつと民間にも行はれて居たのであらう。しかし此等の人も長ずれば、官吏になる必要から、或は儒教に走り、或は文學に走つたので、その道の偉人は著れなかつた、つまり隱然勢力があつたに過ぎぬ。それでなければ唯學者、役人の道樂に終つたに止まる。これ當時代は何事も政府の保護がなければ、表

面上に勢力を得る事が出来なかつたからであらう。

第十六節 漢字と梵字との研究

漢學、佛教の盛んなるにつれ、漢字、梵字がかなり盛んに研究された。殊に漢音は詩文を作る爲の必要上から、特に必要とせられて居たのである。天皇では先づ嵯峨帝が秀でて居られたのであらう。

仁明帝も能く漢音を練るに國史に見える。一般の學者は大抵多少これを研究したらうと思はれる。彼の善道眞貞が特に漢音を學ばず、國史に斷つてあるのは、當時にあつては珍しかつたのに違ひがない。著書としては菅原是善の撰んだ東宮切韻二十三卷がある。又日本での字書の最初なる新撰字經は醍醐朝昌泰年間に出來た、僧昌住の撰んだものである。

次に悉曇、梵字の研究は僧侶にとつて必要な學問であつた。有名な僧侶は大抵これを學んで居る。先づ博學多才の空海には梵字悉曇字母釋一卷、大悉曇章一卷、悉曇雜傳鈔一卷等の著書がある、以て其道に深かつた事がわからう。圓仁は宗叡及び南天竺寶月三藏に悉曇を學び、圓珍は中天竺那闍陀寺三藏般若恒羅に梵字悉曇章を學んだやうに、入唐僧の多くはこれを學んだものであらう。

殊に眞雅は悉曇梵字に通じて居たので、貞觀元年二月朝廷に願ひ、嘉祥寺に於いて永く三人の度者

を賜ひ、教ゆるに悉曇文相を以てし、梵字字義を教へたいと願つて許された。その一人は大佛頂梵字を、一人は大隨求梵字を、一人は悉曇章梵字を習つたのである。以つて此學の弘布したことがわからう。この研究が學界に及ぼした影響として最も大なるものは五十音圖の出來た事であらう。これは上述の梵語研究者の手になつた事が明白である。（第十一章第二節參照）

第十七節 系譜の研究

氏族制度は社會的に大きな力を持つて居る事は前述した處である。その結果として系譜の尊ばれた事は云ふ迄もない。従て系譜の類聚、又は搜索、又は研究は久しい以前からであつた。かの日本最古の史籍古事記も一面から云ふと皇室を始め奉り、諸家の家系を纏めたものが見られる。猶その以前推古朝、厩戸皇子が蘇我馬子と力を協せて、お選びになつた天皇記及國記臣連伴造國造百八十部並公民等本記と云ふのも傳はらないから、内容がわからぬが、恐く諸家の家譜を集めたやうなものだらうと云はれて居る。次いで持統紀には大三輪等十八氏に纂記を上進せしめたことがある。此纂記と云ふのも、系譜の類と見てよい。日本書紀は此等の材料からなつたものだから、又諸家の系譜を含む、その分量はなかく多い。此點から見るに當時の史籍は家系集の觀がある。書紀以後引續いて撰ばれた五國史

も家系に關する記事が尠くない。しかし以上は勿論史籍で、系譜の書とは言へぬ。専ら系譜のみ集めて整理したのは新撰姓氏錄であらう。勿論これより前に、淳仁朝氏族志の編纂があつた。けれど此は完成せずに終つた。その後延暦十八年十二月に至り、天下の臣民に勅して本系帳を進めしめ、本系を撰勘し給はんさせられたが。細帙未だ畢らずして、天皇崩御せられた。しかし其御遺志は嵯峨天皇の紹がせ給ふ所となり、新撰姓氏錄の勅撰となつた。萬多親王、藤原園人、同緒嗣、阿部眞勝、三原弟平、上毛野顯人の撰ぶ所で、弘仁六年七月二十日の上奏である。目錄を併せて三十一卷、五畿内一千一百八十二氏の出自、家系が載つて居る。實際の撰者は卷末に署名せる石河國助、伊豫部年嗣、越智淨繼、高志正嗣、大伴根守、太田祝山男足、味部廣河、内藏御富であらう。兎も角當時の編纂としては大仕掛のものであつた。しかし今の姓氏錄は抄略本に過ぎぬ。

此外、種々の系圖に關する書籍が發表されたらしい。かの倭漢惣歴帝譜圖と云ふのも此類である。これは天御中至尊を標して始祖となし、魯土、吳王、高麗王、漢高祖命等の如きも、その後裔と載せてあつたので、倭漢を一系にして天宗をけがしたと云ふやうな事から大同四年二月、諸司官人等の藏する所のもの皆進めしめ、若し隱匿する者あらば罪にするに云つて居る。つまり發行停止である。その他和氣清麿が中宮の教を奉じて撰んだ和氣譜、齋部廣成の古語拾遺、これは齋部氏の衰微を憂ひて

書いたもの、又高橋氏の提出した高橋氏文、又大中臣氏本系帳、圓珍の和氣系圖等全部若しくは一部現存して居る。猶其の他多かつた事であらう。

家系假冒の多かつたので政府が苦心した事は、承和十三年三月紀に「勅王世所言ふ、氏姓の中、身外處に住する者は人に知られない、唯對問した場合、嘘でも何でも、能く家譜を説く者が真とせられ、系譜を錯り言ふものは偽りとせられる状態であつて、證引する人がなく、唯文書に據るのみである。そこで奸濫の輩は、善い家系となり、愚蠢の人は皇胤でも漏れて誠に困る。よつて役人に云ひつけ、斯様な事あらば、速に言上させ、更に搜索を加へて眞偽を糺さねばならぬ」こあるのでわからう。けれど實系圖は、さんく出来て行つたらしい。貞觀五年には近江國坂田郡穴太氏の譜圖息長坂田酒人の兩氏と卷を同じうして官に進めよと見え、又元慶三年には五畿七道諸國の神社祝部氏人の本系帳を三年に一進せしむるなき、此の調査は後まで續いて居る。

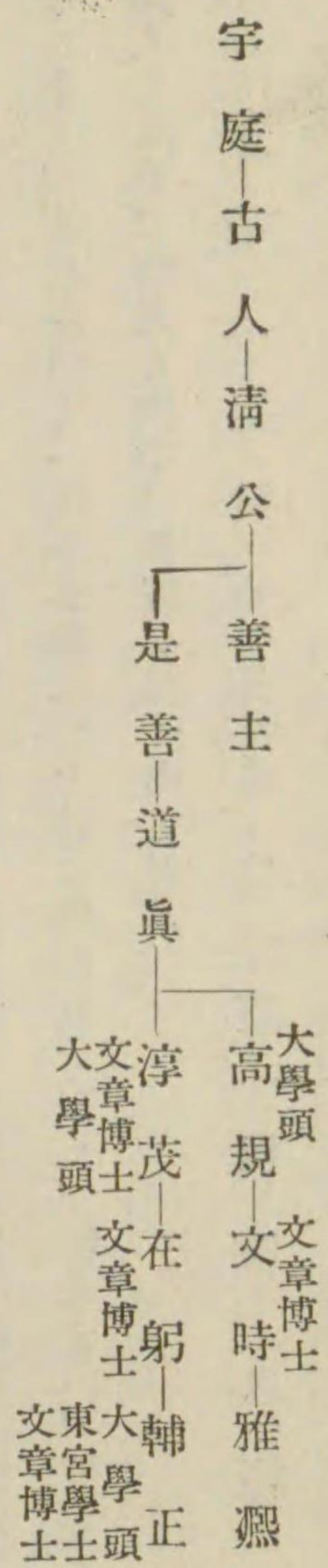
此外、本朝書籍目録に神別記十卷（日本紀私記曰、天皇天孫、事具在此書）と云ふのや、帝王本紀、雜氏本紀、庶民本紀、神別雜氏記なき云ふのは此時代に出來たものでなからうか。

第十八節 學問の世襲的傾向

第一章で述べたやうに、一度破壊した官職職業の世襲は此時代から、又も復活するのである。社會の各方面が、その傾向を帯びて居るのに、獨學問丈免れる事が出來やうか。見よ前時代の終りから、ほつ／＼その學問を子に傳へ、孫に及ぼす傾向があるではないか。先づ是を明經道に見るこ、かの善道眞貞の父は伊與部家守で、やはりなか／＼の學者であつた。荊田種繼其子安雄は共に三傳に深かつた。滋野貞主の曾祖父檜原東人は九經に該通して居た。其他猶多い。次に文章道では菅野眞道彼は百濟歸化族で、も津連と云て敏達朝、高麗から奉つた烏羽の表を讀んで當時學界の權威者なりし東西兩史を後に撞著たらしめたる王辰爾の後になる。又蘇我氏滅亡の際燃ゆる國史の餘燼を取り出した船史惠尺も此族の人であつた。以つて代々學才のあつた事がわからう。延暦九年五月紀に家文雅の業を傳ふと載せたのはこれを云ふのである。

次に都良香は貞繼の子であるが、この貞繼も相當學問があつたし、その上其兄腹赤は才名著しく、弘仁朝屢々宴に侍して詩を賦し、仲雄王等と文華秀麗集を撰んで居る。又一家相次いで學者を出した事がわからう。次に橘氏（廣相の家）藤原式家（佐世の家）紀氏（長谷雄の家）等の代々多く學者を出した事は第一章で述べたから重ねて云ふ必要があるまい。しかし學問世襲の、もつこよい例は菅原氏と大江氏とである。よつて此處で少しく二氏の事を詳細に述べて置かう。

先づ菅原氏は、もも土師氏から分れた氏で、野見宿禰の後裔になる。宇庭の子古人に至つて菅原朝臣姓を賜はつた。學問を以て家業とするに至つたのも此人からであるらしい。しかし古人は學徳共に高かつたが、世俗に合はなんだので清貧に苦しめられて居た。従つて其卒後餘財云ふものがなく、諸兒は寒苦に苦しめられたのであつた。桓武帝これを見て、あはれに思ほされ、古人が侍讀としての功勞を追賞され、それを名として子四人に衣糧を給して學業に勤めしめ給うた。此の恵み此の貧しが、此の子孫をして大ならしめたい。古人の子を清公云ふ、年若うして經史を涉獵し、延暦中詔により東宮に陪侍し、又學業優良で秀才に擧げられ、程なく遣唐判官として唐に渡つた。彼地では徳宗にも謁して居る。小供の時から秀才で、おまけに支那に渡つて來たのだから、その持て方は非常なものであつた。大同の初め尾張介となつたが、漢の劉寛に效つて刑罰を用ひないで、民を政めた云ふ。のち文章博士、大學頭になり、從三位迄上つて居る。弘仁九年詔して天下の儀式、男女の衣服等が皆唐制に依る事となつたり、五位已上の位記が漢様に改めたのは此人の獻言與つて力があるのである。次に清公には善主と是善と二人の子がある。長子善主もなかく賢く、容儀も端正で、辯舌もさはやかだつた、且唐にも渡つたので、將來を囑望されて居たが、僅に五十で死んでしまつた。そこで弟是善が父祖の業をつぎ、文章博士、東宮學士、大學頭から參議に進み、從三位迄上つた。その子が道真である。道真是此家をして極盛の域に進ましめた。けれど終をよくせなかつた事は今更説明する必要があるまい。しかしその長子高規は大學頭、その弟淳茂亦大學頭、文章博士となり、子孫文學を掌るに至つた。



次に大江氏も本姓土師氏で、菅原氏と同族である。文學の家二軒とも土師から出た事は偶然だらうが、一寸不思議云はねばならぬ。本主に至り、大枝朝臣姓を賜はつた。本主の子が音人である。この人を平城天皇の子となすもの多いが、全く信する價值がない。音人初め菅原是善に學び、博學且文をよくし、東宮學士を経て參議に上り、從三位に至つた。大枝を大江したのは此人からである。子に公幹、玉淵、千里、千古等あるが、多くは學問に秀でて居た。

本主音人

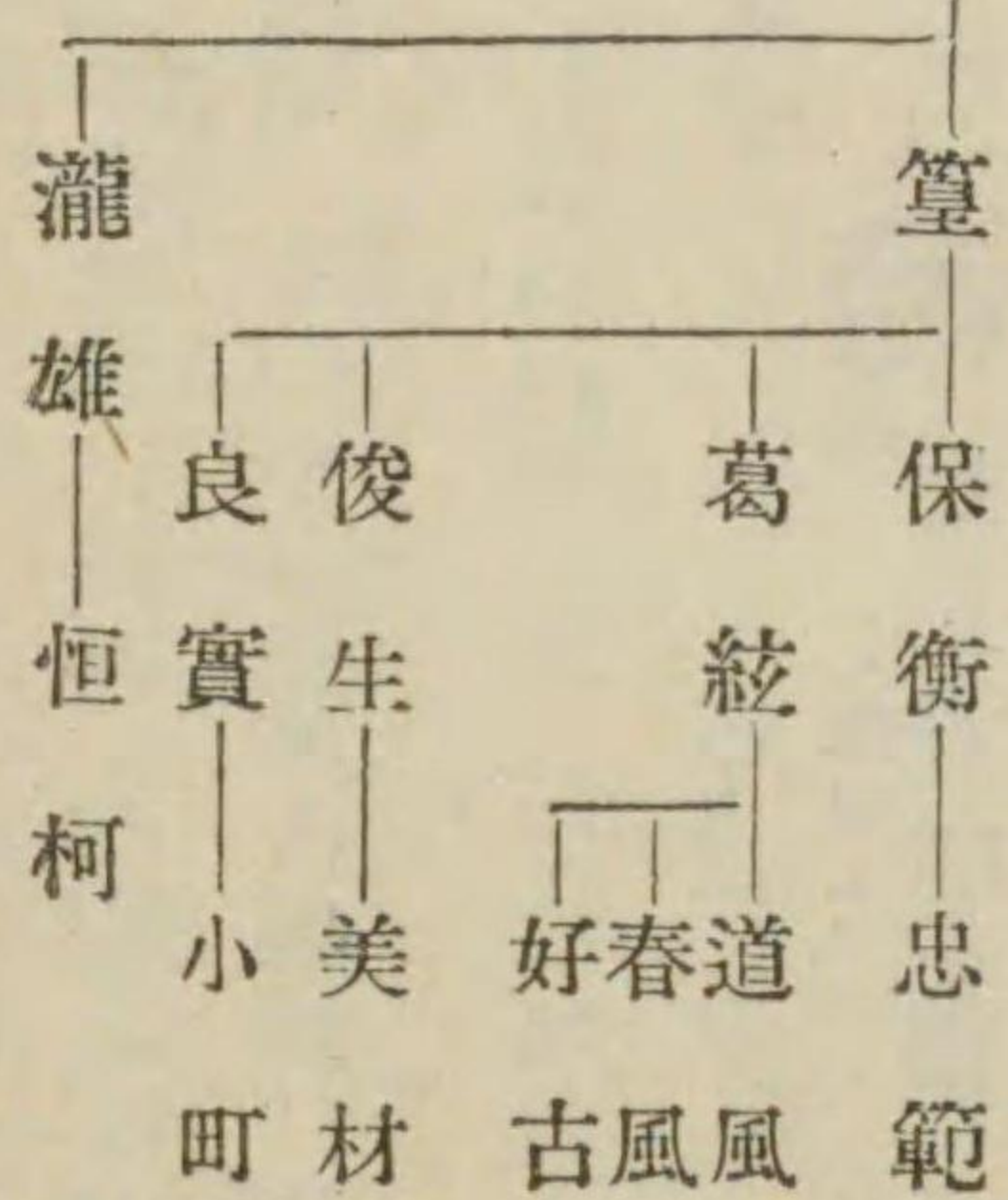
(詩歌) 文章博士
玉淵朝綱

千里(和歌名人)

千古維時
文章博士 文章博士

後世菅原氏と共に文章道を掌るのである。なほ小野の家も代々學者を出して居る。それは妹子以來の事で、妹子が二度隋に使した、それが影響して居るのであらう。その孫毛野、新羅に使し、その孫岑守は參議に登つた人で、なか／＼の博學、内裏式や凌雲新集の編纂に關係して居る。その子が有名なる篁で、才學を以て一世を風靡した、詩文ばかりでなく、歌もよい、書もよい。その結果か子孫に詩人も出で、歌人も出で、書家も多く出て居る。

妹子—毛人—毛野—永見—峰守—篁



明法學者にも世襲の傾向が見える。有名なる讃岐永直の家からは明法博士讃岐永成が出て居るし、永直の子時人も父の業を襲いだし國史にある。次に曆學者では、大春日家が五世その學を承繼いで居た。良棟、眞野磨等此家の出である。算道でも家原氏では氏主、繩雄、氏雄、春郷の四人皆算家として名聲を挙げ、繁居も算を業とし、郷好は曆博士になつて居る。次に醫道は殊に世襲の傾向が著しい。其は政府のやり方が醫生、按摩生、呪禁生、藥園生は先づ藥部(姓藥師を稱する者、即蜂田藥師、奈良藥師の類。)及世習(三世醫術を習ひ相承して名家をなすもの。)から探るに云ふ方針だつたからであらう。先づ吉田家は百濟から歸化して醫術を傳へた吉大尙、少尙兄弟の後で、世々醫を業とした。殊に吉田宜、その子古麻呂の二代は内藥正、侍醫として有名である。古麻呂の子與世書主に至り儒者となつた。又大同類聚方を著した出雲廣貞の子菅原峯嗣も名醫で金蘭方の撰定に與つて居る。

以上でわかるやうに、この學問でも、學者が世襲して行く傾向が見える。そしてつぎの時代以後になつて總べての學問は全く家業となる、即明經は清原、中原の二家、文章は菅原、大江、明法は坂上、中原、算は三善、小槻、陰陽は賀茂、安倍、醫は和氣、丹波に云ふ風に固定するに至るのである。これは佛教界にも見られる。彼の空海の弟眞雅、姪の圓珍、及び眞然等が何れも教界に名聲を馳せて居る如き著しい例である。この傾向に藤氏の跋扈が後世貴族の子弟でなければ、高僧となるを得な

いふ風を作つて行くのであらう。

以上の外、當時の學問界の関について述べたいが、それは教育の條で云ふ方が便利だから、それへ移さう。

序に云ふが此の世襲的傾向は書道、音樂等に於いても認める事が出来る。それはそれらの條で察してもらはう。

第十九節 著作物に現はれた総合的傾向

徳川時代を除いては此の時代程、多くの著述や編纂物の顯はれた時があるまい。先づ政府の編纂物としては前述したやうに、國史には續日本紀以下の五國史、法典には弘仁、貞觀、延喜の三代格式、延曆、貞觀、延喜の交替式を始め、外記事類目錄、事抄、次事抄、新抄、續新抄、内裏式、左右檢非違使式、令義解、弘仁、貞觀、延喜の三儀式、兩大神宮儀式帳杯がある。醫書には大同類聚方百卷、金蘭方五十卷、治瘡記、詩文集には凌雲、文華秀麗、經國の三集、その他一千卷の祕府略があり、四十卷の羣籍要覽がある。又新撰姓氏錄も大編纂であつた。次に個人の著書としては類聚國史、古語拾遺、高橋氏文、和氣譜、弘仁、承和、元慶、延喜の私記、法律書には新定酒式、藏人式、民部省例、

律令刑名問答私記、令集解、律集解、弘帝範、律疏、醫書には撰攝養訣、醫心方、難經開委、陰陽書には世要動靜經、六甲指掌宿曜經、新術遁甲書、樞機經、宅肝經、梵字の書には梵字悉曇字母釋、大悉曇章、悉曇雜傳鈔、文字の研究には新撰字鏡、東宮切韻、詩文集には都氏文集、銀榜翰律、集韻律詩、高野往來集、善家集、橘氏文集、野相公集、江音人集、田氏家集、高野雜筆集、菅家文草、菅家後草、其法則を論じたるものには文鏡祕府論六卷、文筆眼心抄一卷、書道には篆隸萬象名義三十卷、小説には竹取物語、伊勢物語、佛書の多い事は非常なもので、到底枚舉に遑がない。空海丈でも數十種の多きに上つて居る。その他日本靈異記がある。會分類聚がある。蹈歌記がある。

以上當時代に顯はれた書籍を大觀するに、大體其處に一つの傾向があるらしい。それは凡べての物を類聚する。即ちまとめて分類し、一目了然たらしめたいといふやうな風である。その最も著しいのは祕府略で、これは天長八年滋野貞主が勅を奉じて諸學者と共に編纂したものだ、その内容は古今の文書を蒐集し、そして類別したもの、つまり此の傾向が最もよく著はれて居る。一千卷といふ洪濶な大編纂物であつた。大江音人が勅を奉じて撰んだといふ羣籍要覽四十卷も、それを少くした様なもので、羣籍の大切な所を一目で、わかるやうにしたものであらう。國史の編纂も斯う云ふ傾向から編纂された一面から考へられる。つまり、之れは長年月の事件を年代によつて聚めたに過ぎぬ。類聚

國史は全く此の傾向の現はれである。

菅原是善の會分類聚七十卷も、その名稱から此の傾向より生れた事が明白であらう。格も式も今の法典とは違つて必要に應じて發布したものを類聚したに過ぎぬ。その他法制に關する書も同様に觀察できる。令律の集解も此の傾向を帯びて居る。新撰姓氏錄も類聚的編纂でないか。大同年間焼却したと云ふ倭漢總歴帝譜圖も和漢の系譜を一にせんとしたもので、やはり此傾向の變化と見られる。大同類聚方百卷が此の傾向からである事は説明する必要があるまい。三教指歸三卷でも、つまりは此傾向から來たものであらう。其他何についても多少此傾向があらはれて居る。

此傾向は何によつて生れたのであらうか、私は獲得した知識を整理する時代に起る現象と考へる。即ち前時代から此時代の初期にかけては充分外來の知識を獲得した。此時代は、それを整理せなければならぬ時であつたのである。其處で斯様に綜合と分析とで此等獲得した知識を整理した。そのあらはれが此の類聚的の傾向となつたのである。次に此の類聚したものから歸納して新たなものを産むのであるが、それが來ない前に、世の中は墮落した、學者も世襲となつて、舊業を墨守するのみとなり學問は遂に頽廢した。

第五章 諸 藝

第一節 四六駢儷の流行

唐朝は經學の研究が振はなんだかほりに、文學に於いて前後に冠絶して居る。文に於いては韓愈の如き、柳宗元の如き、詩に於いては李伯の如き、杜甫の如き文豪續出して唐の中世は春の花と秋の草と一時に匂ふ觀があつた。萬事範を彼に採つた我國が此風に影響されぬ筈がない、且永らく續いた太平は文學の花を咲かせ、實を結ばしむるに丁度適當な時代を形成して居た。かくて前時代に芽出した漢文學は大化以來、中央權力の増進と共に漸次富み權方を得た貴族を中心として、空前絶後の隆盛を示すのである。殊に嵯峨天皇が、これを好まれた其結果として、貴族は一層これに親しむに至つたが、猶文章博士の位置が從來從七位下の官であつたのが、弘仁十二年二月從五位下相當官となり、學問としては一番早く出世が出来る爲に貴族に限らず、士族でも、平民でも、學問で仕官しようとするものは、吾もくこ此道に赴いた。そこで當時代の學問、諸藝中最も多くの名士が輩出するに至つたのである。又僧侶も同様な原因で、朝廷を始め貴族や、これ等の官吏に接近する必要から、自然詩文

に苦心した。つまり世を舉げて漢文學に熱中した譯である。

斯様に漢文學が隆盛を極めたのは、その起源を云へば唐朝文學全盛の影響に歸するのであるが、その流行した文章は、韓柳が革新した古文ではない。六朝から唐の初めに榮えた四六駢儷の文であつた。四六は文中多く四六の句を用ふる事で、駢儷は對句多きが爲に名付けられた。斯様な外形の虚飾のみに思ひを凝らし、内容の充實せない浮華の文は、此の時代の風にふさはしいので、それからの流行でもあらうが、その大原因は次の様なものであらう。かの韓愈は代宗の大曆三年（神護景雲二年）に生れ、五十七歳で死に、柳宗元は大曆八年（寶龜四年）に生れ、四十七歳で死んだのだから、その活動時代は共に此時代の初めに當つて居る。けれど彼國の流行が我國に影響するのは、少し遅れ勝ちであるし、又支那であればこそ、六朝浮華の文に飽きあきして革新を稱ふるに至つたであらうが、未だ模倣の域を脱せない我が國の漢文學界が、斯様な機運に共鳴出来る筈がない。それ故、この流行は六朝並びに初唐の風の影響に外ならないのである。けれど反對に斯様な浮華の文が時代に影響して益々浮華たらしめた事は争はれぬ。

此の四六駢儷文は單に美文として見るべきものばかりでない、實用文まで形式に捕へられた虚飾を主とする、一寸見ても意味の通じ悪いものが極めて多い。上奏文のやうに莊重を要するのはよいが、

此時代では法令までが、此の文體で書かれてある。例へば弘仁元年九月乙丑條に

公卿奏言、謹案大同二年九月廿八日詔書、僞、日者虚傳、千妨輻湊、占人妄告、萬忌森羅、又大會小會之言、歲對歲位之說、天恩發於五辰、將軍行於四仲、斯等並出堪輿雜志、非舉正之典、宜據賢聖格言、一除曆法者、臣等商量、曆注之興、曆代行用、男女嘉會、人倫之大也、農夫稼穡、國家之基也、伏望因順物情、依舊具注、又去大同二年八月十九日下彈正臺例云、雜石腰帶、畫飾大刀、及素木鞍橋、獨射犴葦鹿獮皮等、一切禁斷者、臣等商量、雜石易得、造賣多人、至于著用、亦復難損、銅鈔具者、以漆塗成、動易剝落、今難易各異、價直是同、爲弊一也、又毛皮之類、不聽犯用、鞍具之要、唯須鍔文、是以无賴之徒、竊斃牛馬、爲弊二也、又節會之義、蕃客之朝、歲時不絕、必須飭刀、今惣被斷、恐損國威、伏望、雜石及毛皮等、悉聽用之、畫鈔刀者、除節會蕃客之外、將加禁制、鞍橋者、除桑棗之外、不論素漆、隨心通用、庶隨民便、蒙得其所、並許之、

萬事かう云ふ風である。これは特に搜索したものでない、六國史でも、三代格でも、何處を聞いても、こんな文が滿ちて居る。少し凝つたのには令集解の序が

臣夏野等聞、春生秋殺、刑名與天地俱興、陰慘陽舒、法令共風霜並用、犯之必傷、蠟炷有爛蝮

之危、觸之不_レ漏、蛛絲設_二黏虫之禍_一、昔寢繩以往、不嚴之教易_レ從、畫服而來、有恥之心難_レ格、隆周三典、漸增_二其流_一、大漢九章、愈分_二其派_一、雖復盈_二車溢_レ閣、半市之姦不_レ勝、鑄_レ鼎銘_レ鐘、滿山之弊已甚、降及_二澆季_一、煩濫益彰、上任_二喜怒_一、下用_二愛憎_一、朝成夕毀、章條費_二刀筆之辭_一、富輕貧重、憲法歸_二賄貨之家_一、嚴科所_レ枉、劔戟謝_二其銛利_一、輕比所_レ假、君父慙_二其温育_一、故令出不_レ行、不_レ如無法、教之不_レ明、是爲_レ樂_レ刑、伏惟皇帝陛下、道高_二五讓_一、勤劇_二三握_一、類_二金玉而垂_レ法、布_二甲乙而施_レ令、芟_二春竹於齊刑_一、銷_二秋荼於秦律_一、孔章望_二斗之郊_一、無_二復冤牽之氣_一、黃神脫_二梏之地_一、唯看_二香楓之林_一、猶慮法令製作、文約旨廣、先儒訓註、案據非_レ一、或專守_二家素_一、或固拘_二偏見_一、不肯_レ由一孔之中、爭欲_レ出_二二門之表_一、遂至_二同聽之獄_一、生死相半、連案之斷、出入異_レ科、念_二此辨正_一、深切_二神襟_一、爰使_二臣等集_二數家之雜說_一、舉_二一法之定準_一、云々、輒應_二明詔_一、辯論執議、陳家古壁之文、探而無遺、于氏高門之法、訪而必盡、其善者從_レ之、不_レ以_レ人棄_レ言、其迂者略_レ諸、不_レ以_レ名取_レ實、一加一減、悉依_二法曹之舊言_一、乃筆_レ乃削、非_レ是臣等之新情、猶有_二五劔難_レ名、兩壁易_レ似、必稟_二皇明_一、長質凝滯、有巢在昔、大壯成_二其棟宇_一、網罟猶秘、重離照_二其佃漁_一、今乃成_二之聖日_一、取_レ諸不_レ遠、臣等遠愧_二皇虞_一、近慙_二荀賈_一、牽_二拙歷_レ稔、儻俛_二甫畢_一、分爲_二一十卷_一、名曰_二令義解_一、凡其篇目條類、具列_二于左_一也、深淺水道、共宗_二於靈海_一、小大公行、同歸_二於天府_一、謹序。

以て如何に四六の句と對句とが多いか、此一例文でもわかるであらう。萬事が斯様な風だから、文學としては誠に妙味が尠い。外面の裝飾の爲に、何もかも犠牲にされて居る。しかし一句々に苦心した點や調子の上に面白い處がないでもない。恐らく後世の謠曲や道行文は、この四六文の影響であらう。これはそれと同様な快感を覚えるのである。

文集としては勅撰に經國集がある。天長四年五月、滋野貞主が勅を奉じ、良岑安世を初め、南淵弘貞、菅原清公、安野文繼、安部吉人等と共に撰んだもので、慶雲四年から天長四年まで、作者百七十八人の賦が十七首、詩が九百十七首、序が五十一首、對策三十八首を集めたもので、廿卷兩帙からつて居たが、現存して居るのは僅に卷一に賦十七、卷十に詩九、樂府五十九、卷十一に詩十、雜詠五十六、卷十三に詩十二、雜詠四十七、卷十四に詩十三、雜詠五十三、卷廿に對策廿の六卷に過ぎない。私集には橘廣相の橘氏文集、三善清行の善家集、都良香の都氏文集、菅原道眞の菅家文章十二卷、菅家後草一卷、空海の高野往來集二卷、高野雜筆集二卷等がある。（菅家後草は十二卷にして一より六まで詩、他は文。）

第二節 漢詩の流行

文章の流行と共に、漢詩も非常な隆盛を示した。それは文以上である。殊に嵯峨天皇の御嗜好によつて、その朝最も盛であつた。御遊幸の時も、御遊宴の折も、多くの詩人、文人が陪従して詩を作るのが常であつた。勿論上巳の節句に曲水の宴を開き、文人をして詩を賦せしむる位の事は前時代にもあつたのだが、此時代では年中行事、臨時の御遊、何につけても詩がつきものとなつて居る。正月の内宴にも、子日の曲宴にも、詩を作らせたのは、弘仁朝からである。花の御宴を催し、重陽の節句に御宴を開き、詩をつくらしむるに至つたのも、此天皇からであるらしい。

斯様な時代は多くの詩人を生んだ。天皇では嵯峨帝を第一として、平城、淳和、仁明等の諸帝皆詩をよくせられた。皇子では源弘、同明、同信、同常、同寛、同啓がある、皆嵯峨帝の皇子で、源姓を賜はつた方である。臣下では弘仁頃に藤原冬嗣、清原夏野、菅野真道、仲雄王、賀陽豊年、良岑安世、小野岑守、小野篁、菅原清公、滋野貞主、桑原腹赤、勇山（安野）文繼、南淵弘貞、安倍吉人、貞観より寛平に互つて菅野是善、同道眞、大江音人、春澄善繩、島田忠臣、都良香、橘廣相、大藏善行、藤原佐世、紀長谷雄、巨勢文雄、三統理平、三善清行等がある。猶女流には有智子内親王、僧侶に空海等があつた。その外中央に居る貴族や、地方でも國衙所在地なごには一人や二人は下手ながら詩を作つたらしい。

詩集としては勅撰に凌雲、文華秀麗、經國の三集がある。凌雲集は小野岑守が嵯峨天皇の勅を奉じて撰んだもので、延暦元年から弘仁五年まで二十三人の詩九十首が集つて居る。實際の名は凌雲新集と云つた。此撰は岑守一人でやつたものでない、當時の大詩人たる菅原清公、勇山文繼や賀陽豊年に相談したと序に見える。内容は何等分類をせないで、作者別に、そして其の作者は位の順に排列したに過ぎない。御製が一番に多く廿二首に上つて居る。次が豊年と岑守とで共に十三首、皇太子（淳和）が五首、その他は三首、二首、一首に過ぎぬ。平城天皇のも二首載つて居る。懷風藻の作者六十四人中二十人を占めた諸蕃の人は、此集では二十三人中僅に菅野真道、仲科吉雄、高岳第越、坂上今繼の四人に過ぎない。しかもその四人は貴族に屬する。つまり、これ漢詩が完全に歸化族の手から離れて固有氏族に移つた事を表はすのではないか。次に文華秀麗集は仲雄王が嵯峨天皇の勅を奉じ、當時有名詩人なる菅原清公、勇山文繼、滋野貞主、桑原腹赤等はかつて撰んだもので、凌雲集以後の詩一百四十八首、作者で云へば廿六人のが集つて居る。上中下の三卷あつて、上卷には遊覽、宴集、餞別、贈答を、中卷には詠史、述懷、艶情、樂府、梵門、哀傷を、下卷には雜詠が集つて居る。つまり詩集として始めて内容により分類したものである。經國集は詩のみでなく、文をも集めたもので、淳和朝出來たものだが、これもやはり嵯峨上皇の御心から生れたものであらう。その内容は前述した

から省いて置く。

私集には小野篁の野相公集、菅原是善の集韻律詩十卷、その集十卷、大江音人の江音人集、菅原道眞の菅家文草、菅家後集、島田忠臣の田氏家集、その他都氏文集、善家集、橘氏文集等にも文のみならず詩が集つて居たのであらう。

第三節 當時の詩風

懷風藻の詩は多く五言である。これは陳隋の詩風を受けたもので、まだ初唐の調を帯びたものではない。しかるに凌雲集は七言が大部分を占めて、明かに初唐の風を見る事が出来る。殊に律詩が多い。古詩もかなりある。五言絶句に至ては、四つ五つに過ぎない。文華秀麗集も七言律が最も多く、次に五言律、七言絶句が多い。經國集も七言が多く、五言ならば律か古詩である。斯様に、其形丈は全く唐風であるが、内容は及ばない事が遠い。しかし此は已むを得ない事であらう。

次に全體の結構よりも聯句に力を用ふる傾向が見える、全體としては見る價値がないが、一句に離して見るに面白味がある。それは句に力を入れたからにちがひない。此風が、だん／＼進んで後には纏つた詩を作らないで、聯句のみを弄ぶに至つた。それは彼の和漢朗詠集を見てもわからう。それに

は支那人の詩まで全體を載せないで、一聯句を載せ、そして句調を喜んだらしい。此の聯句の苦心については面白い話が澤山にある。次に載せて見よう。

嵯峨帝がある時、河陽館に幸して詩を賦し給ひ、「閉閣唯聞朝暮鼓、登樓遙望往來船」なる一句を篁にお示しになるに、篁が謹んで申し上げるには、「遙を空に改めたなら、更に殊絶で御座いませう」云、天皇驚いて「汝の詩才は樂天に同じ」を讚嘆せられた。これは當時白氏文集僅に一部舶來したのを、天皇篁の才を試みんきて白氏の句の空を故らに遙に改めて示されたものである。この白氏の文集を見るに、篁の作つたの句格の似たものが三つあつた。それは「野草芳菲紅錦地、遊絲繚亂碧羅天、」云云ふのや、「野蔭人拳手、江蘆錐脱囊」や「元和小臣白樂天、觀舞聞歌知樂意」などである。道眞にも、それと同じ話がある。かの「都府樓纔看瓦色、觀音寺唯聽鐘聲」云云ふのは、白氏文集の「遺愛寺鐘歇枕聽、香爐峰雪撥簾看」からこつたのであらうが、當時の人は暗合だてて感心して居た。

十訓抄に都良香が、ある時羅城門を過ぎながら、「氣霽風梳新柳髮」を詠んだら、樓上に聲あつて「氷消浪洗舊苔鬚」をこつた云ある。しかし江談抄には「騎馬の人、月夜羅城門を過ぎながら此の句を誦した處が、樓上より聲あつて阿波禮々々々云つた、文の神妙鬼神をして感ぜしめたものであら

う」を傳へて居る。少しの間に話がこんなに變つて行くのである。兎も角、この句は彼の最も得意の作で、内宴春暖の折の句であつた。猶この人の「自有都良香不盡、後來賓館又相尋」云ふ句は、渤海使斐瑯がいたく感じたさかで名高い。

同じ良香、ある時竹生島へ行つたが、眺望あまりに心に適つたので「三千世界眼前盡」云ふ句が出たが、あこが續かない、苦しんで居るさ島の辨才天が、「十二因縁心裏空」云ふ句を加へた云ふ。これ等の話は勿論信する限りでないが、聯句に力を入れ、又聯句が世に持映された事がわからう。も一つ良香に有名な句がある。それは「三壺雲浮、七萬里程分浪、五城霞峙、十二樓構挿天」云ふのである。

橘廣相は僅に九歳で昇殿を許された人だが、その時、「荒村桃李猶應愛、何況瓊林華苑春」云ふ句で人を驚かせたさか。

斯様に詩が流行した時代であるから、天才的人は子供の時から見習つて詩を詠じたものらしい。例へば有智子内親王が弘仁十四年二月、その頃賀茂の齋院でゐられた、そこへ父天皇が行幸になり、花の宴を開き、文人をして春日山莊なる題で、詩を作らしめられた。時に内親王僅に十七歳であつたが、筆をこつて、

寂々幽莊山樹裏 仙輿一降一池塘 栖林孤鳥識春澤 隱澗寒花見日光 泉聲近報初雷響 山色

高晴暮雨行 從此更知恩願渥 生涯何以答穹蒼

こ、天皇いたく感ぜさせられて、

忝以文章著邦家、莫將榮樂負煙霞 即今永抱幽貞意 無事終須遣歲華

こおよみになつた。

菅原道眞の父是善が島田忠臣をして道眞の詩才を試ませた時、道眞は即座に「月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨」云ふ話は、誰も知つて居るであらう。時に彼は十一歳であつた、又橘廣相は前述のやうに、九歳の時有名なる聯句を詠んだ。

かやうに詩は上下を風靡して居るが、もこゝ支那の眞似をしたに過ぎない。歌のやうに腹の底の感情をそのまま吐露するには、あまりに窮屈すぎた。従つて多くの詩は眞の氣持があらはれて居ない。唯ほんの手先で弄んだものさしか思はれぬ。従つて彼等も苦心して作つて見るが、充分な自信があるわけでない。世人もさうだ。其處で支那人さか、渤海人さかを見て若しか褒めでもするさ無上の光榮さして有頂天になつたらしい。篁には誠か嘘か知らぬが、「唐に白樂天あり文に巧なり」云つたら、彼地でも樂天が「日本に小野篁なるものあり、詩を能くす」云つた云ふ。又篁の作つた句が樂天の句に似たものが三つもあつたさ傳へられて居る。此等は彼の文才を讚美する標準を樂天に求めて、

作られた話であらう。此頃唐人で最も崇拜されたのは樂天を第一とする。篁には猶、太宰鴻臚館に居た唐人沈道古が、その詩賦の艶藻をほめた云ふ話も残つて居る。道真も樂天に比べられ、渤海人裴遜が彼の詩を見て、「白居易に似たり」と云つたとか、都府樓の句は遺愛寺の句と暗合したのだとか世上に喧傳された。猶都良香又渤海使斐璆に讚美された云ふので名高い。

第四節 外來舞樂の流行

久米歌、神樂歌なき云ふ我國固有のものや、隼人舞、國栖歌、吉志舞なき云ふ古代に於いて異種族から傳つたものは勿論、唐土、三韓より林邑、渤海、度羅の舞樂まで、奈良朝時代から引續いて行はれて居る上、此時代には神樂歌の撰定、東遊、催馬樂の出現等があつて、過去に於ける舞樂の最も盛んな時代云へる。そして唐樂、三韓の樂なき外國から傳來したのも、前の時代に於いては殆んど模倣に過ぎなかつたらしいが、此時代に入つては、充分それを消化して我國のものとし、新曲さへ現はるゝに至つた。又その曲調を應用して別種の舞樂を作るなき、その進歩には驚くべきものがある。

そして嵯峨朝が漢文學の絶頂であつたやうに、舞樂では仁明朝が最も盛んであつた。これは嵯峨帝が漢文學を好まれたやうに、此帝が歌舞を好み給ふ甚しきに困るのである。その御嗜好や古今に冠絶

する云はれ、正に音樂史上一新時代を劃する云ふ事が出事よう。今その時代を述べるに先きだち此時代の初期を顧みよう。

先づ桓武朝頃には百濟樂が流行して居る。これは前時代に於いて百濟人が多く歸化して、その音樂を傳へ、又それを弄んだのが一般の風になつたのであらう。天皇は屢々交野に行幸し、その地に住居する百濟王を召して、百濟樂を御聽になつた。百濟王は、もこの百濟國王の子孫で、此交野に住んで居るのであつた。踏歌に詩を奏するのも此朝が始めた云はれて居る。踏歌は滌靡の風を助長する云ふので、前時代民間に於いては嚴禁されたが、朝廷では正月十六日を踏歌の節と云つて、豐樂殿又は紫宸殿に於いて伶官樂を奏し宮人踏歌するのが行事となつて居た。此の朝、延暦十四年の此日、やはり踏歌を御覽になつたが、その歌は漢詩であつた。

- 山城顯樂舊來傳 帝宅新成最可憐 郊野道平千里望 山河擅美四周連新京樂、平安樂
- 冲襟乃眷八方中 不日爰開億載宮 卅麗裁規傳不朽 平安作號驗無窮新年樂、平安樂
- 新年正月北辰來 滿宇韶光幾處開 麗質佳人伴春色 分行連袂儂皇垓新年樂、平安樂
- 卑高泳澤洽歡情 中外含和滿頌聲 今日新京太平樂 年々長奉我皇庭新京樂、平安樂

これは平安新京を壽ほいだものだが、斯様に漢詩を用ふるに至つたのは唐の影響に外ならぬ。此時

代音楽界の名人には尋常津關磨がある。彈箏が巧みであつた。其他藤原眞夏が千功の標を造りて八佾の舞を調へしが如き、又延暦廿一年には緒嗣をして和琴を弾かせて居る。貴族大官が漸次音楽に親しんで行く傾向がわからう。けれど一般に舞樂がまだ盛んだこは云へぬ。其非常に流行しだしたのは、弘仁時代からである。嵯峨天皇は詩文ばかりでない、唐風な事は何でもお好きで、舞樂に於いても、あちらの樂を好まれた。これから日本固有の音楽は特種の儀式、祭典に残る丈で、一般には外國の樂が持映される事となつたらしい。天皇は樂を聞き、舞を御覽になるばかりでなく、御親ら音樂を遊ばされた。又御自身親王や近臣にお教へになつたのである。高橋文室麻呂の如きは天皇から鼓琴を教へられたが、他の教習者誰も及ぶものなかつた。三代實錄に見える處から考るに、此時多くの人が共に教を受けたものらしい。又天長四年には皇太弟（淳和）に寶琴を賜はつて居る。又皇子源信が此の天皇より吹笛、琴箏、琵琶等を學び、その蘊奥を極め給ひしが如きを併せ考へて、天皇が音樂に堪能であらせられた事さ、音楽界に貢獻深い事がわからう。淳和天皇も音樂がお好きで、自ら琴を弾じて歌樂せられた事がある。斯様に上天皇が舞樂を好まれたから、皇子（殊に源信、源定、源弘等）皇女（源潔姫、琵琶を能す）群臣貴族が、これに親しんだ事は云ふ迄もない。其内、殊に有名なのが興世書主で、彼は和琴を能くし、又新羅人沙良眞熊について新羅琴の祕造を得た。かくてその絶頂に達したのが次の仁明朝である。

が次の仁明朝である。

仁明天皇の音楽に對する御嗜好は非常なもので、御自身で深く音律を研究せられたのであつた。かの夏井樂、夏引樂、長生樂の如き笛曲は、帝親ら作られたものである。上の嗜好斯様であるから、朝野を擧げて音楽大いに世に行はれた。従つて名人輩出したのである。殊に唐樂が流行し、大嘗神宴にさへ唐樂が用ひらるゝに至つた。當時顯はれた新曲には源信（嵯峨皇子前述した、貞觀十年薨）の永隆樂曲、長生樂舞があり、藤原諸葛（寛平七年薨）は皇帝破陣樂を改定し、大戸（後に良枝）清上（承和四年卒）は新曲十餘曲を作り、和爾部大田麻呂（貞觀七年卒）は天人溢、金春庭等を創め、藤原貞敏は琵琶四調を定めた。

その内、殊に有名なのは貞敏、清上、大田麻呂、及び尾張濱主である。貞敏は初め琴を學んだが、後成功したのは琵琶であつた。承和五年入唐して上都に達し、劉二郎に就いて琵琶を學び、二三月にして、その殆んぎを學び終つたので、二郎感じて譜數十卷を贈り、その女を妻せた。傳へられて居る。此の女又琴箏を善くした。清上は横笛の名手で、やはり承和の初め入唐したが、歸朝の日逆風に遭ひ、南海に漂ひ賊の爲に殺された。その後を承けたのが大田麻呂で、笛が得意であつた。尾張濱主は舞で名高い、老いて益々盛な人で、承和十二年正月八日には歳一百十三を以つて龍尾道上に於いて

和風長壽樂を舞つて居る。身なりは五彩の珠衣で、觀者千を以つて數へられた。袖を垂れつゝ曲に赴くに及んでは舞容蹠躑、宛も少年のやう、感歎の聲はやまなかつた。

七つ代の御代にまわへる、もゝちまり、十の老翁の舞たてまつる

こは此時の彼の歌である。次いで十日清涼殿前に舞ひ、

老翁こて佗びやは居らむ、草も木も榮ゆる時に出でて舞ひてむ

こ歌つて居る。天皇賞歎、左右涙を落したこ云ふ。翌年又舞ひ遂に舞を以つて從五位下に至つた。石川色子も舞が上手で、皇帝破陣樂舞が最も得意だつた、内教坊の妓女である。その他大戸朝生、大戸眞繩、犬上是成、三島武藏、林眞倉等何れも此の時代の人で、朝生は笛にて人唐し、他は舞を以て名を擧げて居る。

承和以後に於いても、猶その流行が續き、文徳、清和帝は共に高橋文室麻呂を殿上に侍せしめ、音樂の師こなさつた。次に光孝帝も承和年間、父天皇の勅により本康親王こ共に、高橋文室麻呂から鼓琴の教を受けて居られる。此光孝天皇の時代には百濟眞雄が此の道で名高い、彼は新曲仁和樂を作つた。醍醐帝亦樂を好まれたので、延喜には胡蝶舞を奉つた藤原忠房、延喜樂を始めた和爾部道麻呂なご又箏こ琵琶の譜を多く作つた源信明等の名手が尠くない。

以上のやうに、此時代を通じて上天皇から下群臣まで音樂を好んだので、名人續出して新曲が續々發表されて居る。以つて次第に進歩する形勢が想像出來よう。そして、それ等舞樂は朝廷の宴會や、寺院の佛事には盛んに演奏された。殊に貞觀三年三月の東大寺大佛の供養式の如き、大唐、高麗、林邑等の樂、鼓鐘絲竹をつらね、先づ内舍人の容貌の美しい者廿人が倭舞を、次に近衛の年若い者廿人が東舞を踊る。それが終るこ梵唄が響き、衆樂が遞に起る。そして舞臺上には天人、天女が彩衣霓裳で現れ、樂に合せて舞ふ。其有様を見ようこて南北兩京の貴賤士女があたり一杯になり、足を躡み、肩が翁、後向く事も出來ぬ位であつた。又その十六年貞觀寺大齋會の時には雅樂寮の唐、高麗樂、大安寺の林邑、興福寺の天人等の樂が交々奏され、公子王孫年少者四十人が舞つて居る。又元慶七年には渤海使を饗應する爲に、林邑樂人百七人をして大安寺にて調習せしめ、その五月渤海使に宴を賜ふ際内教坊妓女百四十八人女樂につれて舞つて居る、如何に美しい事であつたらう。

第五節 古樂の支那化

上述の様に外國渡來の音樂が流行したので、我國固有の音樂も漸次それに化せらるゝに至つた。丁度それは現在に於いて、古い歌が西洋樂器に合せて歌はれるやうなものであらう。先づ神樂は又神遊

びこも云つて、神を祭る際に用ひられたものであるが、その樂器として古來の和琴を用ふる上、更に外國から渡來した笛、箏、箏、箏、箏を合せる事となり、調子も唐樂に齊しうなつた。此の時代貞觀年間に章曲が定められ、次いで延喜廿一年再選され、その歌は我國の物だが、調子は支那化してしまつた。今に傳はつて居るのは圓融、花山朝の頃左大臣雅信の定めたものだ云ふ。

催馬樂は、もも民間の歌謠であつたが、唐樂が盛んに行はれる世風につれて、唐樂化したものである、そして朝廷貴族にも弄ばれるに至つた。即ち貞觀元年紀に廣井女王は歌が上手で、殊に催馬樂歌を善く歌つたので、諸大夫や少年、それから歌ずきの人が多く習ひに行つたが見える。これで當時既に貴族間に弄ばれた事がわからう。記録に於いては、これが初見だが、もつこく古くに於いて民間に流行してゐたと思像されて居る。けれどその古調は傳はらない。その舊譜は延喜十年藤原忠房が勅で定めたものだが、現存するのは神樂と同様左大臣雅信の撰んだものである。樂器は笏拍子、和琴、琵琶、箏、箏、箏、横笛の七種を用ひる、舞はない。

東遊また東舞とも云ふ。舞人六人、拍子一人、笛一人、箏一人、和琴一人、付歌一人、琴持二人合計十三人で奏舞する。貞觀三年の東大寺大佛供養に近衛の壯者二十人東舞を奏すこあるので、此時代に行はれた事がわかるが、猶もつこ古いものであらう。その名は東國の風俗歌に合せて舞ふから起

つたもので、現今傳つて居るものは僅に五曲に過ぎない。中につき駿河歌最も有名である。

風俗歌も、もも諸國に行はれた歌謠の内、曲調の宜いのを撰んで歌つたものである。つまり民衆歌謠の貴族化した事は、催馬樂、東遊なごも違ひがない。これも延喜に撰定され、現存したものには廿五ある。それにつれて踊る風俗舞も云ふのも此時代から起つたものであらう。

その他、久米舞の如きも笏拍子、倭琴、龍笛、箏、箏を用ひ、倭舞の如きも笏拍子、龍笛、箏、箏を用ひる。又外來音樂によつて變化を受けたに違ひがない。かくて我國古樂の純粹なるものは全く滅びはてたものらしい。

外國樂の流行につれて、雅樂寮は専らそれ等のみを掌る事となつた。即大同四年紀に「雅樂寮、雜樂師を定む、歌舞師四人、笛師二人、唐樂師十二人、横笛師二人、高麗樂師四人、横笛、箏、箏、莫目、舞等の師なり、百濟樂師四人、横笛、箏、箏、莫目、舞等の師なり、新羅樂師二人、琴、舞等の師也、度羅樂師二人、鼓樂等師なり、伎樂師二人、林邑樂師二人」に見える。そして、こゝに擧げた固有の歌舞を掌る爲には大歌所を置かれる事となつた。

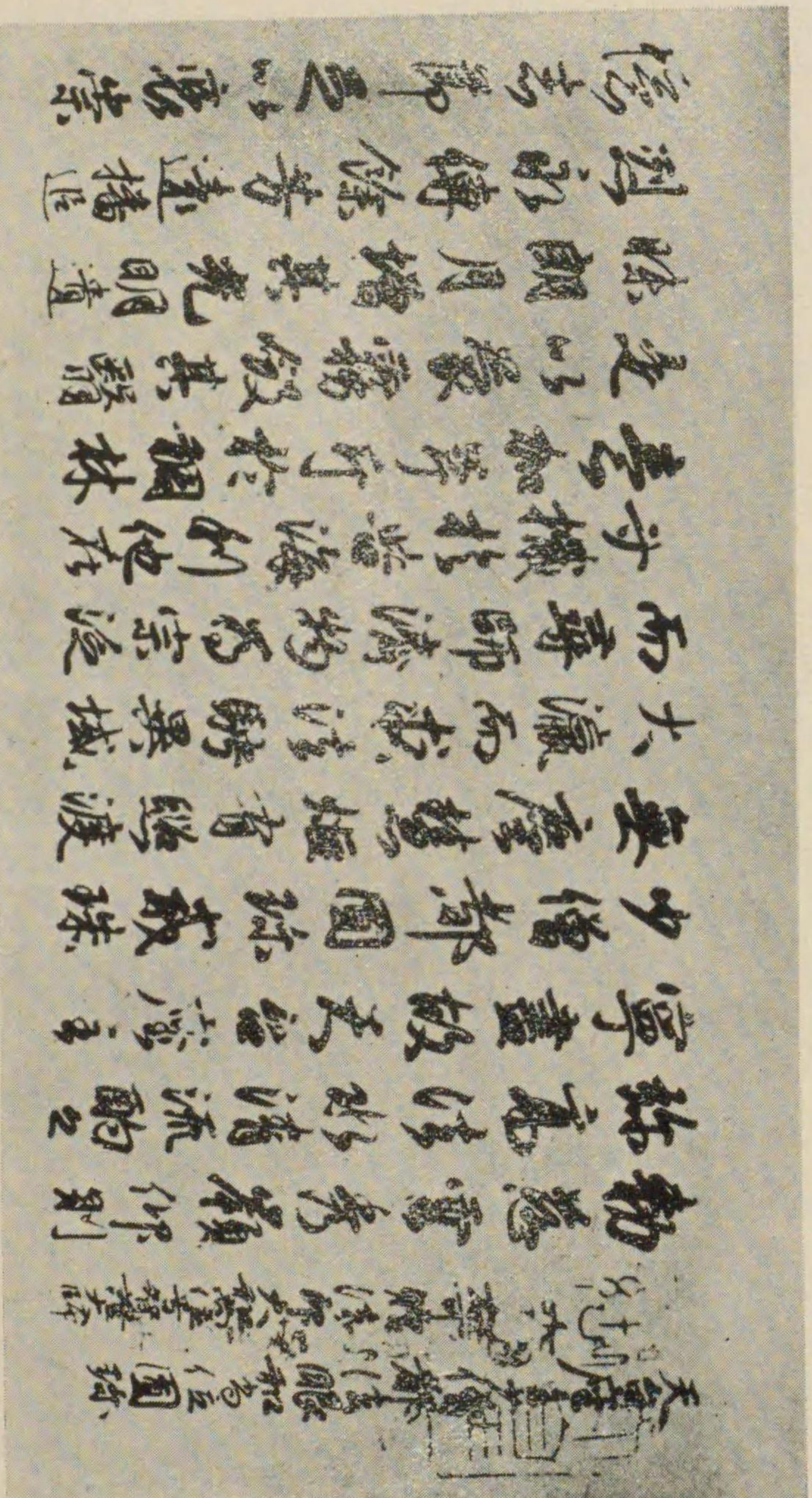
民間に行はれる舞樂としては、此處に擧げた催馬樂や、風俗歌の原始的のもの、及び猿樂、田樂などがあつた。猿樂は滑稽な、輕業めいた種々の藝を舞樂に合せて演ずるのである。その名稱支那の散

樂から起つたもので、前時代に於いて輸入されたのである。貞觀三年六月紀に相撲の後に音樂種々、雜伎、散樂、透撞、咒擲、弄玉等の類を奏すこある。其内には曲藝のやうなものや、戯曲のやうなものや、それを通り越して淫靡なものもあつた。中には男女交接の状さへやつて、人をして絶倒せしめた。概するに低級なものであつたらしい。田樂は此時代には殆んど見えないが、清和帝良房邸宅行幸の際農夫田婦、雜樂をなして天覽に供するこあるのは此を云ふのであらうか。

音樂界にも學界も同様世襲的傾向が見える。かの大戸氏には清上、朝生、眞繩等の如き名士が輩出して居るのは、その一例と見てよい。

第六節 書道とその日本化

書は當時に於いて大切な學問の一つであつたばかりでなく、又畫と共に美術として重んぜられた。大學には書博士があつて書道を教へ、國學には別に専門的な教師がなかつたが、重要な學科として國博士若しくは補助の教師が、それを教へて居たらしい。その他、中央、地方を通じて學校に行かぬものも、少し氣のきいた家では、家庭又は附近の適當な人について修めさせたものと思はれる。それは田舎の人でも、かなり美事に書いてあるのでわからう。當時書は單に意志發表の一方法又は美術的



(書勅號證珍圖) 蹟筆風道野小

に取扱はれたばかりでなく、又寫經に對する信仰からも此の道に這入つた者が多からう。又それを飯食ふ種とした書生、寫生も國府、郡家や大寺には多かつたらしい。

前時代に於いて王羲之の書風が流行し、羲之は殆んど書道の神か聖かの様に尊ばれて居たが、その風は此時代にも及んで、専ら支那風の書が流行して居る、即空海は韓方明に學び、橘逸勢は柳宗元に學んだのであつた。その幾分和様を帯びて來たのは小野道風からである。實に道風（第十一圖参照）は書道から云へば一時代を劃すべき人云はねばならぬ。そして次の時代に入り、藤原行成現れ、世尊寺流を始むるに至るのである。

唐風時代の能書家としては先づ指を三筆と尊ばれた嵯峨天皇、橘逸勢、空海に屈せなければなるまい。逸勢は入唐して柳宗元に學び、隸書が最も得意であつた。空海（第十二圖参照）の方は韓方明に學んだ、其著に篆隸萬象名義三十卷がある。此兩人が名人だ云ふ事について種々の話があるが、くさくさしいからやめて置かう。しかし其技が秀絶して居るから云ふよりも、寧ろ天皇の寵を得たから其名聲を博したのだと悪口云ふ人はかなり昔からあつた。かの小野篁が空海の書いた額を評して、朱雀米に飽き、美福田廣しと嘲り。道風が大極は火極なりと罵つた云ふのは、世人が二人の名をかりて嘲笑したものであらう云ふ。

天皇では嵯峨帝に次いで、淳和帝も巧みであらせられ、又其皇子恒貞親王も草隸をよく書かれた。或人評して嵯峨勁筋乏肉、淳和豊肉軟筋云ひ、親王の書を筋肉雙奇、肥瘦得適とほめた云ふ。仁明帝も書法を好まれ、淳和天皇の書を學ばれたが、世人別つ事が出来なんだと傳へて居る。皇子では源弘が隸書、源信が草隸を好くせられた。臣下では小野篁がある、彼は文章に於いて天下無雙であつたが、書道に於いても草隸に秀で、之を習ふものが多かつた。その弟瀧雄の子恒柯その流をうけ、草隸の妙一世に冠絶したので、世の模楷する所となり、聲價甚だ高く、その尺牘を得れば寶藏せざるものがなかつた。又篁の孫には道風と美材がある。道風が書を善くした事は三尺の童子も知らぬものがない、又和様の書體を始めた事は前述した。遼勁神逸、古今に冠絶して居る、清涼殿南廂粉壁や紫宸殿の障子に漢朝以來賢君、明臣の德行等を書いた事は有名な話である。序に云ふが、かの蛙が柳に飛びつく努力を見て感奮したと云ふ話は、全く採るに足らない。美材も書が工であつたが、その風は支那風であつた云ふ。猶篁について學んだ人には紀夏井がある。隸書をよく書いたので篁歎じて「紀二郎眞書の聖と謂ふべし」とほめた云ふ。

その他藤原岳守(草隸)藤原忠方(隸書)藤原關雄(草書)紀椿守(隸書)藤原良相(隸書)良岑安世等がある。又次の時代に入つては藤原行成、同佐世が名高い、道風を併せて三蹟と云ふのである。

第七節 建築術の唐化

寺院のやうに彼地から渡來した信仰に伴ふ建築物が、支那風である事は云ふに及ばず、宮殿官衙を始め、貴人の邸宅まで他の事物と同様漸次唐化した事は前時代と變りがない。かの宏壯優麗な平安宮殿は専ら唐長安宮殿の制に則つたものである、又貴族の邸宅や山莊が、そのまゝ寺院に變化する事から考へて、多く唐風であつた事がわかる。それ等の事は第二章に説いたから再び繰返へす必要がなからう。猶此等の建築物ばかりでなく、民家も全部ではなくとも一部分つまり和唐の折衷とも稱すべき建て方に行つたであらう。都會では漸次瓦葺が多く出來て來た。それで既に和唐の折衷でないか。そして最も古代の風を保存すべき神社まで、餘程支那風建築の様式が加味されるに至つたのである。以つて一般建築が唐化したと云へよう。

神社建築で當時代の様式を傳へたものには春日、日吉、賀茂、宇佐等がある。先づ春日神社の作りは春日造と云ふ。今の社殿は文久二年に出來たのであるが、全く古制を傳へたものだから、それで當時を窺ふ事が出来る。其作りは四神殿共に構造、形式同様で東西に相並び、その屋根は檜皮で葺き、其軒は互に接近し、中間に樋を設け屏障にて支へてある。本殿の構造は住吉造の前面に向拜を附け、

そして屋根を連ね葺いたものである。その邊にも又新に肘木を用ひた垂木、破風、千木に反りの出来た點や、屋根の流れを軒にも亦反りを作つてある點、それから外部の木材には總べて丹土を塗つてある點なき、皆大陸建築の影響である云はれて居る。此の曲線色彩が神社建築に應用さるゝに至つたのは、これが最初である。

次に下鴨即賀茂御祖神社の本殿も、文久三年の造營ではあるが、その様式は此時代に出來たものだらう云ふ。その構造は三間社流造と稱するもので、唯一神明造の前面に向拜を附け、細部に大陸的手法を混用したものである。これも神殿に始めて丹肘木、繁垂木を用ひたる點、軒や屋根の流れに反りの生じたる點、流破風、懸魚、箱棟、鬼板を持つて居る點なき、總べて大陸的建築の影響だ云ふ。次に宇佐神宮本殿も今のは文久元年に出來たものだが、様式は當時代のもので推定されて居る。神殿は三殿東西に並んで居る。その構造、様式は同一で、所謂八幡造の最も形式を備へたものである。唯左右殿には向拜があるが、中殿丈がない、その特色は三間社唯一神明造の前面に深さ一間の細殿をつくり、それを合間で連ねて居る點にある、そして建物内部は内陣、外陣に別れ、周りには縁や勾欄がある。向拜は然らく後世附け加へた者で、中殿丈にないのは古制の遺つたものであらう。屋根は檜皮で葺き、前後殿共に切妻造で、其軒は合の間の上にて接近し、此處に樋を設けてある。其屋根の流

れや軒を破風に反りが出來た點や、最も簡単な斗拱即舟肘木の這入つて來たのは皆大陸建築の感化に據る云はれて居る。(神社建築様式の説明は主として特別保護建造物及國寶帖解説に據る。)次に日吉神社の造り即日吉造、或は聖帝造云はれる建て方も、此時代に始まつたものらしい。今のは天正十四年四月に出來たものである。これは、これ迄の三間社唯一神明造の正面や、左右側面の三方に庇を附け、廻縁を繞らした者で屋根は入母屋造の後方を截斷したやうな、形となり、後方の軒は奇妙な輪廓をなして居る。その邊は甚しく他の社と變つて居る。以上によつて此時代の神社建築には著しく支那風が這入つて來た事がわからう。しかし一つも現存して居るものがないのは残念である。その他延暦年間に鎮座した平野社は、春日造の二字を連結したもので、又此時代の様式云はれて居る。猶松尾社の秦都理造云ふのも此時代に始つたものであらうか。

寺院建築に於いて著しく前時代と變つた點は、天台眞言二宗が勃興した爲に、その教義に相應する寺院の生れた事、前時代の寺院は多く平地に建設されて居たが、此時代に入りて延暦寺の如く、金剛峯寺の如く、樹木鬱蒼たる山嶽の頂に建築せられるものが起つた爲に、各方面多少様式を異にするに至つた點である。先づ眞言宗では金剛峯寺や觀心寺、室生寺等に於いて見るやうに、その金堂は須彌壇の前に護摩壇があつて、その左右には兩界曼荼羅の障壁がある。床は石敷又は瓦敷でなく板敷

なつた。猶單層圓形の寶塔に廂を附加へ、下層を方形にした多寶塔が現はれた。次に天台宗の伽藍は延曆寺や書寫山、圓教寺のやうに本堂を中堂と云ひ、堂の前半分は高く、板敷の床を設け、後半は低く、石敷を床とし須彌壇にして居る。（寺院建築に就ては特別保護建造物及國寶帖解説に據る。）しかし以上は現今の建築様式の歸納から推測したもので、現存したものは大和室生寺の金堂と五重塔と丈である。此の金堂と五重塔とは單に當時代の寺院ばかりでなく、總べての建造物中唯一の現存物である故、遺物のみから當時代の建築を見ようとするならば、これによる外はない。五重塔（第六圖）も金堂（策五圖）も挿畫でわかるやうに如何にも見事で、見る人をして、云ふに云はれぬ優美な感を起させるではないか。

思ふに、かの東山の小高き處より見渡す事の出来る美しい自然の内に、斯様な立派な人工の美をいくつも見出す事が出来たであらう。室生寺は當時代に於いて重要な位置にあつた寺でない、もつこ位置の高い、そして信仰を聚めた寺が都にはいくつもあつた。又最も腕のある工匠が、熱烈な精神に富んだ地方民と共に建てた平安宮殿は、もつこ立派なものであつたのではなからうか。假令その想像が外れても、兎も角此時代こんな田舎に、斯様な美しい建物を建て得たのは、何によつてであらう。それは此を建てた人、此寺に住む僧、此處に詣る民衆などの心の奥底の美の表現に違ひない。斯様な

方面から考へても、此時代の文化が、單に貴族の獨占物でなかつたこと云はれるでないか。恐らく斯様な建物は各地にあつたものであらう。そしてその地方の人に美しい感じを與へて居たに違ひない。

此の塔の相輪は水烟の代りに寶瓶形及び寶蓋形をもつて居るが、これは唐建築の意匠の輸入によつてであらうと云はれて居る。

第八節 彫刻の日本化と三種の表現

固有のものは唐化し、外來文化は日本化する此の時代の二大傾向は、總べてのものに表はれて居るやうに、彫刻の上にも見る事が出来る。前時代の其れが殆んど彼の地の模倣に過ぎなかつたのに對して、此の時代の彫刻が少しく日本化した事は斯道専門家の説の一致する處であるが、猶此書に載せた挿畫と前卷のそれと對照しても、直ちに知る事が出来よう。しかしそれは次の時代以後の物よりは、まだ外國風を帯びた點が多いし、又當時代では日唐の交通が盛んで、彼地から輸入され、又入唐僧の將來したものも尠くなからう。その上當時代の彫刻家として傳へられた武藏村主多利丸、高男麻呂、志比古麻呂、僧興運の如きが、まだ全部歸化族である點から、模倣の域を脱せないこと云へる。けれども前時代と違つて、此時代では充分な理解を以つて、時代の人の心に共鳴するもののみを選択する事が

出来たから模倣があつても輸入されたものでも、やはり此時代の心の現はれを見る事が出来る。

さう云ふ考へから、此時代の遺品に接するに、其處に三つの變つた信仰があつたこと見られるのである。一つは東寺の不動や多くの諸天なき恐怖の念を起させるもの、次には松尾の神像や、唐招提寺並に神護寺の薬師、東大寺の彌勒なきの佛像が現はせる普通人の容貌を備へしもの、三には慈悲の現れを見るべき観音、地藏なきの崇敬である。世界何處の宗教も古代幼稚の時代には恐るべき神の崇敬流行し、世の進むにつれ、漸次崇高にして優美なる者に崇敬の轉ずるを見る。その事實が最もよく説明せる如く、第一種のもは第三種の者より低級なるは言を俟たない。勿論それ等は奥深い教理より生れたもので種々の意味が含まれて居るのであらう。けれど、當代に於いて、之れを崇敬する多數の人は、それを理解して崇拜したものでない。第九章で説明する如く、それを通じて神佛に接するのではなく、佛像その物を佛として信仰したのである。従つて此等第一種の佛像は恐ろしい話の夢に魘はれるか、弱點につけ狙はれた迷信の結果云はねばならぬ。けれどその恐ろしい佛像が此時代に入りて、漸次穩かになつて居る。これは信仰の進歩と此時代の風潮の影響とであらう。

これに反して橘寺の日羅像(第十五圖参照)は如何にも慈愛を含んだ、圓滿な姿をして、此の時代の人の心が如何に優しかつたかを表はして居る。恐らく、これが此時代の人の理想を現はしたものであるまいか。當時の人が美しい圓滿な心を持つのを理想とした事は道德の章で述べよう。(勿論之は地藏尊であつて、日羅像でない。日羅は敏達帝の頃の人、肥後人だが百濟に渡り、彼國の惡辣なる外交を觀破した偉人である。)同様な表現は近江富永の觀音堂の十一面觀音(第七圖参照)に於て見る事が出来る。その大悲洋々として溢るゝ容貌は當時代の豊かな慈悲を表はして餘りある。觀心寺の如意輪觀世音(第十圖参照)も同様に美しい姿の持主であるが、前者より、遙に崇高の點に於いて缺けたるを見る。それは此種の佛像に最も必要なものである。けれど全面に満ちくゝたる愛嬌は、反つて當時代多數の女性にふさはしい。それ等より更に莊嚴崇高の喪失して人間的美を發揮せるは、法華寺の十一面觀世音像(第十三圖参照)であらう。その容貌、その態度共に富永のそれよりも、もつと美しく、そしてより多く人を引きつける力を持つて居る。けれど、それ丈莊嚴の點が缺けて、第三種の信仰物より第二種に近づいて行く、正に當代人の華美に向ふ心の表れと云ふべきか。恐らく此の系統の佛像が進めば次の時代淨瑠璃寺の吉祥天女なるのであらう。眞に第三種の信仰の對照としては、それより秋篠寺の枝藝天女(第十七圖参照)の方が遙に上品と云はねばならぬ。それは、上述の物のやうに美しくないが、もつと高潔を表はして居る。

斯の種佛像の崇高の喪失せしものは、單に美しい人間を表はすに過ぎない。それと同樣第一種の恐

怖すべき點の穩かになりたるは又普通人の容貌に過ぎぬ。此第二種の佛像は恐怖若しくは崇高より寧ろ人間性に多く捕はれた結果現れたもので、当代人の理想より現實に向ふを現はして居るのではなからうか。かの東大寺の彌勒菩薩の一見白痴の如き、弘福寺の持國天の如き此の代表と見られる。

その他人物の肖像には東大寺の良辨僧正がある。恰も彼特意の法を今にも説くにあらずやと思はれる程、眞にせまる、以つて當時代の彫刻家が、いかに卓越せる手腕を有せるかを見るに足らう。

神像として松尾神社の男神（第八圖参照）女神像（第九圖参照）があるが、その容貌より見るも、服装の當時の文官の正装なるより考へても、唯當時代貴族を模寫せるに過ぎないのである。思ふにこれ從來我國に神像なる者を有せざりし結果、神を形の上に表現する事の困難な爲であつたからであらう。同様の原因で神佛接近の結果から、次の時代には我國神祇は僧形を以つて表はされるのである。

當時代に於ける佛工で史上に現はれた人を云ふと、紀伊國能應寺の十一面觀音を造つた武藏村主多利丸、多武峯の鎌足像を彫つた高男麻呂、同じく多武峯の佛像を作つた志比古麻呂、長谷寺の佛像を作つた僧興運等、いづれも有名である。猶空海は此方面にも秀でてゐた。傳へられて居る。高野山の金剛王菩薩や、東寺の不動明王像は此人の作と云ふ。佛像については猶第九章第二節を見よ。

第九節 繪畫とその表現

華やかな時代の風は裝飾の意味に於いて、鑑賞の意味に於いて、美しい、華やかな、時代に相應した繪畫を求めたに違ひない。そして此時代の畫家は、其時代の要求に應じて、或は山水、或は草木、又は鳥獸によつて美しい時代を畫いたと思はれる。記録によるに彼の有名な百濟河成は大同中屢召されて古人の像や、山水、草木などを畫いて居る。又巨勢金剛も人物、山水、鳥獸、花木などを巧みに寫した。國史にある。その内でも特に有名なのは元慶四年の釋奠の時に畫いた大學寮の先聖、先師、九哲の像、宇多天皇の命を奉じて清涼殿南庇東西の障子に畫いた詩人像（これは源直方、藤原興基が勅命にて、弘仁以後の諸儒中より詩に巧みな者を選んだのである。）猶紫宸殿の賢聖障子も彼がかいたのである。其他平城天皇を始め、源信、小野篁等も畫道に興味を有し、又専門畫家も多かつたが、それ等の人々は或は山水に、或は花木に、何れも美しい筆を振つたのであらう、そして其畫が眞にせまつた立派なものであつた事は次の傳説で窺へる。

それは、かの河成が從者の逃げた際、その容貌を寫して搜索させ、瞬く間に捕へ得たと云ふ話や、飛驒の内匠と、其技を争ひ、死人の體色腐敗して色變じ、肉脹れ、膿流るゝ有様を畫いたと云ふ話、

又巨勢金岡にも宇多法皇の御室なる仁和寺御殿に畫いた馬の夜毎に附近の田を荒し、稻を嚙んだが爲に、眼眇を劇つた云ふのや、清涼殿朝餉の間の障子に驛馬の圖を畫いたが毎夜出でて萩の戸の萩を嚙むので、已むなく繋いだ體に書き改めさせたなご云ふ話が如何に寫實に妙を得て居たかを物語つて居る。しかし此等觀賞的、裝飾的の繪は殆んど残つて居ない、唯東寺の山水屏風（第四圖参照）に於いてその實際の手腕を窺ひ得るに過ぎない。第四圖はその一面を寫したものである。

そして現在残つて居る畫の殆んど凡べては佛畫のみである、それは信仰の對照として報恩、濟度、觀想の標的たらしめる必要から生れた故に、佛教流行の此の時代では鑑賞的のそれよりは、遙かに多かつたに違ひない。その上信仰が伴つて居るので今日まで保存されるに至つたのであらう。それ等の總べては敬虔な熱烈な信仰からかゝれたものだから、そのそれを見ても立派に出來上つて居る。その内前節に述べた第三種の佛畫としては神護寺の兩界曼荼羅、子島寺の兩界曼荼羅等がある。何れも穩かで且優しい感じを引き起させるが崇高莊嚴の點に於いて缺乏が感ぜられる。これ當代の人の優美なると同様に理想の漸次下落するを現はして居るのであらう。（佛畫に就ては猶第九章第二節を見よ。）

次に第一種に屬する信仰對象物としては高野山の五大力吽がある、又赤不動云はれる明王堂の不動明王（第二圖参照）がある、その恐ろしき態度、容貌は平和な人の頭に宿るべきものではない。しか

し此等のものは一般人の信仰の對象物ではなく、僧侶の間に行はれたものであらう。殊に不動の信仰は僧侶間に流行した様に思はれる。彼の空海には前述せる東寺の不動があり、この赤不動は智證の筆云はれるのでわからう。此等は僧侶として必要な堅き強き意志の養成に必要な事であつたかも知れぬが、かの人を殺し猶ほ飽きたらずしてその屍體を支解し、且家を焼き女を殺せる恐るべき當時代の僧侶を心に考へつゝ、此の畫に向へば、其の間何物か共通の心理あるを禁じ得ないではないか。

高僧の畫像としては高野山普門院に勤操僧都の像（第三圖参照）がある。勤操は空海の師で三論の高徳なる事第四章に於いて述べた。これは天長五年僧都示寂の翌年海自ら畫いたものだ云ふ。彼は單に空海の恩師なるのみならず、入唐その他種々世話になつたのだから、それ位の事はしたであらう。

第十節 美術工藝

美術的工藝も、かなり進歩して居たであらうが、遺品が少いので、その真相を窺ふことは極めて難い。しかし仁和寺に蒔繪法文冊子篋や蒔繪寶珠篋が残つて居るから、蒔繪は極めて進歩して居た云ふことが出来る。一體漆器工業は早くから我國に發達して居た故、その進歩は遙に他のものより優り、支那のそれよりもすつこよい云はれて居る。此の法文冊子篋は空海が入唐して求めて來た眞言

密教三十帖法文を納れる爲に作られたもので、全體黒漆に金銀で、寶相花中迦陵頻伽の鳥が舞ひ遊べる様を畫き、寶珠篋は宇多天皇の御遺物で、寶珠を納れた篋を傳へられて居る。共に日本の優美の趣がよく表はれ居るを評する事が出来よう。

猶此時代の遺品には東大寺の五獅子如意(第十六圖参照)がある。それは玳瑁製で半透明、獅子も三鈷も皆銀で作られて居る。これは彼三論、法相、眞言等の諸宗何にでも通じて居た聖寶が、東大寺別當として一時宗教界を睥睨してた時、常に之を手にしたと云はれて居る。この如意は興福寺の維摩會の講師となつた時に持つたのであつた。雲形は扁平でなく、やゝ彎曲を呈し、欄は徐々にその幅を増し、兩側の線は遂に曲線となり、美はしい雲形となつて居る點なきが他に變つて面白いのだと云ふ。

第六章 教育

第一節 家庭教育

當時代に於ける家庭教育の狀況は、さうであつたらう。史料が尠いから甚だわかりにくい、中央貴族や地方の豪族の家庭ではその子弟に多少學問諸藝の初歩を教授したに違ひがない。又京都や國府の相當な家では、すぐにも大學又は國學に入學させる事が出来るが、それ以外の地方では、そんな譯にゆかぬから單に家庭教育ですませたのであらう。そして其内の秀才丈が或は大學に、或は國學に遊んだと思はれる。それ等の事は、かの空海が年十二の時、外舅阿刀大足について論語、孝經等を學び、十五にして大學に遊んだ事や、眞雅が兄空海より眞言宗を學んだ事や、圓仁が九歳の時からその兄について經史を授けられた事などで察する事が出来よう。又此等の例から父兄に適當な人のない時には、親族に就いた事がわかる。時には附近の文字ある人に就いた事も想像出来よう。

猶貴族でも殊に尊貴の家の内には大學に行かないで、家庭に於いて、時として家庭教育を執つたものもあらう。嵯峨天皇は御親ら皇子達に經史及び音學を御教授なすつた、又時平や仲平が大藏善行

に學んだのは、その門に遊んだ譯でなく、彼を家庭に迎へた、つまり家庭教師の形式ではなかつたらうかと思はれる。

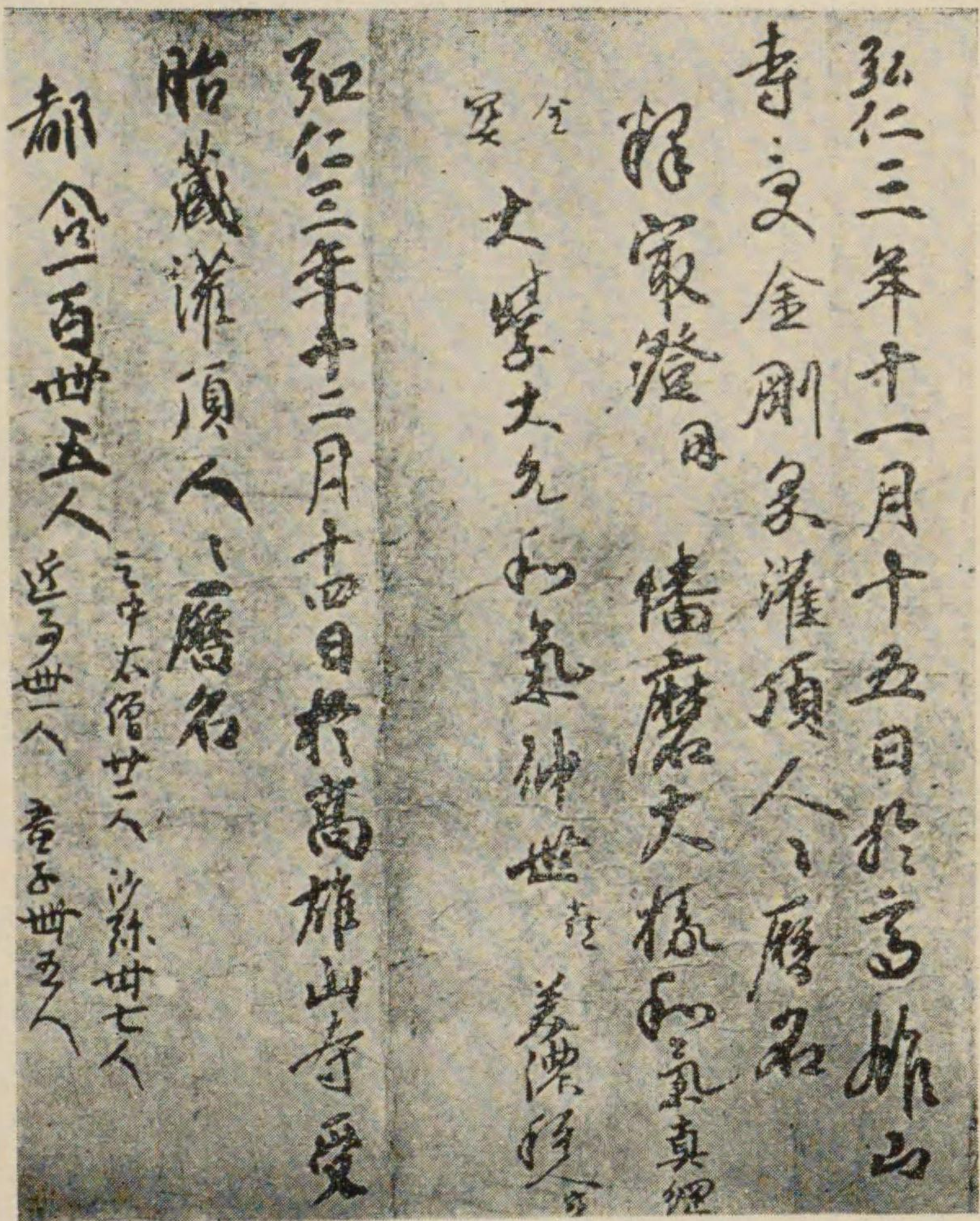
猶學問、諸藝が世襲的の傾向を持つに至つた事から考へるに、學者、藝術家の子弟は學校にも通つたであらうが、主として家庭に於いて、その父兄から教育を受けたに違ひない。

第二節 官學と特種官衙に於ける専門學藝の教授

當時の制度では京に大學、國に國學があつて、明經、明法、記傳、書、算等の諸道を教授し、以つて一面學者を作るに共に、一面官吏を養成して居る。そして、その他特種の専門的學問、技藝は夫々その學藝に關係ある官衙に於いて授けられた。

其の内先づ大學寮は天智朝に出來た云ふ學校の繼續であらう。令の規定に據るに此寮には頭、助、大允、小允、大屬、少屬等の事務を執る四部官と、博士一人(經書を教授する、つまり後の明經博士)助教二人、音博士二人、書博士二人、算博士二人の教官があつて、學生四百人外に算生卅人を教授する事になつて居た。それ故令制から云ふに、大學では唯明經と算、それから書の三つのみを教へるに過ぎない譯だが、其實際は古くから明法博士も文章博士もあつて、各その道を教へて居たのである。

第二十圖



空海筆蹟 (灌頂記)

即類聚三代格神龜五年七月の勅に大學寮律學博士二人（律學は明法である）また文章博士一人があるのが、これを證明する。

其の後此の時代に入つて大學の組織は餘程複雑になつた。これは教育が盛んになつた事を表はして居る。先づ頭の上に更に別當を置かれた。それは延暦年間、和氣廣世が式部少輔を以つてそれを兼ねたのが初めらしい。後には親王又は大臣が補せられる重い役目となつた。此廣世は種々大學の爲に骨を折つた人で、後に弘文院を起す、それは後に云はう。

次に學科の方では、延暦廿四年に紀傳道が始まり、（皇代記に延暦廿四年六月紀傳道儒者始）直講一人を割いて、その博士一員を置く事になつた。（直講も令外の官で、神龜五年三人を置かれたのが始まり）そこで大學に明經、明法、紀傳、文章、算、及び書の六道ある事となつたが、後承和元年この紀傳博士が廢せられ、文章博士の定員を二人とせられたから、紀傳道は文章道に含まれるに至つた。それで文章道の事をも又紀傳道と云つたのである。これで五道ある譯だが、書道は各道通じて修めたものであらう。

次に學生の數は令の定めでは四百人、その外算生卅人と見えるが、其外前時代から明法生廿人、文章生廿人あつたから、都合併せて五百人程の學生が居た譯になる。此等學生は五位以上の人の子と

孫、及び東西史部の子から取るのであつて、一般庶民は入學が出来ない。唯八位以上の子は特に願へば許可されるに過ぎなかつた。その資格ある者の入學は自由であつたが、天平十一年八月に至り蔭子孫、並に位子は年齢の高下に係はらず、學に向はせる必要があること、全部入學させた事があるし、此時代に入りても大同元年六月には同様諸王及び五位已上の子孫は十歳以上全部入學せよの命令が出て居る。しかし中には随分低脳者があつて、いくら強制的に學問を教へこんでも、無効なので、弘仁三年五月に至り、前勅を翻して隨意に云ふ事になつたが、それも一時的で、天長元年八月又も五位已上の子孫年廿已下の者は、咸な大學寮に入らしめる事となつた。この大學寮の學生を養ふ爲に天平寶字元年から寮田二十町を置いて居たが、生徒が多くなり不足する事となつたので、延暦十三年十一月越前國水田一百二町を加へ、前を併せて一百二十餘町を勸學田とした。

此等學生には公私に係はらず、禮事あらばその儀式を観させる事となつて居たし、又承和十二年には車駕行幸の日官人が文章生等を率ゐ、陪從させる事となり、又仁和元年には朝堂の儀、公私の禮、節會、宴享の日、巡狩、遊獵の時は、必ず學生を率ゐて縦觀陪從させる事となつた。猶紫宸殿に召されるやうな事もあつて、今の大學生より、もつこ位置が高かつた。

國學は國毎にある學校で、太宰府のは特に府學と云つた。令の規定によるこ、その學生の数は大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國廿人、その外その五分の四の醫生があつて、國博士一人が主として、これに經書を教授し、國郡司中の經義に通ずる者が、これを助ける事になつて居たが、後には權博士（又權任博士）と非業博士と云ふものが出來た。後者は又非受業博士とも云つて、受業する博士に對し事務を執る人を云つたらしい。學生は郡司の子弟を探るのだが、その定員に満たない場合には、庶人の子を入學させた。この國學の状態は史料がないのでわかりにくい、文化を地方に宣傳するのに大きな力があつたに違ひない。

府學は普通の國學よりは廣大なものであつたらしい。國學と同様、令文に據るこ博士が一人（太宰博士と云つた）あつて、明經道を教授して居たが、太宰府は人口稠密、優に天下の一都會と云ふ事が出來、それにつれて學生が多いので、神護景雲三年には五經以外史記、漢書、後漢書、三國志、晋書等を賜はつて居る。つまり文章道を置いた譯であらう。次いで延暦十八年には明法博士をも置いて、その道を授ける事とした。これから一寸小大學の觀があつたらしい。

大學國學以外特種の學問、技藝を授けるには陰陽寮、典藥寮、雅樂寮等があつた。これ等は官署であるが、旁ら其の特種の學藝を繼承させる者を養成した。つまり役所と學校を兼ねたやうなものである。その内陰陽寮は陰陽、曆、天文、漏刻の四科を、典藥寮では醫、針、按摩、呪禁、藥園の五科

を、雅樂寮では歌、舞、笛、唐樂、高麗樂、百濟樂、新羅樂、伎樂及び腰鼓等を教へた。その教師は陰陽より呪禁までの八科は博士と云ひ、藥園より腰鼓までの十科は師と云ふ、生徒の数は多きは百人を越え、少きは數人に過ぎなんだ。

此等の學科の内、醫道丈は諸國にもあつて、醫師が國學學生の五分の四の學生を教授して居たのである。

第三節 教育の氏族的傾向と私學

以上の學校は夫々特權階級の子弟を教育するものではあるが、總べて國家的で、氏族的に私すべきでなかつた。上古の氏族政治が破れ、中古の貴族政治となつた結果として、當然起るべき教育制度である。従つて各氏族の競争激しく貴族政治が破れて、氏族政治再現せんとするに當つては、かゝる超氏族的の教育機關に飽き足らずして、氏族的の教育機關なる私學の勃興するのは當然の成行とせねばならぬ。後には大學自身も大江、菅原二氏の學舎の如く成り終つたらしい。

此等氏族の建てた氏學中、一番古いのは弘文院である。これは和氣氏の學校で、かの有名な清麿の長子廣世の創立だが、西宮記に清麿の建立となつて居る通り、實際これは清麿の志から生れたものら

しい。廣世は前にも一寸と云つたやうに、初めて大學の別當となつた人で、墾田廿町を大學寮に寄せたり、諸儒を會して陰陽書、新撰藥經、大素等を講論させたり、色々學問の爲に力を盡した人だが、終に大學南邊私宅を以て和氣氏子弟の學校とし、内外經書數千卷を藏し、又墾田四十町を以つて學料に充てた。これが弘文院である。しかし其の創立の年月は詳かでない。猶何時頃迄存して居たか、それもわからぬ。唯西宮記に弘文院今荒廢とあるばかりである。思ふに和氣氏と盛衰を同じうして居るのであらう。

次に勸學院は藤原氏の子弟を教育する學校で、三條北壬生西にあつた。創立は前者より大分遅れて居る。その創立の年代に就ては諸説がある。先づ皇代記には弘仁十四年十二月、「冬勸學院を建つ」と見え、帝王編年記には「天長三年、是歲左大臣冬勸學院（二條北壬生西）を建つ、子孫に學を勸める爲である、是を南曹と謂ふ」と載せて居るが、類聚三代格、貞觀十四年十二月十七日の太政官符には「勸學院一區（左京三條一坊に在り）右は彼院の解によるに、贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣が、去る弘仁十二年建立し、大學寮南曹としたものである。しかし大學寮の管轄を受けない」とあるので、弘仁十二年が一番確實らしい。西宮記は此を採用し、「勸學院は貞觀格に件院是贈太政大臣正一位藤原朝臣が去弘仁十二年建立する所である」と載せて居る。公卿補任は天長三年條に「藤冬勸學院を立て南

圓堂を建つ」にあらが、これは其の上に七月二十四日薨す、閑院大臣と號す、文徳外祖とあるやうに此年に死んだから、今迄彼がやつた事業を集め載せたに過ぎぬ。それで天長三年を此院創立の一説とする事は出来ぬ。その前年天長二年三月には藤原愛發が勸學院莊事を上表して居るではないか。

この勸學院の繁昌した事は弘文院の比でない。大學寮の別曹となり、寮の南にあるので南曹と云つた。その組織は充分にわからぬが、藤原氏の長者が、これを管領し、その下に別當があつて、院事を執つて居た事は確實である。その別當には公卿の別當や、辨の別當、それから右官無官なごの種類があつたらしい。その下に知院事、權知院事、及び學頭等の職があつた。朝野群載七の應和元年五月、治部少丞藤原扶明を別當式部大丞藤原全忠死闕の替りに補する文に、別當、左中辨の別當、右中辨の別當、及び治部少丞藤原、蔭孫藤原、知院事攝津權少目若江、權知院事錦、知院事身人部等が連署して居る。知院事は權知院事を併せて數人あつた事がわからう。學生は藤原氏一族の子弟で、その成績の良いものは學問料を給與され、文章博士及び學頭の推舉で、文章得業生に補せられる。其昇進は藤原氏の盛時になるに大學生に優つて居た。當時勸學院の雀は蒙求を囀るに俗諺に歌はれた、以つて如何に盛大であつたかと窺はれる。藤原の子弟が學才に秀でて居たのは此學校に負ふ所が多からう。

次に橘氏の學校には學館院があつた。嵯峨皇后橘嘉智子（檀林皇后）が、その弟右大臣氏公と議して設立したもので、康保元年十一月に至り、橘好古の奏上によつて勸學院の例に准じ、大學寮の別曹となつた。こゝにも別當が院事を統べて居た。勿論別當は橘氏の長者がなるのである。

次に裝學院は元慶五年在原行平が創立した王氏の學校で、冬嗣が勸學院を建立してから、藤原に才學の秀でた人が多いのを見て、彼は王氏にも斯くあらしめんとして建てたのである。やはり求道の便宜を得る爲に、大學寮に接し、又隣を擇ぶ意味から勸學院と對ひあつて居た。これも昌泰三年九月、大學寮の南曹となつて勸學院と同様公卿別當、辨別當、及び右官無官の別當が院の庶務を執り、又學頭と云ふものもあつた。

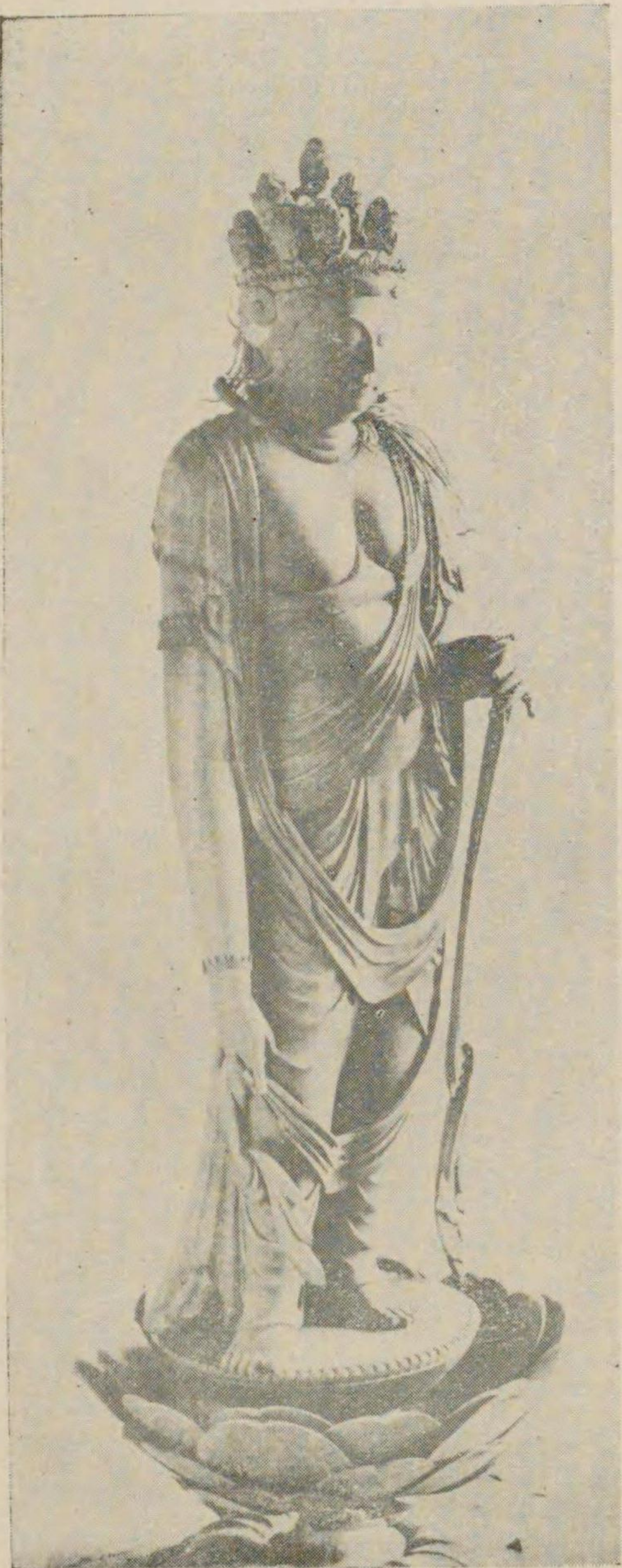
以上の諸院は學校のやうに見えるが、其實寄宿舎の様なもので、授業を受けるには大學寮へ行つたのではなからうか。後の事は知らぬが此時代には、こゝにも教師と云ふものが一つも見えてない。澤山職員があるが、それは全部庶務を執る人ばかりである。之によつて考へるに此等諸院の學生は大學寮へ講義を聞きに行つたか、それでなければ大學の先生を招いて教へてもらつたに違ひない。その後此等諸院の内弘文院を除き他は全部大學の別曹となつたので、全くその附屬寄宿舎の形を呈したが、管轄は氏の長者がやるのであつて大學の干渉をば受けなかつた。

此外に文章院と云ふのがある。これは大江音人と菅原清公の奏請によつて出來たもので、大學寮

中で東西二曹に分れて居たのだから、私學とは云へない。東曹は江家の學舎で、西曹は菅家のであつた。これは以上の諸院のごとく一族の子を養成したのではなく、自家の門人の爲に創めたのである。これから兩家の門人は東西兩曹に割據して、その學風を傳へた。これが平安時代學閥の巨大なものである。

以上は總て民族的色彩を帯びて居るが、たつた一つ純粹な私立學校がある。それは綜藝種智院で、天長中空海が建立した。官學が特權階級の子弟に限つて居るのに對して、これは階級に係はらず、一般人民の子弟は誰れでも入學出來た。又他の私學と違つて民族的のものでない。それ等の事は續性靈集十卷の綜藝種智院式並序に唐の國には坊々に閭塾があつて、普く幼年の者を教へ、縣々には郷學が開かれ居て、廣く青年を導いて居る。それ故才子が城に滿ち、藝士が國に盈ちて居る。然るに今日我國の都には唯一大學があるばかりで、閭塾と云ふ者がない。貧賤の子弟は學問をする事が出來ぬ。實にかわいさうである。そこで今此一院を建て、普く無學のものを教へてやらうとあるのでわからう。

此學校は佛儒二道を教へた。それは招師章に「師には二種類ある。一は道、二は俗、道師は佛教を傳へ、俗師は外書を教へる」とあるのでわからう。つまり宗教的普通學校の始めと云つてよからう。しかし此學校は眞實開校したか、否か、甚だ疑はしい。私は恐く開校する迄に至らなかつたと思ふ。



第十三圖 十一面觀世音像（奈良縣奈良法華寺）

たごへ開いたごしても直きに衰微したものらしい。

第四節 私塾の流行ごその勢力

以上述べた官學、私學以外學者が自宅で教授する塾めいた者もあつたし、又塾ごまで行かなくとも、二三人の青年を集めて學問、技藝を教へるやうな事はかなり多かつたらしい。それは三代實錄の春澄善繩傳に「當時の青年各師匠を異にし、互に争ひ合つて居たから、善繩はそれを厭うて、一切門人を謝絶して居た」ごあるのでわからう。中には讃岐永直のやうに勅命によつて塾を開いたのもある。此人は明法博士で、律令の宗師ご云はれたが、年をこつて、いつ死ぬか知れぬ、其處で文徳天皇が勅して律令好きの人々は、その私宅に行き、その教を受けしめられた。そこで彼はその勅命により私第に閑臥しながら律令を生徒に授け、その講義の竟つた時には式部省の門庭で、その講竟の禮典を擧げた。外の法律學者は何れも、これを光榮ごして羨んだご云ふ。

學問ばかりでない、諸藝にも其の道に秀でた人は弟子を執つて教へた。それは寧ろ學問より一般的であつたであらう、かの廣井女王が催馬樂が上手であつたので、諸大夫少年及び物ずきの人が澤山行つて、それを教へてもらつたご云ふ如き、その一例である。

私塾は澤山あつたらしいが、其内で、殊に有名なのは菅原氏の塾で、大藏善行の門であらう。前述したやうに菅原氏には代々その時代一流の興者を出したので、來り學ぶ者が極めて多かつた。かの有名な橘廣相、大江音人、島田忠臣の如き學者は何れも是善の門に遊んだ人である。又紀長谷雄、平篤行の如きは道眞の弟子である。寛平五年は道眞年五十になつたので、門人を集めて宴を張つた。その時一人の老父が賀章を沙金を案上に載せて、あこをも見ないで去つた。門人共怪しんで、その文を見るに、「傳へ聞く菅家の門客共に知命の年を賀す、弟子跡を人間に削り、世上に名なしと雖、數々淳教の風を記し、多く蠢昧の過を改む。古人言あり、徳報いざるなく、言酬いざるなし、深くその義に感ず、罷めんを欲して能はず。金は以つて中誠の輕からざるを表はし、沙は以つて上壽の涯なきを祈る。その人を疑ふなく、その志を求むべし、遠く北闕の以北に居りて、遙に南向の和南を増す」とあつた。之は宇多天皇が密行して弟子の禮をこられたのである。以つて菅門の繁昌したのがわからう。かくて、その門に遊びし者朝野に満ちて居た。それは道眞流謫の後、時平が學を菅門に受けた者を放逐せんとした時に、三善清行諫めて「菅家は累代の儒家、その門人弟子諸司に半す」と云つて居るのでわかる。到底早稻田大隈伯の比ではなかつた。

大藏善行も多くの門人を持つて居た。かの時平も、仲平も、その弟子である。その他平惟範、平伊

望、藤原興範、紀長谷雄、三統理平等有名な人が少くない。嘗つて時平は一代の英俊ばかり十六人を城南水石亭に會して、善行の七十の賀の宴を張り、恭しく弟子の禮を執つた事がある。道眞は宇多帝の寵愛を蒙り、善行は時平の眷顧を得て居たのは面白い對象ではないか。

その他、三善清行は巨勢文雄の門、賀陽豊年は石上宅嗣の門で、かの芸亭に遊んだ人である。音楽界にも和爾部太田麻呂が良枝清上の門に云ふ様な例がある。

第五節 學閥とその弊、附地方閥

上述の如く當時代の學者、藝術家は各々門戸を張り、弟子をこつて居たから、その間に情實が出来て遂に學閥の弊を生ずるに至つたのは勢ひ已むを得ない事であらう。一體いつの時代でも學者は極めて恬淡無欲のやうに思はれて居るが、その實際は之に反して居る。自己を尊し、他を排斥し、種種情實の行はるゝ事は俗人以上であるらしい。此頃もさうであつた。見えて、春澄善繩の傳に、當時諸博士は各自門戸を張り、互に他を輕んじ、長短を批評するのを事とし、弟子供も常に争ひ合つて居た。善繩獨恬退、門徒を謝絶して居た爲、惡口誹謗も此人には及ばなかつた。又紀長谷雄の傳に當時有識の士争つて論議を好み、義を立て相下らない。或は醉舞、狂歌、罵辱陵轢す見える。以

つて當時の學者の風がわかるでないか。

そして自家の門人を引き、他の子弟を排斥した事甚だしい。彼の道真さへ巨勢文雄が、その門人三善清行を推稱して「才學時輩に超越す」と云つたのを晒ひ、「愚魯に超越す」と改むべしと云つて居る。而して自家の門人に對しては、之を回護し、之を過賞した。彼の橘廣相が基經に賜ふの詔を草して、阿衡の任を以つて卿の任させ書いたが爲に、基經怒つて一問題を惹起した際も、道真は之を辯護して居る。之は正論を執つたのではあるが、一は廣相が父是善の門人であるからこそ、かゝる辯護をしたものであるらしい。又父の門人島田忠臣の卒した時には

哭如考妣苦滄茶 長斷生涯燥濕俱 縱不傷君傷我道

非唯哭死哭遺孤 萬金聲價難灰滅 三經貧居任草蕪

自是春風秋月夜 詩人名在實應無

と云つて哭泣して居る。又嘗てその門紀長谷雄が内宴に侍し、詩を作つた時、道真その手を執り、元白再先何を以てか加へん稱賛して居る。以て師弟の情愛がわかる。又同門の間では島田忠臣は紀長谷雄を稱し、長谷雄は島田忠臣を稱したやうに極めて親密であつた。菅家は代々學者を出した上、斯様に助け合つて居たので、その勢力を非常に大きくする事が出来たのに違ひがない。宇多天皇が

道真を拔擢せられたのは、道真の人格、學才の秀でたのに因るのであらうが、この點も一原因であつたのではなからうか。即學閥を以て門閥的政治家を壓迫しようさせられたのである。

道真は自家の門人を愛する事が強かつた代りに、少しでも氣に入らぬ事があれば、甚だしく腹を立て、居る。前述したやうに、三善清行を嘲つて愚魯に超越す罵り、橘廣相に問ふたが廣相答へなかつたこと聞き、「廣相は先考是善の門人なるに、斯の如きは我に芳志なき所爲である」と云つたことか。道真は要するに神經家であつた。この性質により味方も敵みなつたやうな事もあつたらしい。かの藤原菅根は道真推舉の人だが、殿上庚申の夜の御遊の時、辱かしめられた遺恨から、時平に組したと云はれて居る。

三善清行は巨勢氏の門で、道真に罵られたから彼は又菅門の長谷雄を詬罵して、「古より無才博士あるなし、今汝に始まる」と云つて居る。

斯様な争ひは單に學者ばかりでない、僧侶に於いても、それを見る事が出来る。殊に智證、慈覺兩門下の争ひは、その最も甚しいものであつた。それ等は前述した事だから此處には止めて置かう。

當時の大官は主として京師の貴族出身であつたから、その間に地方的の閥があらう筈がない。けれども學問界や宗教界、若しくは下級官吏には幾分その傾向を見る事が出来る。先づ明法博士大判事にな

つた人には讃岐の人が甚だ多い。一寸目についた處でも、讃岐千繼、同永直、伴吉田宗、櫻井田部貞相、秦直宗、讃岐永成なき有名な人は總べて讃岐出だ云つてもよい。これは先輩が漸次引いて行つたものに違ひなからう。

又僧侶も空海が讃岐より出た爲に、後高僧が多く此國から顯はれて居る。先づ空海の近親では、その姪に圓珍、眞然、弟に眞雅、その他實惠、道雄、智泉、道昌、及び聖寶等總べて讃岐出の人である。又最澄が近江より出た爲に、後世此國から相應、惟首、尊意等が顯はれて居る。これ等は先輩が後輩を漸次引き立て、後輩はその蔓をたどりつゝ出世の道を開いて行つたものと考へられる。

第七章 自然

第一節 狹隘なる自然とその陶醉

吾々が此の時代について、一番に羨ましいのは長閑な心で、自然に接し、そして心行くまで、それを味ひ得た事であらう。都會云つても、それは柳さくらをこき交ぜた、まるで錦を見るやうな美しい町であつた。其處には寛かに軋る牛車の外には、道行く人を苦しめる何物もなかつた。自動車！荷馬車！電車！一二町で氣の弱い女なら神經衰弱に陥りはせないかと思はれる程、厭やな東京の町は較べものにならぬ。まして一步町を出ると、花も草も其の自然の美で、山や、野や、河や、沼を四季それぐに飾りたてゝ居る。其處では鳥も思ふがまゝに鳴き、蝶も思ふがまゝに舞ふが如くに、人も思ふがまゝに自然の美に浴する事が出来た。人家がないではない、けれど其はペンキ塗ではなかつた。煙もあつた、けれど其れは煙突から吐き出す煤煙ではない。これも親しみのある、そして自然の美を増すものであつた。花のかけ、泉のほこり、どこでも當時の民衆が戀をさゝやくのに、ふさはしい景色を持つて居た。

第二章で述べたやうに當時に於いて都會生活を餘儀なくされて居た貴族や、官吏の多くが、郊外に山莊をつくつて居たのは、此の自然美に酔はんとしてゝあつた。其處に幽居して山水を樂む事が現世に於ける大きな望であつたらしい。斯くして思ふが儘に自然に酔ひ、思ふがまゝに自然を歌ふ事は、みんなに樂しかつたであらう。

しかし當時の詩人は、理智に支配せられて自然の美を其儘に味ふ事が出来なかつた。或は季節に捕へられ、或は言葉に拘泥して居る。かの古今集が、卷頭第一に立春の歌として「年の内に春は來にけり、一年を、去年こや言はん、今年こや言はん」を載せて居る。以つて一般を察する事が出来よう。これが所謂唐ごころで、外來文化の悪影響に外ならぬ。かくて前時代に歌はれた率直な感情はかけを潜めて、狭い知識を以つて自然を穢して居るが、それは單に詩人丈の罪ではない。その歌は詩人を通じての國民の感情であるから、以つて國民が漸次理智的になつて行く傾向がわからう。

次に當時代は上述の如く自然を愛したが、その自然たるや美しい物であつた、優しい物であつた、又淋しい物にも感興を引いたが、自然の偉大、自然の壯烈には美を感じなかつたらしい。

谷風にこくる氷のひまごこに、打ち出る浪は春のはつ花（源常純）

風吹けば落つるもみぢ葉水清み、散らぬ影さへ底に見えつゝ（躬恒）

なぎのやうに小さな谷川の水や、池の水、若くは柳の糸に貫ける白露を賞美する事が出来ても、海原の廣大な姿や、怒濤岩をかむ壯觀を歌ふ事が出来なかつた。勿論それは當時の詩人、歌人の天地が、漸く都附近に限られて居たからでもあらうが、都に居ても偉大な自然が味へる、又此の小天地に満足するに至つたのは、要するに大自然を觀賞する感情が喪失したからに違ひない。

又彼等は春雨、五月雨、時雨を味つて居るが、夕立の壯快を歌つて居ない。月光の美を感じても、日光の偉大を歌つてない。銀河の歌は多いが、其の壯觀を歌つたものは一つもなく、總べて外來傳説なる牽牛織女を畫いたものに過ぎぬ。一般に木末の露や、蟲の聲のやうに愛らしい、小さな、さみしみを帯びたものを喜んで、古代人の有して居た男性的な美觀を、漸次失つて行つた。そして主として女性的感情に支配されて行くのであつた。

第二節 萬葉の梅と古今の櫻

棚引く霞、囀る鳥の歌、踊る蝶の舞なぎ、春に稱美すべきものは極めて多いが、昔も今も最も人の心を躍らせるものは花の色香であらう。此時代も同様で、梅の香、櫻の色、柳の糸、藤の波、その他松の操、若菜、山吹なぎが持映されて居る。しかしその内で最も愛されたのは櫻の花であらう。

世の中に絶えて櫻のなかりせば春の心はのどけからまし（業平）
ご歌はれ、

花散らす風の宿りは誰か知る我に教へよ行てうらみむ（素性）

ご詠せられ、それを惜むの餘り

さくら色に衣は深くそめて著む花の散りなむ後の形見に（紀ありこも）

ご衣に染める者も

見てのみや人に語らむ櫻花手毎に折りて家づみにせむ（素性）

いはゞしる瀧なくもがな櫻花たをりても來む見ぬ人のため（讀人知らず）

ご手折つて歸る人もあつた。

み吉野の山邊に咲ける櫻花雪かこのみぞあやまたれける（友則）

吉野が櫻の名勝として都人士に持映されるに至つたのも此時代からである。その他朝廷で觀櫻の宴を始め給ひしが如き、良房、良相が其の庭園なる數百株の櫻花の爛漫たる時に當つて天皇の行幸を仰ぎしが如き既に前述した。

斯様に櫻が稱美せられたに反して桃李は殆んご顧みられてない。唯僅に

春花百種何爲艶 灼々桃花最可憐 氣則嚴兮應制冠 味惟甘矣可求仙 一香同發薰朝吹

千笑共開映暮煙 願以成蹊枝葉下 終天長樹玉階邊

なご云ふ詩にはあるが、これ等は隋唐詩人の模倣に過ぎない事は今更言ふ必要がなからう。思ふに桃の餘りに艶かなる姿、強烈なるその香は、淡泊なる此時代の日本人には適しなかつたらしい、而して此の事實は又知識の模倣は容易なるも、感情の模倣の容易ならざる事を表はして居る。

次に梅の花は前時代に於いて、所有る花の内、最も稱美され、萬葉集中その歌は櫻の二倍に達して居る、而るに古今集に於いては、正反對に梅は櫻の半ばに達せないのである。以つて萬葉古今との間に於て趣味の上に大なる變化のあつた事がわからう。かの紫宸殿前の櫻も、もこは梅であつた。それが櫻になつた事は、やはり此變化の現はれである。勿論斯様な事は世の流行より遅れるのが常で、これも承和十二年紀に紫宸殿前の梅花、同十五年紀に仁壽殿前の紅梅なご見ゆるやうに、承和頃はまだ梅の花であつた。序に云ふが此の御殿の前に花の木を植ゑた事はいつからかわからぬが、古事談に據るご桓武朝平安奠都からこなつて居る。

此の萬葉時代の梅の觀賞が此時代に至り、櫻に變つた事は何によつてあらうか。これ恐らくは剛健の氣風が失せて人心華美に向ふ時代風潮の變化の現はれご思はれる。斯様な推測は、或は櫻が後世武

士に比較され、潔い花と見られて居る點から華美の象徴と云へぬと反對するかも知れぬが、此の時代の櫻に對する觀賞は、その爛漫と開いた華やかさ、その雪の如く散る美しさにあつて、その散り際の武士的な點ではなかつた。つまり櫻が平安朝に最もふさはしい花である事は、丁度梅が奈良朝に似つかはしいに似て居る。

櫻が散つても桃がある、山吹がある、藤もよい、殊にあのきびくした青葉の氣持よい景色も、すぐ目の前に展開されるのである。けれど當時の人は殆んど、之れ等を顧みなかつた。唯櫻を待ち、櫻に酔ひ、そしてその散るのも惜んだのである。

春雨の降るは涙か櫻花散るをしまぬ人しなければ（大友黒主）

その觀賞が斯様に大きかつたそれ丈、無情とも結合し易かつた。即

色も香もおなじむかしにさくらめさ年ふる人ぞあらたまりける（紀友則）

櫻花散らばちらなむ散らすて故郷人の來ても見なくに（惟喬のみこ）

いざ櫻われもちりなむひささかりありなば人にうきめ見えなむ（ぞうく法師）

はなの色はうつりにけりな徒に我が身世にふるながめせしまに（小町）

なごそれである。

第三節 秋草と紅葉とより見たる時代觀

菫、蒲公英、蓮華草など、今の人の喜ぶ春の草花を殆んど顧みなかつた當時の人は、その代りに今の人が餘り賞美せない女郎花、藤袴、萩、桔梗、紫苑、龍膽、朝顔など、秋の草花に強く引きつけられて居る。殊に女郎花は

名にめでて折れるばかりぞ女郎花、われおちにきこ人にかたるな（遍照）

女郎花うしこみつゝぞゆきすぐる、男山にしたてりこ思へば（布留今道）

なごこ唱はれ、庭園に移し植ゑられもした。以て昔と今との趣味の變化を見る事が出来よう。けれど此等秋草の賞美は、その優美と云ふ點よりは寧ろ其の名稱よりの聯想を弄んだに過ぎぬらしい。女郎花、藤袴、床夏の花の如きそれである。又すゝきは其の穂を戀人の袖に見、橘は其香を戀人の移り香に感じ、同様な考から歌に多く現はれて居る。その多くは實物を見て感興が湧いたのでなく、机上で作つた歌の材料にせられたに過ぎぬ。

菊をめではやす支那趣味は、まだ萬葉に表はれて居ないのに、此時代にはなかく盛である。重陽の節句が朝廷の年中行事となつたのも、大同二年以後の事で、その日には多く菊の詩歌を詠むのが常

であつた。

晏商季序重陽節 菊爲開花宴千官 藥耐朝風今日笑、榮露夕露此時寒、把盈玉手流香遠、
摘入金杯辨色難 聞道仙人好所服 對之延壽動心看、

それが民間にも及んで、稱美さるゝに至つたのも、あまり遠くない事であらう。

斯様に、秋には趣味深い草花が多いが、やはり人の心を最も騒がせたのは紅葉であつた。春山の花の艶なるこ、秋山の木葉色づけるこ、孰れかあはれこは、既に天智朝に於いて比較された事である。そして萬葉にも、古今にも、多く其の歌が現はれて居る。しかし前の時代と此の時代とて、その色が黄から紅に變つて來たらしい。即萬葉には殆んど總べて黄葉、又は黄變、黄反、或は單に黄と書いて、もみぢ、もみづるこ訓ませるか、それでなければ萬葉風の假名書きになつて居る。唯紅葉とあるのは「妹許跡、馬鞍置而射駒山、擊越來者紅葉散筒」の一首に過ぎない。これで當時黄變したもみぢが多く稱美された事がわからう。

しかるに古今集に於いては、凡べて紅葉と書いて居る。かやうに總て紅の字を用ひた處を見るこ、黄變したもみぢより、紅變したのを喜んだに違ひない。それでなければ徒に文字を變更する必要がないのである。勿論古今集紅葉の歌の中にも

吹かぜの色の千種に見えつるはあきの木の葉の散ればなりけり

なごの如く、明かに木の葉の種々の色に變じたのを指したのがあつたが、多くは

ちはやぶる神代も聞かず龍田川唐紅に水くゝるこは（業平）

もみぢ葉のながれてこまるみなこには紅ふかきなみやたつらむ（素性）

のやうに紅なのをめでたやうである。この萬葉と古今が、もみぢ葉に於いて黄から紅に興味が變つた事は、やはり質朴より華美に向ふ世風の變遷を表はして居るのであらう。

第四節 詩歌に表はれたる雨と雪

當時代の人に歌はれた雪は、

冬ながら空より花の散りくるは雲のあなたは春にやあるらむ（清原深養父）

白雪のこころもわかず降りしけば岩ほにも咲く花こそ見れ（紀あきみね）

なご云ふやうに、美しいそして親しいものであつた。これは此等詩人が都附近のみに居て、雪の恐るべき威力を知らなかつたからに違ひない。従つて、かの徳川時代に「宿かせこ刀なけだす吹雪かな」又は「荒熊のふみあらししてや笹の雪」の如き想像は忍がけなかつたのである。

勿論都でも大雪が降つた事が國史に見えるが、寒さの爲に綿を諸司に賜ふ位で、雪に苦しんだ話はない、反つて大同三年十二月大雪宴飲日を終る、又貞觀十四年十一月八日雪止まず、參議已上侍從所にて雪を賞しつゝ會飲、又元慶五年十一月十九日雪猶止まず、勅して六府少將佐以下、現に陣座に在る者、及び五位已上侍從所に在る者に綿を賜ふ。外記内記亦之に預る。新雪を慶ぶなり。なきあるやうに雪の降るのを喜んだ形迹が多い。勿論田舎を思ひやつて、

白雪のふりて積れる山里は住む人さへや思ひ消ゆらむ

雪降りて人も通はぬ道なれや、あらはかもなく思ひ消ゆらむ

さ歌つて居るが、それは唯ふり閉ぢられて訪ふ人もないのを想像して居るに過ぎない。

雨では春雨を喜び、

はるさめのふるは涙か、さくら花散るを惜しまぬ人しなれば（大友黒主）

春雨に匂へる色もあかなくに香さへなつかし山ぶきの花（讀人知らず）

さみたれに物を思ひ、

五月雨に物思ひをれば時鳥夜ふかくなきていづちゆくらむ（紀友則）

五月雨の空もこぼろに時鳥なにを憂しさか夜たゞ泣くらむ（紀貫之）

時雨亦歌によまれて居る。

白露も時雨もいたく漏る山は下葉残らず色づきにけり（貫之）

雨降りき露も漏らじを笠りの山は、いかでかもみぢそめけむ（在原元方）

詩にも柳眼剪波春黛綠、桃顔流汗宿粧紅（紀長谷雄）なき詠まれたやうに總てが、おこなしう、もしくゞさ降るのに情が動いたらしい。そして盆を覆すやうな驟雨や、その簾越しに煙る遠景、さては、その去つたあまの清涼なきは全く顧られてない。此點から見ても、勇壯な國民性が漸次うせて、優しい女性的になつた事がわからう。

第五節 天體に對する詠嘆

雄大壯烈の氣象の喪失した當時代の人が、さうして大空に美を見出す事が出来よう。日光の恵を歌ふ事が出来よう。彼等は天體にては唯月の美しい影を讚美したに過ぎぬ。そして、その月も秋の月をのみ多く稱美したらしい。おほろにかすむ春の夜の月や、雨過ぎた夏の夜の月は全く歌に現はれて居ないさ云つてよい。勿論月は秋に最もふさはしい、吹く風の音、泣く蟲の聲、それから、しをらしい秋草なきを以つて形作られた秋の氣分は、あの月も最もよい調和を保つて居る、これ昔も今も月は秋

のものゝ様に騒がれる所以であらう。けれど此時代の月は

久かたの月のかつらも秋はなほもみぢすればや、てりまさるらむ（忠岑）

秋の夜の月のひかりしあかければ、くらぶの山も越えぬべらなり（在原元方）

白雲にはねうちかはしこぶ雁の數さへ見ゆる秋の夜の月（讀人知らず）

こ云ふ風に、主に其光の強い點のみが歌れて居る。恐く之は充分な燈を得る事の出来なかつた時代に、月光が必要上から持映された其原始的喜悅の繼續であらう。春月の顧みられない理由も此處にある。勿論

月みれば、ちどに物こそ悲しけれ、わが身ひこつの秋にはあらねぎ（大江千里）

木の間より、もりくる月の影みれば、こゝろづくしの秋は來にけり（讀人知らず）

なき月によつてあはれを歌つたのもあるけれど、月でも、雪でも、天地萬物總べてを美化する其の大きな自然に對しては感興をひかなかつたらしい。

星では銀河のみが注目されて居るが、前述したやうに、その美を歌つたものでない、外來の戀物語に引きつけられたのであつた。

ひさ方のあまの河原の渡守、君わたりなばかぢかくしてよ

こひくゝてあふ夜はこよひ天の川霧立渡りあけずもあらなむ

なき我が身の事のやうに感じたに違ひない。猶北極星北斗七星なきが顧みられて居るが、それは信仰からで、そこに美を見出したのでない。

第六節 動物の愛翫と時代表現

動物中此時代の人に親まれた物は、毛物に馬と鹿がある。馬は軍事や交通の上に必要缺くべからざるものであるから、その意味でも親まれたが、そのみでなく、その勢、その嘶が人に氣持のよい感じを與へる、それが馬を愛好する一原因であつたらしい。此時代も正月には白馬の節會があつて、天皇が御覽になる。又貴族の内にも馬を極愛した人が尠くない。しかしそれが歌に現はれて居ない處を見るに一般に親しみの薄らいだ事を表はして居る。萬葉集には七十位も馬に關する歌があるのに、古今には全くない。これ又前時代と此時代との趣味の相違に基くのであるが、その相違は何によつて來たのであらう。やはり人心目に剛健から柔弱に向つた結果と云はねばならぬ。つまりあの様な元氣のよいものには感興を引かないやうになつたのである。それに反して女々しい鳴聲のする鹿が、詩人の口に盛んに上つて居る。これ丈でも人心が次第に女性的になつて行くのがわかる。

鳥には鶯、ひばり、喚子鳥、鷹、雁、杜鵑などがあるが、多く歌はれたのは鶯と杜鵑である。鶯は前時代に於いて盛んによまれたもので、それが此時代にも續いて居る。形は餘りよくないが、その聲の美しさ、華やかさ、そして春の女神を呼ぶ聲として、いつの時代でも、この土地でも喜ばぬものがあるまい。これ萬葉にも、古今にも變化なく愛玩されて居る理由であらう。しかし當時の人を騒がせた事は到底杜鵑に及びもつかぬ。杜鵑ほご盛んに歌はれたものは他にない。萬葉集には百五六十の多數に上つて居るが、古今集でも夏の歌卅四首の内廿八首までは時鳥の歌である。その他戀の部にも哀傷の部にも一二首づつ見える。以つて如何に人の心を騒がせたかわからう。それは多く

古に戀ふらん鳥は、ほこゝぎす蓋しや鳴きし吾戀ふるごこ（萬葉額田女王）

橘の花散る里のほこゝぎす、片戀しつゝ鳴く日しぞ多き（萬葉大伴卿）

のやうに戀愛の聯想から來て居るが、古今でも

時鳥初聲聞けば、あちきなく主定まらぬ戀せらるはた（そせい）

時鳥鳴聲きけば別にし古里さへぞ戀しかりける（讀人知らず）

のやう、同様な歌が多い。又

やよや待て山時鳥こごづてむ、われ世の中に住みわびぬこよ（みくにのまち）

こ云ふやうなものもある。いづれにしても此鳥が非常に好まれたものに違ひない。支那では、殊に此聲を厭がつて居るのに、吾國人が斯様に親しんで居る事は、以つて盛なる唐化思想も趣味にまで、その影響を及ぼす事の難きを知るに足らう。

虫では萬葉に、きりくすが歌はれて居るが、この時代には、それや松蟲が現はれて居る。その悲しい聲が當時の人を引きつけたのである。花に戯れる蝶、暗を縫ふ螢など歌にない、あまり顧みられなかつたからであらうか。

第八章 道 徳

第一節 斃死と鬻骸

承和九年十月紀に「左右京職や東西悲田院に命じて料物をやり、島田及び鴨河原等の鬻骸を斂め焼かせた。その數、總べて五五百餘頭」を見え、また「太政官義倉の物を悲田院にやり、鴨河の鬻骸を聚め葬らす」もあつて、又その十五年七月紀には「棲鳳樓閣道に死人枯骨の連綴したのがあるが、男か女かわからぬ。工匠か修理の爲、閣上に登つて見著はした」などあるのを見るに、人民の疲弊、その極度に達し、道義、人情全く地に落ちたやうに見えるが、その觀察は間違つて居るらしい。これ等は全く古來死人を忌む風習があるのこゝ、病氣の傳染を恐れる結果に外ならぬ。

病氣の傳染を知つて居た事は第三章で云つたやうに、一村にやむ者が出るに、その村の人は移染するに云つて誰も往來せない。近親の間にも、その風があつた（弘仁十三年太宰府管内）、それが爲に富豪でも穀を積みながら餓えた。殊に貧乏人は一家中死んでも葬式が出来ぬ。頭を並べて痛苦しても看病する人がない。（天長七年陸奥出羽の状態）に云ふ有様で、時には父子の間でも恐れて近かづかなかつた。（延暦廿四年勅）それだから道を歩いて居る内に、病が發しても誰一人看病する者がないので、

勢ひその病氣に飢渴で死なざるを得ない。かくして死んでも、その屍骸を斂めるものがなく、そのまゝ路傍に棄てられて居る。（大同三年二月勅）いくら命令を發しても傳染を恐れて知らぬ顔をする。そこで朝廷から使をやつて死體を集めて埋葬したり、（大同三年正月紀）又は前述のやうにそつこ、わからぬ内に棄てられた河原の死骸を聚めて焼かねばならぬ事となつたのである。これは誠にかはいさうな事だに、朝廷で考へられたやうに、人民も考へたに違ひない。けれど自分の命には代へられぬ、に云ふ有様であつたらしい。醫術の進歩せない世の中では有り勝な事である。斯様な一時的の事で全般の人情を推す事は少し早計に失する。

流行病でなく、唯の死人でも忌む風習は上古からの事で、神話にも現はれて居るし、大化の詔を見てもわかる。又弘仁二年命令して「國司が館舎に一人でも病死するものがあるに、諱みきらつて居住を肯んぜない。そして心のまゝに館舎を改め造らせる」事を禁じて居るのでも察する事が出来よう。これも死人が道や河に棄てられたまゝにある一原因である。

又此頃まで死人を家の側に葬る風習のあつた事は、延暦十六年正月の勅に「山城國愛宕、葛野兩郡の人は死者のある毎に家の側に葬る習慣があるが、よくない。殊に京師に接近して凶穢甚だしい、宜しく國郡に告げて厳しく禁止せよ」にあるのでわかる。これは二郡文ではなく、諸國にも多かつたの

であらうが、此二郡は京都の近くだから特に禁止されたものに違ひない。近くは維新前まで斯様な風習のあつた地がある。けれど、これも風習に過ぎない。何も人情が薄くなつた爲ではない。以上の様に此時代になつて特に死人を虐待するに至つたことは云へぬ。反つて平常の場合には死者に對して懇に吊つて居る。それは大同元年六月紀に「此頃追孝の人々心に哀慕があるに任せ、又世間體のよいやうに、法事があまりに手厚すぎ、それが爲に貧乏人で田宅を賣却して家計のたつて行かないこと云ふ様なものもある」こと載せて居る。以て葬式を立派にした事がわからう。決して人情薄くなつたこと云へないのである。

第二節 道德的理想とその缺點

儒教が仁義を説き、佛教が慈悲を教へる時代であるから、當時代の道德的理想が儒教的、佛教的である事は言ふ迄もない。勿論此の二教には一致せない點がないが、一般にそれ程深く考へずに唯表面丈を調和させて居たらしい。そして佛者も儒教を學び、儒者も佛を信じたのであるから、さちらによらうか迷ふやうな事がなかつた。今當時の人の徳の項目を擧げると、次のやうである。先づ儒教の仁、佛教の慈悲が甚だ重んぜられて居た。慈仁にして物を愛し、殺伐を好まずことか、人を傷

くるを恐れたことか、棄兒、孤孩を育てたことか、俸給を貧民に施したことか、食物を作り行路人に予へたことか云ふ事が非常によい事と思ひ、さう云ふ人は他から尊敬をうけて居た。勿論それは善行には違ひがないが、此時代には、それが極端に、その上、無思慮に流れた處に大きな弊害が生れたのである。政府の政治も専ら此仁によつたのであるが、それは適當な方法を講じたものでなかつた。例へば徒に貧民に物を與へて、彼等に依頼心を起させたり、死刑を廢止したが爲に罪人が増したりした如き著しい例である。平安朝に盜賊を乞食の多いのは之に基くこと云つてもよからう。

次に禮儀が重んぜられた。それ故容儀禮數老成人のやうだことか、立性温恭ことか、素性謙退ことか、謙恭自守ことか、志尙謙虛こと云ふ風に、容儀を謙讓が非常な美德と思はれ、さう云ふ人は他から尊敬を受けた。猶それと關聯した謹慎、即ち天資慎密、言語瑕なし、又は人となり謹厚なきこと云ふのが徳として重要なものであつた。

次に度量が貴重な徳とせられて居る。彼の藤原吉野が性寛大で、能く衆を容れ、賢人を見れば齊しくならうと思ひ、又よく子弟を教誨し、又心常に柔き、人の過失を視るも嘗つて白眼した事がないこと云ふ如きが、當時に於いて最も尊ばれたのである。その他雅量あり、涯岸甚だ高しことか、徳量温雅、士庶悅服ことか、天性寛和、士賢不肖をなく心を傾けて引接ことか、又は貴職に居ること雖、故人に逢へば

その賤を嫌はず手を握つて相語る云ふ風が此時代に尊ばれて居る。

次に高直歌介の節ありさか、嗜慾寡し、財利貪らずさか、志を執り、雅正儒素を以て自ら守る、未だ嘗つて宮中に入りて公卿大夫を見ずさか、人さなり質直公に在つて法を奉じ、權貴に阿らずさか、又は操を秉り、義を守り、屈撓する所なしさか云ふ廉潔や、節操や、清貧に甘んずる風を見る事が出来る。そして財貨を貪り、産業を營むさか云ふ様な事や、口辯人に過ぐさか、性頑驕さか。性偏急多く物に忤ふさか云ふやうな事が不徳として嫌はれた。

其他温雅、温潤、質朴、敦厚、聰敏、淡若、明察、博學、多藝等何れも徳行を認められて居る。殊に。橘良基が治國の道百術ありさか雖、一清に若かずさか云つたやうな事から考へると、此時代が道義的精神に富んで居た事がわからう。そして一方退衢の閑毎に琴書を以て自ら娛むさか云ふ風の餘裕も見られる。つまり此時代には八面玲瓏玉の如きを、その理想としてたご思はれる。けれど其處に、一つの缺點があつた。勇氣の喪失それである。それは後に云はう。

猶當時代に於いて飲酒は一の罪惡と見做され、一般に禁じられて居た。勿論朝廷では古來から引續いた儀式があつて、やめる譯に行かなかつたし、又貴族は飲んでも亂に及ぶやうな事がないので許可されて居たらしい。人民に對しての禁制は延暦元年紀に見え、弘仁二年には「農人魚酒を喫ふ、禁制

惟久し、輒ち喫ひ又は與ふる者はその身を禁ず」とあるから、魚を食ふ事さへ禁止されて居たのである。これは佛教の影響であらう。しかし味酒文雄の如き儒者も、酒の用たる唯禮に用ふるを貴ぶ。耽滯の失、鑒識深しと述べて居る。その後、貞觀八年正月には祭に供へるの療患の外には酒を飲む事を許さない命令された。けれど實際厳しく行はれたものではあるまい。（その十月讃岐の浪人が酒を飲んで人を殺した事が見える。）

斯やうに此の時代に於ては道徳が偉大な力を持つて居たが、しかしそれは當時代の人の心の奥深く潜んで居るのさ、それから社會の表面に現はれたものに過ぎなかつた。心の他の一面にはやはり罪惡が住んで居て、それが社會の裏面に横行して居るのである。政治家の暗闘には屢惡辣なる手段が用ひられ、役人の出世には上に對する詔諛と盛んな賄賂とが潜在して居たらしい。それと同様に人民も不正な事をした。靈異記には地獄から來た鬼、賂を遣つて地獄に行くのを免れやうとした話がある。以て賄賂の盛んであつた事がわからう。しかし此時代の社會は常に此罪惡を撲滅しようとして居た事は確實である。此の點より此時代にも充分な道徳價值を認めてやらねばならぬと思ふ。

第三節 孝道と固有道徳

寢臥の時には必ず首を宮闕に向けたと云ふ様に忠義の心の深い人もないではないが、五常の道でも重んぜられたのは孝道であつた。孝經が經書の内最も多く讀まれたのも、其の爲である。そして孝子、順孫を推稱し、以て天下に其の風を普くする事は、大寶令に規定されてあつて、孝悌忠信の行、郡村で有名な者を稱賛し、不孝、悌禮に悖り常規を亂す者を糺す事は國守の重要な職務であつた。

斯様な有様だから、上下擧げて孝道を尊んで居る。平城天皇が父天皇の崩御後連日米粥のみで餘味をさらなかつたが、これはひそり平城帝のみでない、此時代の天皇は總べて至孝であらせられた。臣下では山田古嗣が幼時母を喪ひ、從母に敬事する極めて篤孝、嘗つて書傳を讀み、「樹欲靜而風不止、子欲養而親不在」と云ふに至つて、泣涕禁せず、卷帙これが爲に沾濡したと云ふ如き、藤原吉野が父鮮肉を求めしに、庖人の與へなかつたが爲に責讓、涕泣して終身肉食せなんだと云ふ如き、其他小野篁、或は橘逸勢の女なき孝子は社會から非常な尊敬を受けて居た。

單に京畿の貴族ばかりでない、地方民には風早富麻呂（天長十年安藝人）伴家主（承和三年安房人）財部繼麻呂（承和五年如賀人）衣縫金繼女（承和八年河内人）丸部明麻呂（嘉祥元年讃岐人）挹前福依賣（仁壽三年薩摩人）秦豐永（貞觀七年美作人）丹生弘吉（貞觀十二年若狹人）等が國史に見える。その數は多くないが、これを稱賛した人の數は極めて多かつたに違ひない。此等の孝子が賞を受けた

のも、畢竟近隣の稱賛それが朝廷に聞えたのである。而して人の孝を稱賛する、それは既にその心に孝を重んずる精神が存在するのを證して居る。斯様な考へから私は孝道未だ衰へないと思ひたい。孝子が社會の尊敬を受くると同時に、不幸のものは流罪に處せられ（延暦廿三年紀に門部連松原を土佐に流す）又佛者は此世ながら惡報を受くるものと教へて居る。（靈異記上廿三）

此等孝道が社會から尊ばれるに至つたのは儒教の教育が與つて力あるに相違ない。けれど僻遠の地から孝子が多く現はれて居る事實から考へるに、假令その行が國史に支那風で書かれてあるにせよ、私はやはり日本固有道德の表れと思ひたい。そして國史の記事は國司からの報告が支那風に唯先例を逐うて書いた爲に外ならぬと思ふ。

孝道の外、友愛、友情なども相當注意されて居るが煩を避けて此處に省かう。（賀陽豐年は仁德帝が宇治稚郎子と譲り合つた事を聞いて、追感やまず、徳を慕ふの餘り、地下の臣となり陵下に葬つてもらつた。）

第四節 力の喪失

前述の様に此時代の道德は寧ろ他の時代よりも淳かつたと思はれる程で、大體から云ふと圓滿な人

が多かつた。しかし餘りに文に傾いた結果、太古から我國人の特長であつた剛建の精神は日に消えて、武勇の氣象は月に喪ふに至つた。それは前時代からの事で、既に延暦二年「征東軍尪弱で、戦に堪えない」を國史に見えて居る。前に敵を控えたる征東軍が斯様である、以て他は推知する事が出来よう。數萬の大兵が數百の敵に敗られた事は尠くない。幸に坂上田村麻呂、文室綿麻呂等の武勇で蝦夷を鎮定する事が出来たが、仔細に調べるに、それも俘囚（降服した蝦夷人）の手柄らしい。殊に綿麻呂征討の際は殆んど、この俘囚の勇敢によつて賊を破るを得たのであつて、數萬の征討軍は唯觀戰の體であつたらしい。つまり夷を以て夷を制するの政策が功を收めて奥羽は鎮定したのである。その後、元慶年間出羽の夷俘の叛亂した時も同様、俘囚が功をたて、居る。殊に甚しいのは承和十五年二月上總の俘囚五十七人が叛いた丈なのに、相模、上總、下總等五箇國の兵を發して居る。又元慶七年二月、上總市原郡の俘囚四十餘人叛亂した際、諸郡の兵千人を發したが之を靜める事が出来ないうで、敕符を給はらん事を願つて居る。剛健の氣風全く喪失した事がわからう。

又貞觀十二年新羅海賊二艇博多に來り、豊前國年貢絹綿を掠奪した。その時統領選等を遣はして討たせたが、懦弱で誰も行くものがない、やむなく俘囚を調發して之を討つたのである。本邦人の懦弱に反し、俘囚は一騎當千の働をするので、太宰府に五十人の俘囚を置く事にした。猶都にも諸國にも

俘囚を置いて盜賊を禦がせた。これは内地人が柔弱で役にたゝなくなつたからに違ひない。（貞觀十六年、檢非違使五條を起請した第四に、令の制度では兵士帶びる箭の數は五十隻であるが、今人力微弱の爲に二十隻位しか持てないと見える。以て力の缺乏がわからう。）

一般人民が斯様だから、貴族は一層甚だしかつた。勿論、此時代を通じて、東に蝦夷が蠢動し、西新羅の來寇の噂があつて、その征討にいつ派遣されるか知れない有様だつたので、坂上、小野等の家にはまだ武藝に勵む人が始終續き出て居るが、その數は極く尠い。それさへ一般の風潮に化せられて漸次懦弱に流れ、遂には武官全部が文弱に流れて、用にならなくなつた。幸に蝦夷は鎮まつたが、程なく誤つた政治の結果として盜賊、海賊が日に増殖して行くので、力はやはり社會に必要なものになつた。

此の場合その供給の地位に立つたのが武士である。武士の起源は前述せし如く、地方紊亂の結果群盜蜂起した爲、自衛の目的から各地方では郡司等、地方豪族を中心として、強健なる若者が武藝を修むるに至つたのが始まりである。かくして武士が力を發揮する時、都の貴族は日に文弱に走つて、全く女性的なる、それが次の時代の状態である。

第九章 信 仰

第一節 現報の希求

佛教は前時代からの引き續きで、朝廷の御奨勵と、外國からの絶ざる輸入とで、益々盛んになりかけている。そして、其信仰は、殆んど全國津々浦々にまで行渡つたらしい。それは貞觀元年出羽秋田郡の倅因道公宇夜古と道公宇奈岐之とが野心を棄て佛理に歸依し、苦持戒を願つて居るなごから察しられよう。けれど當時の佛教徒の多數は、それが理想とする所に進まんが爲に信じたのではなく、唯佛の偶像を無理解に禮拜し、道を知る方便に過ぎざる經文を機械的に寫し、又暗誦したに過ぎなかつた。此等並びに寺を建て、僧を敬する事は道を弘める上に就て必要な事で、佛者の方から云へば大切であらうが、信者の方は唯その小使につかはれる觀がある。恐く此等は佛教の本儀ではなからう。勿論意味のわからぬ經文を誦し、偶像を禮拜する事も、其人にとつては價值があつたに違ひない。尠くとも、その人は信仰に生きた幸福な人である。けれど、斯る程度の信仰は野蠻人の宗教と何等選ぶ所がない、深遠な、高尚な意味を何處に求める事が出来よう。殊に此頃の佛教は靈の永久の安樂を求めるのではなく、多くは現世的利益を求めたものらしい。かの靈異記は、それを證して餘りある。

第十四圖 阿彌陀如來像



（堂講寺隆廣村秦太郡野葛府都京）

此の書の話は多く奈良朝殊に聖武天皇の御世として居るが、それは正確なる史實に據つて書かれたものではなく、編纂當時世間に流布されたる説話を聚めたのである、従つて此時代の信仰状態を見てよい。又著者は此の話を巧みに利用して佛教を弘める材料にしたのであるから、之によつて當時代の僧侶が如何なる方面に多く努力したか、又どんな考を持つて居たかを窺ひ得る。

國史や此書なきに據つて考へるに、當時の佛教信者は佛その者を禮拜し、その地位に到達せんを努力するよりも寧ろ寺院、重塔を建築し、佛像、佛畫を製作し、禮拜し、又經文を筆寫し、讀誦し、又金品を寺院に獻納し、又僧侶に施捨をなす、その他賑恤、放生等を行ひ、以つて無病息災を富貴榮達を願つて居た。勿論極樂往生を云ふ考へもないではないが、それは殆んど現はれてない。現世的な我國民は、それよりも寧ろ此の世に於いての富貴榮達を望んだらしい。地獄を云ふ文字も現はれて居るが、それよりも一般信者の庶ふ所は手つ取り早く、病氣災難を避けたいのであつた。それが爲めに佛像を拜し、經文を讀誦し、又寺院僧侶に對して金品を出すを惜まなかつたのである。僧侶の方でもかゝる行爲、それは現世的利益を得る所以で、然らざる者は此世ながらの惡報があるものと教へた。つまり多數の信者からは現世教として取扱はれて居た。

第二節 佛像佛畫の信仰

その内でも、最も一般に、最も鄭重に、行はれたのは佛像佛畫の禮拜であつた。そして多数の信者は、その物を通じて偉大なる佛その者に接しやうと云ふのではなく、その像、その畫を直ちに佛とも、神とも信じて居た。それだから佛像も人間と同様に喜び、又悲しむと信じたのである。靈異記に、ある盜賊が彌勒佛を盗んだが、その銅像が哭叫したのですぐ捕へられた（中卷廿三）と載せ、又盗まれた佛像が、その手足を剔抉せられる際、聲を擧げて叫んだ（中卷廿二）とか、彌勒丈六佛像が、その頸を蟻に嚼まれて呻吟の聲を發した（下卷廿八）とかあるのが、この事實を説明して居る。

猶同書には水に流され、沙に埋れて聲を發したと云ふ藥師佛（中卷卅九）もあるし、未だ作り畢らない木像が聲を擧げて泣いた（中卷廿六）とか、未完成の彌勒の脇士がその臂の落ちたのをなげいて、呻き聲を發した（下卷十七）と云ふ風に完全に出來あがらない佛像さへ、人間性を持つて居たと載せて居る。以上は意氣地のない佛像の話だが、中にはなか／＼氣がきいたものもある。即中卷卅七には失火の際佛殿より飛び出た觀音があり、又その卅六には頂の落ちた觀音木像が一夜の内に自らそれを故の如くしたと載せて居る。

斯様に佛像は人間性を帯びて居るが、勿論佛であるから、それに加ふるに超人間的の力を持つて居た事は明である。即佛像は種々の形に變化して現はれるものと信じられて居た。先づ、これを當時最も信仰せられた觀音で云ふと、彼は老翁となりて河を渡し、（上卷六）隣家の女となりて飲食を與へ、（中卷卅四）或は妹となり（中卷四十二）或は僧となり（上卷廿）時には鷲さへなつて（中卷十七）居る。猶觀音以外にも吉祥天女が乳母と現れて、飲食を與へ（中卷十四）妙見菩薩が鹿となりて、小僧が金を盗んだのを露はした（下卷五）勿論彌勒菩薩像が兜率天上より出現（下卷八）したやうに、佛として此世に現はれる事もあつた。此等は、その佛が目の前に現はれた例であるが、その外、夢幻に現はれる事も多かつた。斯様に佛は種々の形を持つて此世に出現し、又冥々の内から信する者に福を與へ、然らざる者には災を下すと信じられて居た。其内最も現世的善惡報を下した佛は觀音である。

觀音は東晋以來、六朝に於いて盛んに、その靈驗が信じられて居たので、我國にも早く輸入して推古朝以來、朝野の信仰盛んであつた。此の時代に於いては有名なる坂上田村麻呂が清水寺を建立して居る。殊に密教渡來以後は愈々盛んになつて行く、民間に於ける信仰では飲食を與へ（中卷卅四）金を授け（下卷三中卷四十二）福貴、好配遇者を授け（上卷卅一）又種々の災難を除き、長命幸福を授けるものと信じられ、時には二目盲さへ此の信仰によつて常人の如く見えるやうになること考へ（下

卷十二)られた。これに反して不信の者を罰する事は他の諸佛に異ならない。時には咒を以て悪人を縛して居る。(上卷十五)斯様に觀音信仰は當時代に於いて盛んであつたから、此の菩薩の彫刻繪畫は随分多く製作されたに違ひない。靈異記の中には中卷廿六、下卷卅等に此の像を作つた話が載つて居るが、後者に至つては、それを完成せなかつた爲に、一度死んで又甦り遺言までしたさへ傳へられて居る。これは紀伊國名草郡能應寺の彌勒寺の十一面觀音像の事で、佛師は武藏村主多利麻呂と言つた。かくして製作せられた觀音像の内、現在残つて居るのは近江富永の觀音堂の十一面觀音(第七圖参照)觀心寺の如意輪觀世音(第十圖参照)法華寺の十一面觀世音(第十一圖参照)井上馨所藏の十一面觀音畫像(第一圖参照)などで何れも立派なものである。(第五章参照)

彌勒は兜率天上に住み、願に應じて福を授けるのであるが、時には此世に降つて來ることも信じられて居た。即靈異記には次の様な話が載つて居る。

近江國坂田郡の一富人が瑜迦論を寫さんと願を起したが、年月の經つ内に家産傾き、終には生活にも困難するやうになつた。其處で家を離れ、妻を捨て、山寺に至り願を果さんとて、その寺に行くと、忽然寺内柴の上に彌勒菩薩が現はれたので、彼はこれを仰ぎ瞻て、柴を巡つて哀願した。附近の人は之を聞き傳へ、菩薩を拜せんとて來り集り、依稻や錢衣を獻じた。其處で金が立ち所に出來て、容易く瑜迦論を寫す事が出來た。(下卷八)瑜迦論は此の彌勒の作つた云ふ傳説で、法相宗所依の經典である。従つて法相宗では此菩薩を、そ

の開祖として尊び、此宗の寺には多く其を本尊として居る。紀伊國彌勒寺の如きは、この菩薩名から來た名稱で、靈異記に老僧觀規が此の寺の佛像を造つた話が載つて居る(下卷三十)序に云ふが、元亨釋書十四に「釋觀喜、和州の人なり、行住坐臥彌勒の名號を唱ふ」に見え、觀喜は生國こそ違つて居るが、此の觀規の事でなからうか。彌勒の名號を稱へる事は後世彌陀の其が流行したやうにはやつたものらしい。それは勿論法相の隆盛と關係があるのであらう。靈異記には此の外中卷廿三、下卷廿八、同十七卷に彌勒の話がある。猶此時代に於ける彌勒佛像の遺品には東大寺の彌勒像があるが、あまり立派な物ではない。

藥師の信仰。十二の誓願を發して一切衆生の病患、痼疾を癒す云ふ傳説から、藥師の信仰も盛んであつた。そして、其は傳説や名稱の示すやうに病氣平癒の佛となつて居て、朝廷でも盛んに信仰せられ、藥師悔過は屢々行はれて居る。例へば延暦十五年十月には四十僧を集めて一七日の間、之を宮中に行ひ、天長四年正月には東西兩寺に於いて四十九僧を集め、次いでその十年六月には諸國に疫癘流行して夭亡者が衆いまで大國は廿人、上國十七人、中國十四人、下國十人の割で、三日間晝は金剛般若を轉讀し、夜は藥師悔過をやらせ、その布施には三寶に穀十石、僧に三石を正税の内から與へて居る。その大仕掛であつた事がわからう。次で承和四年六月、疫癘流行し、死ぬ者又衆かつたので、

五畿七道の諸國內行者廿口已下十口以上、國分寺に於いて三日間、晝は金剛般若を讀み、夜は藥師悔過を修せしめ、且その事の竟る迄、殺生を禁斷して居る。民間信仰も、この利益から來たもので、靈異記には二目盲の女が藥師如來の木像に祈願し、眼病平癒し明を得るに至つた事ある。（下卷十一）此時代の遺物としては唐招提寺や神護寺の藥師佛が國寶となつて居る。共に肥滿な體格をして居るのは丁度この信仰に似つかはしい。

吉祥天女は福德を施す女神として、前時代から引き續いて盛んに崇敬されて居る。前時代には藥師寺の婉麗なる畫像があり、次の時代には淨瑠璃寺の木像がある。共に美しい容貌をして居る。此時代には斯様な遺品を残して居ない、けれど靈異記には「信濃國優婆塞が和泉國血渟の山寺に住み、その寺なる吉祥天女の攝像の美しい姿に、愛欲の心を起し、日夜思ひこがれて、時さへあれば天女のやうな美女を與へ賜へし祈つて居た。そのかひがあつて、ある夜容色勝れた女を得たが、翌日よく見ればそれは天女を穢したのであつた。」なき云ふ話のある處を見るに、當時婉麗なる此の天女の畫像が、美の權化のかのやうに各所で道俗の信仰を得て居たのであらう。元慶元年八月紀に出雲國國分寺にある吉祥天畫像の丹青が銷落したので、貞觀十三年講師僧藥海が木像にかへたなき事ある。福を與へる信仰については、靈異記に、ある貧窮の女王が、他の諸王の宴樂に臨んだが、自分の家は貧しいので宴

會を催す事が出来ないで、此天女に祈願して居るに、天女が飲食の蘭美、味芬馥比なきを與へて呉れた（中卷十四）事ある。此の美しい姿に此の福を授ける信仰で一時随分流行した。朝廷では藥師同様悔過が屢々行はれて居る。それは神護景雲二年以來國分寺に於いてやつて居たが、講讀師に人を得ず、僧尼懈怠して法に乖く事が多かつた爲に、修福の名があつても、殊勝の利がないに云ふので、承和六年九月から國司廳に於て之を修する事となつた。但し山城丈は弘仁十二年から國廳でやつたが、承和十年改めて國分寺で行ふ事とした。都では大極殿で行つたのである。この悔過は不祥を消除し、風雨時に順ひ、五穀豐饒し、國家を保安する效力があるに信じられて居た。

釋迦佛の崇拜は、いつの時代にも相當な地位を占めて居る。その入滅の忌日なる涅槃會は此時代の初め、善珠の弟子壽廣が山階寺に於いて行つたに始まり、後には宮中にも行はれる様になつた。又四月八日の釋迦誕生日なる灌佛會は推古朝から行はれて居るが、朝廷の儀式となつたのは仁明朝承和七年四月律師傳燈大法師靜安を清涼殿に請じて行つたのが始まりである。民間信仰としては上述の諸佛諸菩薩と同様、災を攘ひ、福を授けるもの信じられて居た。即靈異記には極窮の女が大安寺の丈六佛は衆生の願ふ所を何でも聞いて呉れるに聞き、香油を買ひ、佛前に往き、毎日毎月祈つて居るに錢四貫を與へて呉れたが、それを元手に次第に富んで、遂に大金持になつた（中卷廿八）に云ふ話や、

魚獵に出かけ、暴風に遇ひ、漂流したが尺迦牟尼の佛名を稱へたので命を拾ふ事が出来た云ふなきがある。此時代の遺品としては大和室生寺に木造立體の釋迦佛が現今國寶となつて居る。空海の製作と傳説されるが信偽は詳かでない。

妙見は北辰、即北極星の事で、國土を守護するを稱せられて居る。その名稱は眼精特に明かで、衆生の善惡行を見て謬らない云ふのから起つた云ふ。靈異記に河内の天原山寺の妙見が信者の獻じた布施錢の中、五貫文を寺の小僧が盗んだのを露顯させた（下卷五）云ふのは斯様な意味から出来たのであらう。密教に於いて特に尊ばれ、その曼荼羅がある。猶妙見は北極星で航海の目標となる事から漁夫が海に漂ひ、妙見菩薩を祈願して助かつた云ふ風に海事に携はる者の崇敬をも得て居た。

彌陀佛は渡來も古いし、三論宗元興寺派で尊んだ佛であるし、天台宗にも彼の相應が彌陀を唱へて死んだ云ふやうに之を重する思想があつたが、あまり民間には流行せなかつたらしい。唯靈異記には彌勒觀音と共に此の佛を作つた云ふ話が見える丈である。しかし後には彼の藤原良相が臨終の際西方に向ひ阿彌陀佛根本印を作つて死んだ云ふやうに大分流行したらしい。遺品としては廣隆寺講堂の阿彌陀如來がある。（第十四圖參照）前述した東大寺の彌勒よりは餘程佛らしい。

地藏については橘寺の地藏尊（第十五圖參照）の様な傑作が残つて居るが、其れが日羅像となつて居

るやうに、地頭としてはさのみ流行したものでないらしい。しかし靈異記には「我は閻羅王、汝の國にては地藏菩薩云ふ」とあるから各所に安置されて居たものであらう。

不動尊は民間信仰としては見るべきものがないが、僧侶間には大なる信仰を得たらしい。その奮闘的容貌と泰然自若たる態度は大いになすあらんとする僧侶には極めて必要なのであつたらう。空海には一刀三禮の作と傳ふる不動明王が東寺に残つて居る。又その姪叡山の圓珍の作には高野山明王院藏の赤不動（第二圖參照）がある。これは叡山横川の谷で明王の姿を見、それを筆寫したのだ云ふ。この不動に對して園城寺には黄不動がある、これは光空が畫いたものである。

大日如來の崇敬としては、前時代に出来たかの大きな奈良の大毘盧遮那佛は相變らず朝野の信仰を受けて居る。貞觀年間その頭の墜落についての修繕も、かなり大きいものであつたが殊にその三年三月に行はれた落成の供養式は、當時代第一に盛んな佛事であつた。けれどそれは前述したから、ここに省いて置く。その他技藝天女（第十七圖參照）その他の崇敬があるが、こりあけて云ふ程でもない。

以上に舉げたやうに諸佛、諸菩薩の像は此時代に於いて既に廣く諸國に存在し、一般民衆から非常な尊敬を受けて居たのである。靈異記には紀伊國仁嗜の濱中の小供が戯れに木を以つて佛像を爲つた事（下卷廿九）を載せて居る。以つて如何に普及されて居たか知らう。そして、その像を愚夫が斧

で破壊した爲に、口鼻より血が流れ、兩眼抜けて悪死を遂げたこある。即戲作の佛像さへ、それ程の威力を持つて居るこ信じたのである。

以上のやうな譯で佛像は、それ自身既に佛として信仰される位だから、その製作は非常な功德と思つて居た。殊に古京の六宗が、だんくんに衰へて新興の二宗が漸次勢力を占めて行くにつれ、新興の眞言は勿論の事、天台も密教的分子が多く、遂に東密台密と稱せられる程であつたから、共に、その教理の標識として、種々の曼荼羅や寶器を作つて布教の方便とした、その結果としてその種の佛畫が非常に流行する事となつた。それ等の事は既に第五章で述べたから此處には省かう。

第三節 經文の信仰

讀經は、その經文中に含まれたる道を知り以て佛に進む修養の導きを得る爲に必要なのであらう。又寫經は佛の福音を弘布する爲の業であるから、充分にその意味を了解せなければならぬ。しかるに此の時代では無暗に之を寫し、又理解なく之を誦する事、それが大きな功德で、而も大なる果報を齎すものこ信じられて居た。勿論僧侶の多數は、その意味を充分に了解して居たのであらうが、その少數の者、それから大多數の民衆は丁度鸚鵡の様に、それを眞似たに過ぎぬ。一々たゞりつゝ熟讀して

もむづかしい經文を棒讀して了解させようとするのは甚だ困難な事である。今でも一般民衆が理解せないやうに、昔も了解せなかつたに違ひない。かく意味のわからぬ經文を或は寫し、或は暗誦する、其れ程世の中につまらぬ事があらうか。けれど此時代では、それが非常な功德と思はれて居た。そして反對に、それを謗り、之を妨けた人は禍を受けるこ信じられて居たのである。これによつて盲人は目見え、聾者は耳聞え、病氣は本復し、火難は免れる、こ思はれたのであつた。

民衆のみでない、政府にても萬民安樂、五穀垂穎については寫經、讀經が最も效果あるこ信じて居た。勿論これは僧侶が種々策略をめぐらせて、その機能を吹聴したのによるのであらう。風が吹くこて讀經し、雨が降らぬこて寫經する。悪疫流行も、天災地變も總べて寫經と讀經によつて除く事が出来るこ信じられて居た。恐れ多い事だが、殊に聖體御不豫の場合などは、大仕掛の讀經が行はれるのが常であつた。桓武天皇御不豫の折には使を平城七大寺に遣はし、綿五百六十斤を齎して誦經せしめ、又舊都飢乏の道俗に賑恤し、翌延暦廿四年二月には僧一百五十人をして宮中及び春宮坊等に於て大般若經を讀ましめて居る。殊に御腦は前の皇太子早良親王の御怨靈によるこの風説があつたから、この正月には親王(即諡崇道天皇)の御爲に寺を淡路に建て、此月一小倉を靈安寺に造り、稻卅束を納め、又別に調綿百五十斤、庸綿百五十斤を納めて、その神靈の怨魂を慰め奉り、又石上神宮の御怒こて、

宿德僧六十九人に命じて石上神宮に讀經せしめ、又諸國々分寺に命じて藥師悔過を行ひ、翌月殿上に灌頂法を行ひ、四月諸國をして崇道天皇の御爲に小倉を建て、正税四十束を納め、國忌及奉幣の列に加へ、八月には入唐求法僧寂澄を殿上に召して、悔過讀經せしめ、翌月寂澄殿上に於いて毘盧舍那法を行ひ、十月には前殿にての讀經三日にわたり、翌年二月には五百井女王聖躬平善の爲に藥師佛像、並びに法華經を寫し、次いで三月崇道天皇の御爲に諸國々分寺僧をして春秋二仲月毎に七日間金剛般若經を讀ましめた、以つて如何に讀經寫經の多かつた事がわからう。その後の天皇も大體同様であるが、殊に仁明天皇は佛教を信じ給ふ念が深かつたので、その御惱にかゝらせ給ふや、平癒の讀經祈禱は非常に頻繁に行はれて居る。即承和四年九月、五年九月、六年四月、七年十月、何れも聖躬不豫の故を以つて七箇寺に誦經せしめ、八年正月には五十八僧を清涼殿に延き、晝は藥師經を讀ましめ、夜は結界悔過せしめ、その十月又御不豫の故を以て都下七寺及び平城七大寺に誦經せしめ、その後も御惱毎に七寺に命じて誦經せしめられた。嘉祥三年二月に至り御病殊に劇しくなつたので、四衛府及び内豎等に或は御衣を、或は綿布を賣して、四方に分遣し、以つて諸寺に命じて誦經せしめ、又梵釋寺に延命法を修ぜしめ、僧綱十禪師及び有驗者を御簾外に請じて加持せしめ、絹十二疋を以て續命幡を爲り、十二大寺刹に懸け、御體の御疲甚だしきに及んでは、衆僧御簾中に入り、御床を繞り、加持し

奉つた。又内豎を諸方に分遣して諸寺に誦經せしめ、綿七十屯を以つて京邊七箇寺に誦經せしめ、名僧六十口を紫宸殿に請じ、三箇日大般若經を轉讀し、又天台座主圓仁及び定心院十禪師等をして、仁壽殿にて文殊八字法を修せしめ、又三論宗の實敏、法相宗の明詮、天台宗の光定、及び摠持門大法師圓鏡等を座主とし、清涼殿に於いて三日間法華經を講じ、その他諸宗大德翹楚者皆その席に連つた。又使を京城及び平城四十九寺に遣はして、誦經せしめ、續命幡四十旒を刹柱に懸け、三日間延命の法を修し、豐樂院に於いて眞言宗をして護摩法を修せしめた。以上は二月中の事で、その三月には五日内名僧百口を紫宸殿に請じ、三日間大般若經を轉讀せしめ、又八日兩京、畿内、近江、丹後等の國一百寺に誦經せしめ、十日京城七箇寺に誦經、翌十一日破壊寺百院を修理し、十三大寺に誦經、その屬職を極むるや、諸名僧等持咒誓願し五輪地に投げ、暫くも休息せなかつた。國史に見える。その他雨を祈り、風を祈る、總べて讀經が最も效能のあるもの信じて居た。殊に疫病の際には此の事最もはけしかつた。もこは醫藥を人民に給するのが例であつたが、後には専ら讀經によつて之を攘はんとして居る。漸次迷信に進んで居る事がわからう。又物怪退散の讀經も屢々行はれて居る。斯様に朝廷政府の方針が、これを助長するにあつたから、これに奉仕する公卿より庶人に至る迄、萬事讀經によつて福を求め、禍を避けんとした。又出産や祝賀するやうな時にも、讀經するのが例であ

つた。

法華經の信仰、その内でも一番に信仰されたのは法華經であらう。この經の信仰は、推古朝に始まるに傳へられて居る。その後廣大無邊の慈悲に幽玄微妙の哲理を含むものにして、有識階級に重んぜられ、前時代に於いては國分寺に悉く之を配置し、此時代に入りては天台宗の勃興と共に鎮護國家の經典として、貴族の間に重んぜられて居るが、一方民間信仰に於ても重要な位置を占めて居る。靈異記に現はれたる諸經信仰では、これが其の大半を占めて居る。中卷の三に武藏多摩郡嶋里の火麻呂なる者が母を欺いて東方山中に七日間法華經を説き奉る大會があるに云つて居るのは、斯様な田舎にも此種の會の多かつたからに違ひない。そして一卷六萬九千三百八十四文字は、それに相當する罪を贖ひ得るに信仰されたのである。（下卷卅五卅七）これに反して此經を讀誦する人を咎るか、筆寫する人の過失を誹れば忽ち口まがり（上卷十九中卷十八下卷二十）時には惡死を遂げた（下卷二十）而して、其寫經は極めて清淨でなければならぬから、若し邪淫の念を起し、姦淫を行へば忽ち罪を受けて死亡する（下卷十八）に教へてある。猶前世に於いて法華經を讀む際、誤つて燈で一文を焼いたが爲にその一文字文は誦するを得なかつた（上卷十八）に、以て如何に法華經の大であつたか知らう。以上は惡報の例だが、善報方面には法華經讀寫の功德にて經箱は自然に長くなり（中卷六）母の牛となり

しを見出し（中卷十五）地獄の苦を免れ（下卷九、卅五）火難を免れ（下卷十）崩壊せる鐵杭内にて死を免れ（下卷十三）前世の父母に遇ひ（上卷十八）時には饑饉法華經を讀み（下卷一）魚化して法華經なる（下卷六）にさへ信じられた。斯様な事は別段差支もないが靈異記下卷廿二には、錢稻を出舉する場合輕斤を用ひ、徵收する日には重斤を用ゐた不徳漢も法華寫經の功德により、一旦地獄へ墮ちたが、又甦る事が出来たと載せて居るに至つては、迷信道德を害するの大なるを恐れざるを得ない。

般若經の信仰、法華經と共に朝野に重んぜられたのは般若經である。般若不可思議の力は、總べての災を攘ひ、幸を齎すものに信じられた。その寫經、誦經は國史上最も多數を占めて居る。殊に般若心經は僅に十六行半の短篇ではあるが、その筆寫讀誦の多き他に比すべきものがない。而して此の經の民間信仰については一百遍の誦經にて、室内に光明輝き、壁を通して庭を見る事が出来た（上卷十四）に、心經を誦持する女が閻羅王闕に至り、その敬意を受けた（中卷十九）なき云ふやうな話が靈異記に載つて居る。次に「一切有爲法、如夢幻泡影、如露亦如電、應作如是觀」なる句を以て有名な金剛般若經には百卷讀んで地獄に行くを免がれた話（中卷廿四）一目盲の僧侶が三日間、日夜これを讀誦して忽ち本の如く見えるやうになつた（下卷廿二）に云ふ話なきが世上に流布して居たのである。次に仁王般若經については朝廷に仁王會があつて又盛んに講説されて居た。

最勝王經は法華經、仁王般若經と共に廣く信仰されて居た。この經は又金光明經とも云ふ。かの國分寺を金光明四天王護國の寺と云ふは此の經によつての名で、以つて前時代に於いて既に勢力のあつた事がわかる。此時代に於いても萬民安樂、五穀垂穎は最勝希有の力に如くはない。以て屢讀誦されて居る。毎年正月大極殿に於いて行はれた御齋會は、此經を講ずる佛事で、例年八日に始まり十四日に終るのが常であつた。その他方廣經や千手の陀羅尼なきが廣く信仰されて居たらしい。前者には聾者が聞えるやうになつた（上卷八）とか、海に沈んだが、溺れないで助かつた（下卷四）とか、父の牛になつたのを顯はす事が出来た（上卷廿）なき云ふ話が靈異記に見え、後者には、これを誦持する僧を拍ちたる罰にて空に釣騰けられて死んだなき云ふ話が同書に載つて居る。

第四節 寺院の建立並寄進

寺院、佛塔を建てる事や、又これに土地並びに金品を寄進する事も非常な功德と信じられて居た。其處で朝廷始め公卿、貴族より平民に至る迄、争つて寺院を建立し、田宅園池をこれに寄せた。しかし朝廷は別として臣下の寺院建立、田宅の寄進には單に信仰の念のみからではなく、私利を貪る爲のものが、かなり多かつたらしい。それは延暦二年六月の勅が私に寺院を建立する者の多きを云ひ、「斯

第五十圖



日羅像

(寺 橋 村 市 高 郡 市 高 縣 貝 奈)

くの如くにして年代を經過せんか、地さして寺でない處はなからう。よつて厳しく禁止して、これから以後、私に道場を立てたり、又は田宅、園池を寺に捨施し、若しくは賣却する者は主典以上は現職を免じ、その他は如何なる者も、杖罰八十を加へ、役人がそれを知つて禁止せない者は、同罪にする。こゝあるので如何に寺院の建立が盛んであつたか、如何に其れが社會に害毒を流したか、わからう。これは私墾田等の税を免れ、又官没を避けん爲に、信仰を名こして行つた僧俗結託の罪惡である事は、第三章に於いて詳細に述べた通りである。

斯様に寺院の建立を、厳しく禁止せられたが、此時代に發生した寺院も決して尠くない。これ世舉つて佛敎に心酔する結果、やむを得ない現象であらう。その中でも殊に有名なものを擧げると、延暦十五年出來た東寺、西寺、これは東西鴻臚を捨て、建てられたのである。次に廢太子早良親王（崇道天皇）追善の八島寺、次に嵯峨上皇御創建の觀空寺、次に仁壽元年出來た嘉祥寺、これはも清涼殿で、仁明帝讒寢の場所だから、文徳帝御するに忍び給はずこゝに移して佛堂をなされたものである。次に清和天皇の勅建で、僧正遍正の止住した元慶寺、次に宇多法皇の御室たりし仁和寺などがある。又后妃のお建てになつた寺では淳和太后建立の大覺寺（初め嵯峨院）、次に仁明皇后建立の安祥寺、これは文徳帝の勅願寺であつた。次に元慶中、藤原皇太后建立の東光寺、次に宇多藤原皇后建立の勸修寺、

次に尙侍藤原淑子建立の圓成寺等がある。又皇子、皇女のお建てになつた寺には、紀内親王創建の神應寺、次に平城帝皇子高岳親王創設の超昇寺、次に平城帝皇子皇女協力建立の不退寺（又在原寺）がある。又貴族建立の寺には和氣氏の神護寺（初め神願寺）、菅野眞道建立の八坂東院、承和中滋野貞主建立の慈恩寺（後西寺別院）、平高棟の平等寺、貞觀中藤原良繩建立の眞如院（類史眞言院）、藤原良房貞觀中奏請建立の相應寺、貞觀四年伴善男奏請建立の報恩寺、延曆中藤原伊勢人建立の鞍馬寺、坂上田村麻呂建立の清水寺、延喜中藤原道明、橘澄清建立の道澄寺、藤原基經創建の極樂寺、藤原冬嗣建立の南圓堂、齊衡年間藤原緒嗣建立の泉涌寺、菅原道眞建立の吉祥院等がある。又僧侶建立のものには最澄建立の比叡山寺（後の延曆寺）、空海建立の金剛峯寺を始めとして、道雄建立の海印寺（海印三昧寺、公家助作）、眞觀中律師眞紹建立の禪林寺、同じく常住寺、僧延庭建立の興隆寺、同じく聖寶建立の醍醐寺、同じく三澄建立の忍頂寺（神岑山寺）、安祿建立の悉檀寺なき極めて多い。

此等寺院の多くは初めから寺院として建てられたものであるが、中には東西兩寺や、嘉祥寺の様に御殿の寺院化したのや、又邸宅、山莊の寺院に化したのも尠くない。即大覺寺は、もこ嵯峨天皇の山院であつたし、平等寺は、もこ平高棟の別墅であつたが、貞觀元年奏請して道場としたものである。又有名なる清原夏野の雙丘山莊は文德帝御陵の邊にあるので、三昧を修するのに便利な處から沙彌二

十口を住ましめて寺とした、これが雙丘寺で後に天安寺と云ふ。又藤原良相粟田山莊は清和帝暫く仙躰を駐め、此の地で出家せらるゝに至つて道場となつた、これが圓覺寺である。その他報恩寺は伴善男深草別墅の跡である。以上は京畿に於ける建立であるが、同様に地方にも尠くなかつた。それ等は地方豪族や僧侶の建立であるが、中には孝子丈部富賀滿が建てた伊豆大興寺のやうに平民建立のものもあつた。

此等並びに前時代より存する寺院に對して下賜せられた田莊、民戸、金品の類は極めて多い。その大なるものは墾田數百町、封千戸を超えて居る。さうして貴族僧侶の建てたものでも、後には定額寺に列し、墾田、封戸を賜はつたものが尠くない。神護寺が延曆十二年、能登墾田五十八町を賜ひしが如き、禪林寺が元慶元年愛宕郡公田四町を賜ひしが如き、その例である。又延曆十四年菩提寺火災の際大和國稻二千束を授けしが如き、弘仁四年故布勢内親王家直錢一萬貫を諸寺修理料として授けしが如き、火災若しくは他の事故にて造營、修理する場合には特に金品を賜はるのが常であつた。

又貴族平民の寄捨も極めて多かつたらしい。延曆十二年二月藤原永手が、その位田を四天王寺に入れたるが如く、時には、其の人一代に限られたる位田さへ寺に寄附するものがあつた。又大同元年六月紀には「追孝の徒が哀慕の情を、世間體の爲に、布施を手厚くする風あるを禁じ、貧民は田宅を賣

却し、生活に困難するに至る」を述べて居る。以て寺院の収入の如何に高額に上つたかと察しられよう。しかし僧侶は、その上にも猶利益を得んを計つて居る。即彼はかくして得たる金穀を、更に出舉して更に多額の利を獲て居たのであつた。その結果として僧侶の富は非常に大きいものであつたが、彼等僧侶は、それを社會事業に費した形迹もなく貧民に恵んだ様子もない。反つてこれを保護する爲に、寺や僧侶の財物を盗んだり、借りて返却せないのは、所有する罪の内最も重いものと教へて居た。例へば靈異記は大安寺の修多羅分錢卅貫を借り、越前都魯鹿津にて交易したるが爲に地獄に墮ちた（中卷九）を云ひ、寺の藥分の酒二斗を借用して償はなかつたが爲に死して牛となつた（中卷卅二）を云ひ猶西大寺の八角塔を四角とし、七層塔を五層に減じた丈でも、地獄に墮ち、火柱を抱いた（下卷卅六）を教へて居る。僧侶が一般の無智なるに乗じ、いかに巧妙に、その利益を保護したかを見るでないか。又寺の物を用ひて大般若を寫した爲に、惡報を得たことがある。つまり寫經の如き功德さへ此には對抗するを得なかつたのである。その他僧俗共に名を寺に借りて、私利を營んだ事は第三章で述べた通りである。

第五節 僧侶に對する信仰

事實信仰の念から僧侶になつたものもないではないが、多くは富貴權勢を目的として出家した者であつたことは、第三章で述べた通りである。けれども一般人民の之に對する尊敬は非常なものであつたが、猶その上僧侶は自家の利益を保護する爲に、巧妙なる説教を以つて自家の地位を高めたらしい。靈異記に智光法師が行基の世に重んぜられるのを嫉妬した爲に、地獄に墜ちて熱鐵柱を抱かされた（中卷七）を云ひ、ある僧が尼を罵つたが爲に惡死を遂げた（下卷十九）を云ふ話を載せて居るが、佛の道を宣傳する僧侶として斯様な行動はあるよじき事だから、それ位の罰は當然であらう。又乞食僧に物を與へざるのみか、その荷へる稻をまきちらし、袈裟を剥ぎ、猶も逃ぐるを逐つて、引き捕へ、石にて頭を打つた罰で地に跪いたまゝ死んだ（下卷卅三）を云ひ、乞食沙彌に物を與へないばかりか、反つて袈裟を奪つたので口から黒血を吐いて死んだ（下卷十五）を云ひ、又は乞食僧を逼り撃んじしたが、反對に咒で縛せられた（上卷十五）を云ひ、あまりに僧侶を迫害し過ぎたから、それ位の惡報を得たとしても大して無理とも思へぬが、自分の妻の寺にあるを見て、僧が通じたのではないかと疑ひ、その僧に惡口した爲に惡死を遂げた（中卷十一）を云ひ、乞食僧の鉢をこはし、之を逐ひかけた爲に倉に壓されて死んだ（上卷廿九）を云ひ、千手の陀羅尼を誦する僧を拍つた爲に惡死したなごはあまりに残酷過ぎるではないか。

單に平民ばかりでない、皇族の尊きでも同様罪を受けるに教へて居た。即中卷の一には長屋親王が賤形の沙彌の鉢を捧げて飯を乞ふを見て、牙册を以て其頭を打ちたる咎にて、程なく讒言せられて死んだ云ひ、中卷卅五には宇遲王が僧侶を打ちたる爲、重病を得て死んだなき載せて居る。その實此賤形の僧侶云ふのは延暦四年紀に或は私に檀越を定め、閭巷に出入し、或は佛驗ありに誣ひて愚民を誑誤するに或る者や、延暦十八年起に擅に本寺を去り、山林に隱住し、人の囑託を受け、邪法を行ふに或るの類であつたのでなからうか。

第六節 慈善と動物愛護の弊

佛教が世人に宗教的信念を與へ、又道德的教訓を授けて、社會全體を利益した事は決して尠くない、けれど、それも動もするに迷信に走り、反つて社會を害した事は今迄述べた所でもほとゝわからう。しかし、其等より、もつと世を災したのは佛教上の慈悲の發露が餘りに度を過ぎた事である。次の時代に於いて地方大いに亂れ、良民は現世に地獄の憂きめを見るの慘狀を呈するに至つたのは、此の結果ではなからうかと思ふのである。

此の佛の慈悲の發露としては慈善事業と動物愛護とが最も著しい。前者は勿論佛教の影響ばかりでなく、儒教の感化も與つて力あらう。しかし讀經と同時に行はれた賑給其他種々の貧民救助又は大赦は、たゞ賑給大赦の制度が儒教精神から來たものにして、此等の分は直接佛教上の慈悲から生れたものこそねばならぬ。勿論此等の行ひは、其精神から云へば非常な立派な行であるし、又貧民救助の事は社會政策の條で述べたやうに、凶年等の場合には一時の急を救ふ方法として、極めて必要な事であつたに違ひない、又一時は多大の効果があつたものであらう。けれど無暗に物を恵む事は、其人をして依頼心を生ぜしめ、獨立の精神を失はしめるに至り、反つて其人を害するの結果に終る、これを眞の慈善と云へやうか。然るに當時の僧侶や佛教信者は、此等の行を最も大なる慈善と考へ、貧困者を恵み、飲食を與へなきするは、その報として善果を得るに信じ、然らざる者、若しくはその行を妨げる者は、靈異記中卷十六に老人に食を與へる其を妨げたが爲に地獄に墮ちる（中卷十六）に教へてあるやうに恐るべき惡果を受くるものにして居たのである。かくして佛事には施行の伴ふ事が普通となり、その結果として乞食徒らに、數を増すばかりであつた。

次に大赦もあまり良い結果を賣らして居ない。此時代、放免の者が罪を重ね、社會を害した事は極めて多いが、殊に此の佛教上の慈悲心から死刑を全廢した事は最も社會を害して居る。之によつて惡人は天下に何の恐るゝものもなく、思ふがまゝに其の罪惡を逞うするに至つたのである。平安朝程盜

賊の多い時代が他に見られぬのは、全く此結果から思はれる。此れが爲に良民の苦しみは想像以上であつたらしい。此の事は第三章の盜賊の節を参照してもらひたい。

斯様な慈悲と同様、否もつこつまらぬ行は殺生禁斷であらう。これも動物愛護の精神から起つたもので、其精神は有難いが、それが思慮なく行はれたから、人民を苦しめる事が大なるものゝなつた。一體當時の佛者は動物を人間以上と考へたものではなからうか。靈異記に顯はれたる處を見るに、憐むべき人に同情し、これを救はんこしたるか、又はこれに反する行爲があつたか、善惡報を受けた話は殆んどないのに、殺生、放生に對する善惡報は極めて多い。例へば漁夫幼より長ずる迄、網を以つて魚をこつた、その報で炎火身に迫り、著袴から焼け始めて終に惡死を遂げた(上卷十一)云ひ、又ある人、兎を捕へ、皮を剥いで、野に放つたが、久しからずして毒瘡身に遍く、肌膚爛敗、苦痛此なくして死んだ(上卷十六)云ひ、又馬に重荷を負はせ、老ゆればその馬を殺す事屢であつたが爲に、騰沸する釜に、その兩眼を煮られた(上卷廿一)云ひ、又漢神を祀る爲に毎年一牛、合せて牛七頭を殺した爲に、重病を得七年間醫藥方療したが癒ないで、遂に地獄に墮ちた(中卷五)云ひ、又常に鳥の卵を煮て、食つて居たら、足から漸次焼けて地獄に墮ちた(中卷十)云ひ、又狐の子を捕へて殺したら、狐がその祖母に化け、その子を殺した(中卷四十)云つて居る。何れを見ても地獄に行く程の

罪は思はれぬではないか。それも徒らに獵銃を肩にし、釣竿を擔ひ、魚鳥を捕ふる風の紳士ならば、此れ位の惡報があつてもよいが、此處に擧げたのは大抵生活上已むを得ず、やつたものらしい、それを斯様に罪にあてるのはあまりに非道過ぎる。

國家の大佛事には天下に殺生を禁斷し、寺院附近は常に之を禁じて居たから人民の苦は非常なものであつた。勿論全體の殺生禁斷の場合には、漁を以て業とする者には糧を給與せられる例もなつて居た。(大同四年四月紀同五年七月紀)しかし道德の章で説いたやうに、一時百姓の魚食を禁じて居たから漁民に云ふ者は、あまり多くなかつたであらう。斯様な殺生禁斷から我國民は漸次菜食に傾くやうになつた。

次に殺生禁斷より猶馬鹿らしいのは放生であつた。これは殺生が非常な罪惡と思はれて居たのに對して大きな功德を信じ、善報があるものと思はれて居た。上述の牛七頭を殺した者も、後に放生の業を修め、他が畜生の類を殺すを見れば、値を論ぜず贖つたので、一反地獄に墮ちたが、その爲に助けられ(中卷五)又大龜を贖つて放つたら、その龜が恩を報ゆる爲に、海賊から海に投げられたのを救つた(上卷七)又ある女が大蟹の命を助けてやつたので、大蛇に犯されんこしたのを免れる事が出来た(中卷八及十二)又釣人のこつた蠓十具を、米五升で買つて放つてやつた報として一反死んだが蘇生する

事が出来た。（中卷十六）なき云ふ話が靈異記に載つて居る。斯様な信仰を以つて放生は盛んに行はれたが、それが形式となり、反つて畜類を困しめるに至つた。即佛事があつて放生をする時には、兩三日前から諸郡に命令して鳥や蟲を聚めさせる、それが爲に郡司や百姓は鳥や蟲を捕へて貯はへるのだが、その佛事迄に日があるので、その半ば迄は死んでしまふ。やつこの事で命をつないだ物丈が、この佛事で放たれるのであつた。つまり放生は眞の放生ではない、それを行ふ爲に、わざ／＼畜類を捕へるのだから、畜類から云へば非常な迷惑否大なる苦痛であつた。（元慶六年六月三日紀）此處に至つて放生は殺生の甚だしいものとなる。その愚笑ふべきではないか。しかし、これは此時代ばかりではない、明治に至るまで行はれて居たのである。

第七節 佛教と神社との關係

佛教徒は神を目して人間と同様、六道を輪廻するものゝ信じて居たらしい。其處で神も善根を積み、佛となり得るが、悪行を犯せば、やはり畜生道にさへ墮るものゝ信じて居た。靈異記下卷廿四に、近江野州郡御上嶺の隨我大神の猿なるを述べて、その昔此神は、東天竺の大王であつたが、國內の修行僧の従者が數千もあつて、農業を妨げる事の大なるを見て、従者を少くさせた。これは悪い事と思

はぬが、佛者のまがつた目から云ふに、間接に道を修するのを妨げた事になる云ふので、罪報を得て彌猴の形になつたを載せて居る。以てその一般がわからう。

一體此時代迄の僧侶の多くは外國人、または外國留學者、及び其れ等の人に育てられた人であつて、主としてその外國輸入の佛教をのみ學び、且心酔しきつて居たから、本邦神祇に對する知識なきは尠しもない。たゞへ少しあつても根が佛教に心酔しきつて居るから、公平な目で見る筈がない。何でも佛教の理屈から、わり出して本邦神祇を非常に輕侮した。しかし、これは斯様な時代としてやむを得ない現象であらう。明治初年キリスト教が這入つて來た時も、神社に對して同様な態度をこつたのから考へても、餘り咎める事が出来ぬ。そこで名僧さか知識さか云はれる人には、本邦神祇を驅使したなき云ふ話が、多く傳はつて居る。けれど、いくら僧侶でも、朝廷の崇拜厚い神に對しては、そんな譯には行かぬと見えて、八幡大神の如きは前時代から既に菩薩と云つて尊んで居る。しかし大體多くの神は佛者から極めて卑しく見積られて居た。

かやうに神を人間と同様六道を輪廻するものゝ信じたから、神もやはり寫經や、讀經を欲し、又寺院の建立を望んだと考へられ、又一方兎も角、神は一般から人間以上と認められ、種々の禍福を與へるものゝ信じられて居たから、その二つが寄り合つて盛んに、神の爲に寫經、讀經を行ひ、又神宮寺を建